弘前市地域防災計画
（素案）

―地震災害対策編―

（平成３１年修正）

弘前市防災会議

目　　次

第１章　総　　則 1
第１節　計画の目的 1
第２節　計画の性格 1
第３節　計画の構成 1
第４節　各機関の実施責任 2
第５節　市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 3
第６節　市の自然的・社会的条件 7
第７節　青森県の主な活断層 11
第８節　弘前市の地震 11
第９節　地震による被害想定 12
第 10 節　災害の想定 14
第２章　防　災　組　織 15
第１節　弘前市防災会議 15
第２節　弘前市災害対策本部 16
第３節　動員計画 33
第３章　災害予防計画 35
第１節　調査研究 35
第２節　防災業務施設・設備等の整備 36
第３節　青森県防災情報ネットワーク 40
第４節　自主防災組織等の確立 41
第５節　防災教育及び防災思想の普及 43
第６節　企業防災の促進 45
第７節　防災訓練 46
第８節　避難対策 48
第９節　火災予防対策 52
第 10 節　水害対策 54
第 11 節　土砂災害対策 57
第 12 節　建築物等対策 58
第 13 節　都市災害対策 59
第 14 節　要配慮者等安全確保対策 60
第 15 節　防災ボランティア活動対策 62
第 16 節　積雪期の地震災害対策 63
第 17 節　文教対策 64
第 18 節　文化財災害予防対策 66
第 19 節　警備対策 67
第 20 節　交通施設対策 68
第 21 節　電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 69
第 22 節　危険物施設等対策 73
第 23 節　防災拠点の整備 76
第４章　災害応急対策計画 77
第１節　地震情報等の収集・伝達 77
第２節　情報収集及び被害等報告 81
第３節　通信連絡 89
第４節　災害広報・情報提供 92
第５節　避難 94
第６節　消防 100
第７節　水防 101
第８節　救出 102

第９節　食料供給 104
第 10 節　給水 107
第 11 節　応急住宅供給 109
第 12 節　遺体の捜索、処理、埋火葬 111
第 13 節　障害物除去 113
第 14 節　被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与 115
第 15 節　医療、助産及び保健 117
第 16 節　被災動物対策 119
第 17 節　輸送対策 120
第 18 節　労務供給 122
第 19 節　防災ボランティア受入・支援対策 125
第 20 節　防疫 126
第 21 節　廃棄物等処理及び環境汚染防止 128
第 22 節　被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定 130
第 23 節　金融機関対策 131
第 24 節　文教対策 132
第 25 節　警備対策 134
第 26 節　交通対策 135
第 27 節　電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 136
第 28 節　石油燃料供給対策 140
第 29 節　危険物等災害応急対策 141
第 30 節　相互応援協定等に基づく広域応援協力 144
第 31 節　自衛隊災害派遣要請 147
第 32 節　県防災ヘリコプター運航要請 149
第５章　災害復旧対策計画 150
第１節　公共災害復旧事業 150
第２節　民生安定のための金融対策 152
第３節　被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画 152

第１章　総　　則

第１節　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４２条の規定に基づき、地震災害に対処するため、防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務又は業務の遂行により、弘前市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を期することを目的とする。

また、計画の実施に当たっては、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するために、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、住民、企業、団体等の関係機関が連携を強化して、時機に応じた重点課題を設定するなどし、日常的に減災のための住民運動の展開を図るものとする。

第２節　計画の性格

この計画は、地震災害に係る市の防災に関する基本計画であり、その性格は次のとおりである。
なお、風水害等防災計画は別編とする。

１　県の地域防災計画に基づいて作成し、指定行政機関等の防災業務計画と整合性をもたせたものである。

２　災害対策基本法及び防災関係法令に基づき、弘前市の地域に係る防災に関する諸施策及び計画を総合的に網羅しつつ体系的に位置付けし、防災関係機関の防災責任を明確にするとともに、その相互の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱を示したものであり、必要と認められる細部的事項については、弘前市災害対策本部の各部及び各防災関係機関において別途具体的に定めることを予定しているものである。

３　地震災害に迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要の都度修正するものである。

４　弘前市及び防災関係機関は、この計画の目的を完遂するため、平素、自ら若しくは関係機関と共同して調査研究を行い、あるいは訓練の実施又はその他の方法によりこの計画の習熟に努める。

第３節　計画の構成

この計画の目的を達成するため、次の項目をもって構成する。

１　総則（第１章）
弘前市地域防災計画（地震災害対策編）作成の目的、性格及び防災関係機関等の処理すべき業務等について定めるとともに、災害の要因となる自然的、社会的背景等について記載するものである。

２　防災組織（第２章）
防災対策の実施に万全を期するため、弘前市防災会議及び弘前市災害対策本部の組織、所掌事務等について定めるものである。

３　災害予防計画（第３章）
地震災害が発生した場合の被害の軽減を図るため、弘前市及び防災関係機関等の予防的な施策、措置等について定めるものである。

４　災害応急対策計画（第４章）
地震災害による被害の拡大を防止し、又は二次的に発生する災害を防御するため、弘前市及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等について定めるものである。

５　災害復旧対策計画（第５章）
被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期の復旧・復興を図るため、弘前市（以下、「市」という。）及び防災関係機関等が講じるべき措置について定めるものである。

第４節　各機関の実施責任

この計画において、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等並びに住民の果たす責任について定める。

なお、防災業務の推進にあたっては、男女双方の視点に配慮し、施策・方針決定過程及び現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

１　市

市は、市の地域並びに市の住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

２　県

(1) 県は、県の地域並びに県の住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、災害が市町村域を超え広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは市町村間の連絡調整が必要なときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。

(2) 県出先機関は、市の地域並びに市の住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう助言等を行う。

３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに市の住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう助言等を行う。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

５　公共的団体等及び住民

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から地震災害に対する防災力向上に努め、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、市その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

また、住民は、「自らの身の安全は自らが守る」との自覚を持ち、平時より地震災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るように行動しそれぞれの立場において防災に寄与するよう努める。

第５節　市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに関係する指定地方行政機関等の業務の大綱は、次のとおりとする。

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
弘前市	弘前市	1　防災会議に関すること 2　防災に関する組織の整備に関すること 3　防災に関する調査、研究に関すること 4　防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること 5　指定避難所及び指定緊急避難場所の指定に関すること 6　防災に関する物資等の備蓄に関すること 7　防災教育、防災思想の普及、防災訓練及び災害時のボランティア活動に関すること 8　要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ）の安全確保に関すること 9　避難行動要支援者に係る名簿の作成等避難支援に関すること 10　地震に関する警報・情報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること 11　水防活動、消防活動に関すること 12　災害に関する広報に関すること 13　避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）（以下、「避難勧告等」という。）に関すること 14　災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助及びそれに準ずる救助に関すること 15　公共施設・農林水産業施設等の応急復旧に関すること 16　農林水産物等に対する応急措置の指示に関すること 17　建築物等の応急危険度判定に関すること 18　罹災証明の発行に関すること 19　災害対策に関する隣接市町村等との相互応援協力に関すること 20　その他災害対策に関すること
	弘前市教育委員会	1　防災教育に関すること 2　文教施設の保全に関すること 3　災害時における応急の教育に関すること 4　その他災害対策に関すること
消防機関	弘前地区消防事務組合 消防本部 弘前消防署 東消防署 弘前市消防団	1　地震、風水害、火災、その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること 2　人命の救助及び救急活動に関すること 3　住民への情報伝達及び避難誘導に関すること 4　防火対象物の保安管理の指導、監督に関すること 5　危険物の取締り及び高圧ガス等の安全指導に関すること
青森県	弘前警察署	1　災害に関する警報・情報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること 2　災害時における警備に関すること 3　災害広報に関すること 4　被災者の救助、救出に関すること 5　災害時の遺体の検視、遺体調査、身元確認等に関すること 6　災害時の交通規制に関すること 7　災害時の犯罪の予防、取締りに関すること 8　避難勧告等に関すること 9　その他災害対策に関すること

機　　関　　名		処理すべき事務又は業務の大綱
	中南地域県民局 地域健康福祉部	1　災害救助に関すること 2　医療機関との連絡調整に関すること 3　災害時における衛生保持及び食品衛生に関すること 4　防疫に関すること
青森県	中南地域県民局 地域整備部	1　公共土木施設（河川、道路、橋梁、砂防、急傾斜地、下水道、公園等）の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること 2　水防活動に関すること
	中南地域県民局 地域農林水産部	1　農業、林業、畜産業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること 2　農地及び農業用施設、農業集落排水施設の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること 3　水産業(内水面)に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧の指導、助言に関すること
	中南教育事務所	1　文教関係の災害情報の収集に関すること 2　災害時における応急の教育に係る指導、助言及び援助に関すること
指定地方行政機関	東北総合通信局	1　非常通信協議会の育成、指導に関すること 2　非常通信訓練に関すること 3　防災行政無線局、防災相互通信用無線局、災害応急復旧用無線局及び孤立防止用無線の開局、整備に関すること 4　災害時における電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関すること
	青森労働局 弘前労働基準監督署 弘前公共職業安定所	1　被災者に対する職業の斡旋に関すること 2　労働災害発生に伴う調査及び再発防止対策に関すること 3　被災労働者に対する救助、救急措置の協力及び災害補償に関すること 4　災害時における労務供給に関すること
	東北農政局 青森県拠点	1　災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること 2　農地・農業用施設の防災対策並びに指導に関すること 3　農業関係被害状況の収集及び報告に関すること 4　災害時における生鮮食品、種もみその他営農機材、畜産飼料等の供給斡旋及び病害虫防除の指導に関すること 5　土地改良機械の緊急貸付けに関すること 6　農地、農業用施設の災害復旧事業の査定に関すること 7　被災農林業者への資金（土地改良資金、農業経営維持安定資金、経営資金、事業資金等）の融通に関すること
	東北森林管理局 津軽森林管理署	1　森林、治山による災害防止に関すること 2　保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関すること 3　災害時における情報収集・連絡及び応急対策に関すること 4　災害時における関係職員の派遣に関すること 5　林野火災防止対策等に関すること 6　災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
	東北地方整備局 青森河川国道事務所 岩木川ダム統合管理事務所 藤崎出張所 弘前国道維持出張所	1　公共土木施設（直轄）の整備に関すること 2　直轄河川の水防警報及び洪水予報（青森地方気象台との共同）の発表・伝達等水防に関すること 3　一般国道指定区間の維持、管理及び交通確保に関すること 4　その他公共土木施設（直轄）の災害対策に関すること 5　緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること

機　　関　　名		処理すべき事務又は業務の大綱
	東北運輸局 青森運輸支局	1　交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達に関すること 2　緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること
	東京航空局 （三沢空港事務所 青森空港出張所）	1　災害時における救援物資及び人員等の緊急輸送の確保措置に関すること 2　災害時における航空機による輸送の安全確保措置に関すること 3　指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
	仙台管区気象台 青森地方気象台	1　気象、水象、地象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2　気象、地象、水象の予報及び特別警報・警報・注意報等の防災情報の発表・伝達及び解説に関すること 3　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援･援助に関すること 5　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること
陸上・海上・航空自衛隊		1　災害時における人命及び財産の保護のための救援活動に関すること 2　災害時における応急復旧の支援に関すること
指定公共機関及び指定地方公共機関	東日本旅客鉄道(株) 秋田支社津軽地区センター 日本貨物鉄道（株） 弘南鉄道株式会社	1　鉄道事業の整備及び管理に関すること 2　災害時における救援物資及び人員等の緊急鉄道輸送に関すること 3　その他災害対策に関すること
	東日本電信電話(株) 青森支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株）ＮＴＴドコモ東北青森支店 ＫＤＤＩ株式会社 ソフトバンク株式会社	1　気象警報等の市への伝達に関すること 2　災害時優先電話の利用又は「非常電報」、「緊急電報」の優先利用に関すること 3　災害対策機器等による通信の確保に関すること 4　電気通信設備の早期復旧に関すること 5　災害時における災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に関すること 6　県や市、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること
	日本郵便（株） 弘前郵便局	1　災害時における郵便局業務の確保及び災害特別事務取扱いに関すること
	日本赤十字社 青森県支部	1　災害時における医療対策に関すること 2　災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関すること 3　義援金品の募集及び配分に関すること
	東北電力(株) 弘前電力センター	1　電力施設の整備及び管理に関すること 2　災害時における電力供給に関すること
	日本放送協会青森放送局 青森放送(株）弘前支社 (株）青森テレビ弘前支社 青森朝日放送(株）弘前支社 （株）エフエム青森	1　放送施設の整備及び管理に関すること 2　地震情報等、災害情報及び被害状況等の放送並びに防災知識の普及に関すること
	弘前ガス(株) (一社）青森県エルピーガス協会津軽支部	1　ガス供給施設の整備及び管理に関すること 2　災害時におけるガス供給の安全確保に関すること
	（一社）弘前市医師会	1　災害時における医療救護に関すること

機　　関　　名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定公共機関及び指定地方公共機関	（公社）青森県トラック協会弘前支部 弘南バス(株) 弘南鉄道(株) 日本通運(株) 青森営業所 福山通運株式会社弘前営業所 佐川急便株式会社弘前営業所 ヤマト運輸株式会社青森主管支店 西濃運輸株式会社弘前営業所	1　輸送施設の整備及び管理に関すること 2　災害時における救援物資及び人員等の緊急陸上輸送に関すること
	日本銀行（青森支店）	1　災害時における通貨及び金融対策に関すること
	東日本高速道路(株) （東北支社、青森管理事務所）	1　東北縦貫自動車道の維持修繕その他防災管理等に関すること
公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	弘前商工会議所及び岩木山商工会等商工業関係団体	1　会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ､斡旋等の協力に関すること 2　災害時における物価安定についての協力等に関すること 3　災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、斡旋に関すること
	農林水産業関係協同組合 森林組合 土地改良区	1　農林水産業に係る被害調査に関すること 2　共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること 3　被災組合員に対する融資又は斡旋に関すること
	観光関係団体	1　災害時における観光客の安全対策に関すること
	運輸業関係団体	1　災害時における輸送等の協力に関すること
	建設業関係団体	1　災害時における応急復旧への協力に関すること
	自主防災組織・青年団・女性団体・町会等	1　災害時における被害状況の調査に対する協力に関すること 2　災害応急対策に対する協力に関すること
	放送機関 アップルウェーブ(株)	1　放送施設の整備及び管理に関すること。 2　気象予報・警報、災害情報及び被害状況等の放送並びに防災知識の普及に関すること
	道の駅運営管理者	1　避難施設、消火設備等の点検整備に関すること 2　従業員に対する防災教育・訓練に関すること
	病院等経営者	1　避難施設、消火設備等の点検整備に関すること 2　従業員等に対する防災教育、訓練に関すること 3　災害時における病人等の受入れに関すること 4　災害時における負傷者の医療・助産及び保険措置に関すること
	社会福祉施設経営者	1　避難施設、消火設備等の点検整備に関すること 2　従業員等に対する防災教育、訓練に関すること 3　災害時における入居者の保護に関すること
	金融機関	1　被災事業者に対する資金の融資に関すること
	学校法人	1　防災教育に関すること 2　避難施設の整備、避難訓練の実施に関すること 3　災害時における応急の教育に関すること
	危険物関係施設の管理者	1　災害時における危険物の保安に関すること
	多数の者が出入りする事業所等(百貨店・工場等)	1　避難施設、消火設備等の点検整備に関すること 2　従業員等に対する防災教育、訓練に関すること 3　来場者等に対する避難誘導に関すること

第６節　市の自然的・社会的条件

１　位置

当市は、青森県の西南部、津軽平野のほぼ南端に位置し、北は北津軽郡に、東は南津軽郡に、西は西津軽郡に、南の一部は秋田県に接している。

これを経緯度でみると、東経１４０度０９分（大字常盤野字中村山国有林）から３６分（大字薬師堂字南熊沢）まで、北緯は４０度２８分（大字相馬字萱菴国有林）から４５分（大字十腰内字野中）の区域にあり、経度は、ほぼ東京と同じである。

広さは東西約３７．６㎞、南北約３２．７㎞で、面積は５２４．２０㎢である。標高は市役所で４４．４ｍとなっている。

２　地勢

(1) 地形及び地質

ア　地形

当市の地形は、山地、丘陵地、低地の３つに区分され海岸を有しない。西部には標高１，６２５ｍの青森県最高峰の岩木山を有し、鳥海火山帯に属する岩木山火山地の東北麓及びこれに連なる山田屋台地があり、南部には久渡寺山や毛無山、寒汐山などがある大鰐山地及びこれに連なる丘陵地が東西に分布している。この２つの山地の間を東に流れた後に市域の中央部で北東から北に向きを変える岩木川と、市域の東部境界を北に流れる平川の流域には、これらによって形成された沖積平野があり、囲まれるようにして、主に市街地として発展してきた洪積台地の弘前台地がある。

イ　地質

岩木山地には火山噴出物のいわゆる火山泥流が分布し、低地（平野）には岩木川及び平川によって運ばれた沖積堆積物がかなり厚く発達しており、これら両地質は人工による形質変更が容易であるという特質をもっている。また、南部丘陵地帯はシルト岩からなり砂岩・酸性軽石凝灰岩・礫岩を挟む東目屋層と呼ばれる特徴的な固形堆積物によって覆われている。弘前台地を形成する第四系洪積統の地層は氷河時代の堆積物で、未固結の礫、砂及び粘土からなっている。

(2) 河川、湖沼及び山岳

当市の主な河川、湖沼及び山岳は次のとおりである。

ア　河川

当市は、鰺ヶ沢町に接する一部の地域を除いて、西から北へ流れる一級河川の岩木川の流域に包含されている。岩木山を源とする後長根川、大鰐山地から流れる相馬川、土淵川、大和沢川、東部を南北へ流れる平川など、当市を貫流し、あるいは隣接自治体との境界部を流れる主な河川は次のとおりである。

資料編　〔表〕１－６－１

イ　湖沼

当市と鶴田町との境界部に面積１．９１㎢の廻堰大ため池があるが、その大半は鶴田町に含まれている。また、南部には洪水調節と農業用水の確保を目的とした相馬ダムがあるほか、市域には１３４の農業用ため池があり、満水位面積が１ha 以上のため池は次のとおりである。

資料編　〔表〕１－６－２

ウ　山岳

当市西部に山麓が所在する岩木山（標高１，６２５ｍ）は、活火山であり、最近では西暦１８６３年に噴火している。

(3) 道路及び鉄道

当市の交通体系は、次のとおりである。

ア　道路

東北縦貫自動車道が当市石川地区を縦断しており、大鰐弘前インターチェンジを介して市街地に接続している。

市内主要道路としては、国土交通省直轄の国道である７号と県管理の国道１０２号の２つの一般国道のほか、主要地方道９路線、一般県道１６路線などがあり、幹線道路としてのネットワークを形成している。

（参考）市道の状況　　資料編　〔表〕１－６－３

イ　鉄道

東日本旅客鉄道株式会社の奥羽本線が市の東部を縦貫しており、弘前駅のほか、撫牛子駅、石川駅が設けられている。

弘南鉄道株式会社の路線は２本あり、弘南線は奥羽本線弘前駅と黒石市を、大鰐線は市中心部中央弘前駅と大鰐町をそれぞれ結んでいる。

3　気象

津軽地方は日本海側の気象特性を示し、冬は北西の季節風が強く、また降雪の日が多く積雪量も多い。しかし、日本海を北上する対馬海流は海岸地帯に暖気をもたらし、太平洋側より暖かい。夏は冷涼な北東風（やませ）の影響が少なく、梅雨の傾向も著しくなく、比較的乾燥した暑い夏型を示す。

弘前市の気象もこの天気特性に大局的には支配されているが、盆地的地形の中にあるため、夏と冬の気温差が大きいなど多少内陸型の様相を呈している。

なお、当市で記録した気象の極値は次のとおりである。

弘前地域気象観測所（アメダス）による観測値（弘前）

気象項目	観測値	起日	統計開始年月
日最高気温 *1	３７．０℃	昭和５３年　８月　３日	昭和５１年　３月
日最低気温 *2	－１６．２℃	昭和５３年　２月１７日	昭和５１年　３月
日最大降水量 *3	２４３㎜	昭和５２年　８月　５日	昭和５１年　１月
最大１時間降水量 *4	６３㎜	昭和５２年　８月　５日	昭和５１年　１月
日最大風速・風向 *5	１４．８m/s ・ 南西	平成２８年　４月１７日	昭和５１年　３月
月最深積雪 *6	１５３㎝	平成２５年　２月２５日	昭和５７年１１月

*1　24回の毎正時(1時～24時）の値の中の最高値
*2　24回の毎正時(1時～24時）の値の中の最低値
*3　0時～24時の合計値
*4　24回の毎正時(1時～24時）の値の中の最大値
*5　24回の毎正時(1時～24時）の値（10分間平均）の中の最大値（最大瞬間風速とは異なる。）
*6　24回の毎正時(1時～24時）の値の中の最大値

4　人口及び世帯

平成２７年国勢調査による本市の人口は１７７，４１１人で、平成２２年に比べ６，０６２人（３．３０％）の減少となった。男女別では男８１，３６７人、女９６，０４４人で、平成２２年に比べ男が２，６７７人、女が３，３６５人減少している。なお、女１００人に対して男８４．７人となっている。

また、世帯数は７１，１５２世帯で、平成２２年に比べ１，０１０世帯（１．４％）の増加となっており、１～２人世帯が増加していることから１世帯当たり人員は２．４１人で、平成２２年の２．６２人と比較すると、０．２１人の減少となっている。

人口を年齢別にみると、０～１４歳の年少人口が１９，４１０人で、平成２２年に比べ２，４１９人（１１．１％）の減少、１５歳～６４歳の生産年齢人口が１０５，０６６人で８，１２１人（７　．２％）の減少といずれも減少しているのに対し、６５歳以上の老年齢人口は５１，８３０人で、５，４２９人（１１．７％）の増加となっている。

(1) 総人口、世帯数の推移

（企画課　単位：人、％）

区　分	総人口	男	女	女100人に対する男の人数	世帯数	１世帯当たり人員
平成7年	194,197	89,273	104,924	85.1	66,003	2.88
平成12年	193,217	88,972	104,245	85.3	68,296	2.77
平成17年	189,043	86,622	102,421	84.6	69,251	2.66
平成22年	183,473	84,064	99,409	84.6	70,142	2.62
平成27年	177,411	81,367	96,044	84.7	71,152	2.41

備考　１世帯当たり人員は、施設等の世帯を除いた一般世帯分で算出

(2) 年齢別人口及び構成の推移

【人　口】　（企画課　単位：人）

区　分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総　計	194,197	193,217	189,043	183,473	177,411
0　～14歳	31,465	28,251	25,051	21,829	19,410
15歳～64歳	130,944	126,925	120,732	113,183	105,062
65歳以上	31,451	37,954	43,199	46,401	51,830

備考　総数には、年齢不詳を含む。

【構成比】　（企画課　単位：%）

区　分	平成7 年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
0　～14歳	16.2	14.6	13.3	11.9	10.9
15歳～64歳	67.4	65.7	63.9	61.7	59.2
65歳以上	16.2	19.6	22.9	25.3	29.2

備考　上記の人口については、各年の国勢調査における旧弘前市・旧岩木町・旧相馬村の数を合計したものを使用

５　土地利用状況

当市は、大きく４つの地域から成り立っている。

市中央地域は、弘前城跡を中心に南部台地及び東部低地に拡大した市街地と、それを取り囲む昭和３０年に合併した旧村地区の一部からなる。市街地を取り囲む旧村地区には、水田、りんご園を中心とした都市近郊型優良農地が広がっているが、その一部では市街地の拡大に伴い農地が減少している。

岩木地区と高杉、船沢、新和、裾野の各地区及び藤代地区北部からなる北西部地域は、岩木川左岸の平坦地と岩木山麓の台地及び丘陵地からなり、良好な水田地帯及びりんご園地帯を形成している。

相馬地区と清水、千年、堀越、石川からなる市南部地域は、市域南部の台地及び丘陵地を中心に平川左岸の平坦地の一部と秋田県境の山岳部を含み、生産性の高いりんご園地帯と水田地帯を形成している。また、市の西部から南部にわたって森林地域で比較的林野率が高く、一部は水源かん養保安林の指定を受けて、木材生産機能だけでなく、市域の保全、自然環境の保全等の公益的機能を発揮している。市全域の土地の利用形態別構成は次のとおりである。

資料編　〔表〕１－６－４

6　産業及び産業構造の変化

当市の15歳以上の総就業人口は平成２７年国勢調査で85,719人で、その産業別就業者数は、第３次産業が54,242人で全体の63.3%（分類不能の産業を除く）を占めており、次いで第２次産業13,579人（15.8%（同））、第１次産業12,316人（14.4%（同））となっている。

産業大分類別に就業者数をみると、「卸売・小売業」が12,843人で最も多く、次いで「医療、福祉」12,569人、「農業」12,242人、「サービス業（他に分類されないもの）」8,641人となっている。

過去の調査から、総就業者数に占める各産業就業者数の構成比の変化をみると、第１次産業就業者の割合が減少するという傾向が続いている。

【産業別就業者数と構成比】　（企画課　単位：人，%）

区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
		構成比		構成比		構成比		構成比
総数	95,578		92,053		86,330		85,719	
第１次産業	17,211	18.0	15,853	17.2	12,670	14.7	12,316	14.4
農業	17,140	17.9	15,784	17.1	12,590	14.6	12,242	14.3
林業	66	0.1	66	0.1	77	0.1	67	0.1
漁業	5	0.0	3	0.0	3	0.0	7	0.0
第２次産業	19,137	20.0	15,330	16.7	13,609	15.8	13,579	15.8
鉱業（鉱業、採石業、砂利採取業）	87	0.1	20	0.0	12	0.0	14	0.0
建設業	8,778	9.2	7,007	7.6	5,420	6.3	5,334	6.2
製造業	10,272	10.7	8,303	9.0	8,177	9.5	8,231	9.6
第３次産業	59,016	61.7	58,644	63.7	55,357	64.1	54,242	63.3
電気・ガス・熱供給・水道業			382	0.4	373	0.4	365	0.4
情報通信業			652	0.7	552	0.6	583	0.7
運輸業（運輸業、郵便業）			3,258	3.5	3,283	3.8	2,833	3.3
卸売・小売業（卸売業、小売業）			15,731	17.1	13,914	16.1	12,843	15.0
金融・保険業（金融業、保険業）			1,897	2.1	1,747	2.0	1,674	2.0
不動産業（不動産業、物品賃貸業）			706	0.8	914	1.1	893	1.0
飲食店、宿泊業（宿泊業、飲食サービス業）			4,526	4.9	4,757	5.5	4,461	5.2
医療、福祉			10,759	11.7	11,717	13.6	12,569	14.7
教育、学習支援業			5,284	5.7	5,088	5.9	4,948	5.8
複合サービス事業			1,148	1.2	662	0.8	848	1.0
ｻｰﾋﾞｽ(他に分類されないもの)			10,728	11.7	8,832	10.2	8,641	10.1
公務(他に分類されないもの)			3,573	3.9	3,518	4.1	3,584	4.2
分類不能の産業	214	0.2	2,226	2.4	4,694	5.4	5,582	6.5

備考　１　上記の就業者数については、各年の国勢調査における旧弘前市・旧岩木町・旧相馬村の数値を合計したものを使用

２　第３次産業の分類は、平成１７年の国勢調査から変更となったため、平成１７年以降の数値のみを記載

３　区分の（　）内は、平成22年、平成27年の国勢調査の区分名

第７節　青森県の主な活断層

青森県が実施した調査結果によると、本県において認められている主な活断層は次のとおりである。

この調査結果を地震対策の基礎資料として活用するとともに、活断層の存在や活動性等について永続的に留意していく必要がある。

名　　称	分　　布　　状　　況
津軽山地西縁断層帯	五所川原市飯詰から青森市浪岡大字銀にかけて約１６ｋｍにわたって分布している津軽山地西縁断層帯北部と青森市西部から平川市にかけて約２３ｋｍにわたって分布している津軽山地西縁断層帯南部からなっていることが認められている。
野辺地断層帯	東北町添ノ沢から七戸町にかけて約１２ｋｍにわたって分布し、さらに南へ延びていることが認められている。
折爪断層	五戸町倉石中市から名久井岳東麓を経て県境まで約２１ｋｍにわたって分布していることが認められており、岩手県葛巻町方向へ続いている。
青森湾西断層帯	蓬田村から青森市にかけて約３１ｋｍにわたって分布し、北北西～南南東方向に延びている。

出典）「青森県地域防災計画」（平成３０年修正）

第８節　弘前市の地震

１　地震

青森県の周辺で発生する地震は、

①　太平洋プレートと陸のプレートの境界で発生する地震

②　日本海沿岸沿いに発生する地震

③　下方へ沈み込む太平洋プレート内部で発生する地震

④　内陸部の浅いところで発生する地震

などで、当市においても多くの地震動が観測されている。

特に、上記②タイプの地震では、昭和５８年５月２６日の日本海中部地震があり、多くの被害が発生した。弘前大学地震火山観測所による当市の震度は５であった。

主な被害は、住家８３棟、土木関係施設４９カ所、農業用施設２９カ所、文教関係施設７５カ所などであるが、このほか停電、断水、ガス漏れなども発生し、被害総額は１８億円を超えた。

また、①の地震として２０１１年（平成２３年）３月１１日１４時４６分頃発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）（マグニチュード９．０、最大震度７（宮城県栗原市））は、青森県、岩手県、宮城県及び福島県などの太平洋沿岸地域で発生した津波により甚大な人的及び家屋被害が発生するとともに、福島県では東京電力福島第一原子力発電所が津波による被害のため使用停止となり、その後の計画停電等日本の電力行政にも著しい影響を及ぼした。この地震で弘前市は、震度４を記録し、重症３名、中等症１０名、軽傷２名の負傷者が発生し、地震とともに広域にわたる停電が発生したが、３月１２日午後６時３１分までには弘前市内全世帯が復旧した。停電の以外のライフラインへの影響は少なく、火災が２件発生したほかは家屋等の建物被害はなかった。

この他の地震として岩木山地域の地震活動があるが、昭和４７年に発生し始めた地震は、これまで幾度か群発したものの、昭和４８年５月に記録した震度４をピークに衰勢に向かっており、静穏安定な状態となっている。

なお、②及び④の地震では、近年、特に顕著な被害は発生していない。

第９節　地震による被害想定

１　被害想定の概要

平成２４年度・平成２５年度（＊１）及び平成２７年度（＊２）に実施した県の調査によると、想定太平洋側海溝型地震、想定日本海側海溝型地震、想定内陸型地震のうち、概ね数百年に一度の頻度で発生する想定太平洋側海溝型地震が、最も被害が大きくかつ広域的に被害が発生するものと予想された。これら３つの被害想定調査結果を地震・津波対策の基礎資料として活用する。なお、将来発生しうる最大規模の地震が本調査の想定とまったく同じになるものとは限らないことに留意する必要がある。

２　想定する条件

(1)　想定時間

時間帯	設定理由
冬深夜	多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
夏 12 時	オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する場合が多い。 木造建物内滞留人口は、１日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は冬深夜と比較して少ない。
冬 18 時	住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュに近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

(2)　気象条件

観測所	項目	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時
青森	風向	南西	南西	南西
	風速（m/s）	3.9	2.7	3.9

３　被害想定結果

(1)　青森県

	死者・負傷者数	建物全半壊数	津波第１波到達時間
想定太平洋側海溝型地震（＊１）	４７，０００人	２０１，０００棟	３０分～６０分
想定日本海側海溝型地震（＊２）	１１，４００人	５３，０００棟	６分～３０分
想定内陸型地震（＊１）	１２，９００人	６４，０００棟	１分～５分

(2)　弘前市

	死者・負傷者数			建物全半壊数
	冬深夜	夏12時	冬18時	
想定太平洋側海溝型地震（＊１）	１，６４０ 人			１１，２００ 棟
想定日本海側海溝型地震（＊２）	４７０人	３５０人	３４０人	８，２００棟
想定内陸型地震（＊１）	＊　　人（わずかな被害）			１８０棟

	避難者	要救助者
想定太平洋側海溝型地震（＊１）	4,200 人	80 人
想定日本海側海溝型地震（＊２）	4,100 人	10 人
想定内陸型地震（＊１）	110 人	－

（参考）
平成 24 年度弘前市が実施した「防災アセスメント」結果

1　想定する条件

地震による被害は、地震の発生時刻や気象条件により変化することから、「冬の午前５時」、「夏の午後０時」及び「冬の午後６時」の３つのケースについて被害想定を行った。

【被害想定の条件】

設定	想定される被害の特徴
冬・午前５時	多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する可能性が高い。 オフィスや繁華街周辺の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。
冬・午後６時	住宅など火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 オフィスや繁華街周辺及び駅に滞留者が多数存在する。
夏・午後０時	オフィスや繁華街などに多数の滞留者があり、自宅以外で被災する場合が多い。

2　地震被害想定結果

地震被害想定の結果概要は、次のとおりである。

項目	地震被害想定の結果概要
想定地震	岩木川・平川沿いの低地を中心に揺れやすくなっているが、最大震度は、市内に影響の大きい太平洋側海溝型地震（Ｍ８．２）の場合においても震度６弱にとどまった。
液状化危険度	太平洋側海溝型地震（Ｍ８．２）が発生した場合、岩木川・平川沿いの低地を中心に液状化危険度が高い結果となった。
揺れによる建物被害（全壊・半壊）	揺れによる建物被害は、概ね震度６弱以上の地域で発生すると想定されるため、揺れによる建物全壊は４棟と少ない結果となった。
液状化による建物被害（全壊・半壊）	岩木川・平川沿いの低地を中心に液状化危険度が高い地域が広い範囲に見られるため、液状化による建物全壊は、７９７棟となった。
火災被害	火災被害は市内ではほとんど発生しない結果となった。
人的被害	揺れによる建物倒壊が４棟と少ないため、人的被害については、２０～３０人程度の負傷者の発生が想定されるものの、死者、重傷者はほとんど発生しない結果となった。
避難者	液状化による建物被害が多いため、市内で約２，９００人の避難者が発生する結果となった。
ライフライン被害	水道・下水道・ガスに被害が発生し、復旧まで１週間程度を要する結果となった。

【建物被害のまとめ】　（棟）

区分	全壊		半壊	
	揺れ	液状化	揺れ	液状化
木造	４	５８１	１５４	１，０１２
非木造	０	２１６	５	２８２
合計	４	７９７	１５９	１，２９５
		８０１		１，４５４

【人的被害のまとめ】　（人）

項目		冬季午前５時	夏季午後０時	冬季午後６時
揺れ	死者数	０．２５	０．１０	０．１５
	重傷者	０．３９	０．８２	０．４６
	負傷者	２８	３６	２４
火災	死者数	０．０１	０．０２	０．０７
	重傷者	０．０２	０．０３	０．１１
	軽傷者	０．０５	０．０７	０．２８
出火数	全出火数	０．２６	０．２９	１．５０
	炎上出火数	０．０９	０．１０	０．４９
	残火災件数	０	０	０
	焼失棟数	０	０	０
要救助者		１．０１	０．６４	０．７４
避難者数		２，８６２	２，８６２	２，８６２

【ライフライン被害】

項目	水道	下水道	ガス
被害率	２．５％	１．９％	１．６％
復旧日数	６日	５日	１２日

第 10 節　災害の想定

この計画の作成に当たっては、市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件並びに過去における地震災害発生状況に加え、これを超える被害の発生をも勘案し、発生し得る地震災害を想定し、これを基礎とした。

特に、平成２４年度から２５年度まで及び平成２７年度に実施した青森県地震・津波被害想定調査では、最大クラスの地震・津波により甚大な被害の発生が想定されているが、耐震対策の実施や早期避難等により大幅な減災効果が見込まれることから、本計画の確実な実施が求められる。

第２章　防　災　組　織

第１節　弘前市防災会議

市の地域内に係る防災に関し、市の業務及び市の地域内の防災関係機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等を通ずる総合的かつ計画的な実施を図るため、市長の附属機関として弘前市防災会議（以下「防災会議」という。）を設置する。なお、防災会議の組織及び所掌事務は弘前市防災会議条例（平成１８年弘前市条例第２１５号）で定めるものとする。

１　組織

弘前市防災会議条例に基づく組織は、会長である市長と次に掲げる委員をもって組織する。（弘前市防災会議条例第３条第５項）

(1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
(2) 青森県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
(3) 青森県警察の警察官のうちから市長が任命する者
(4) 弘前地区消防事務組合消防長
(5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
(6) 弘前市教育委員会教育長
(7) 消防団長
(8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
(10) その他市長が必要と認めた者

（参考）弘前市防災会議条例　　資料編　〔定〕２－１－１
　　弘前市防災会議委員名簿　　資料編　〔表〕２－１－１

【弘前市防災会議組織図】

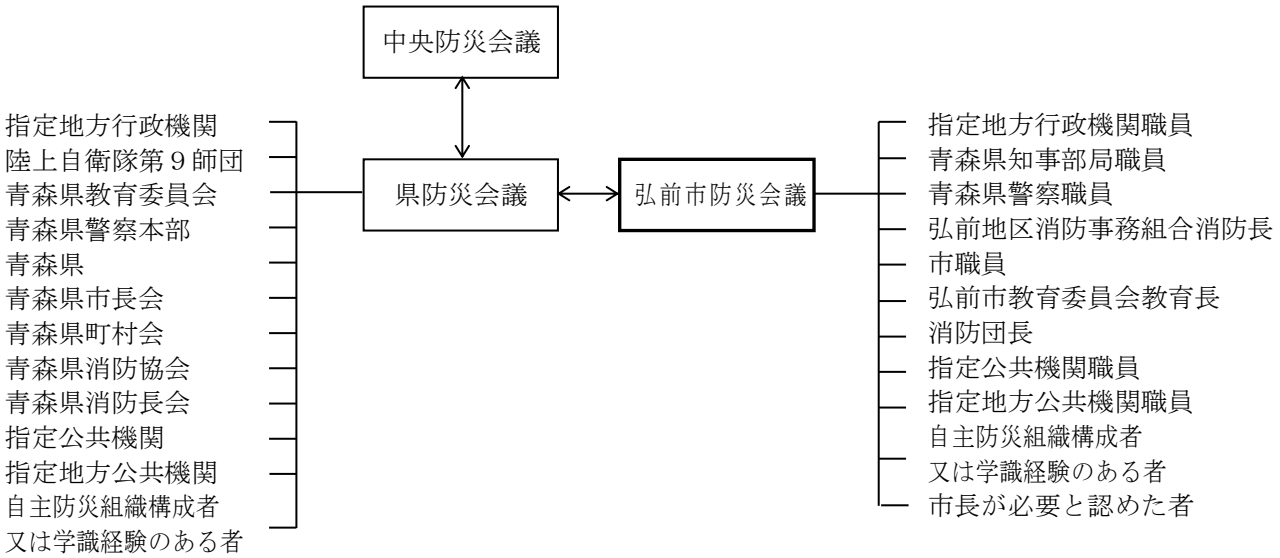

２　事務局

防災会議の事務を処理するため、事務局を企画部防災安全課に置く。

３　所掌事務

弘前市防災会議条例に基づく所掌事務は、次のとおりである。

(1) 弘前市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
(3) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
(4) 前２号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
(5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

第２節　弘前市災害対策本部

市の地域内に地震災害が発生し、又は災害による被害が発生するおそれがあるため応急措置を円滑かつ的確に講じる必要があると認めるときは、市長は災害対策本部を設置し、市防災会議と緊密な連絡のもとに災害予防対策及び災害応急対策を実施するものとする。

なお、市災害対策本部を設置したときは、県災害対策本部に報告するものとする。

１　設置・廃止及び伝達（通知）

災害対策本部は、次の基準により設置又は廃止する。

(1)　災害対策本部の設置

ア　災害対策本部は、次の基準に該当したときに設置する。

市内で震度６弱以上を観測する地震が発生したとき

イ　災害対策本部は、次の基準に該当し、かつ市長が必要と認めるときに設置する。

市内で震度５弱、５強を観測する地震が発生し、大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき

(2) 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき

(3) 設置及び廃止時の通知等

ア　災害対策本部を設置したときは、速やかに次の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の表示を災害対策本部を設置した庁舎の庁舎正面玄関及び災害対策本部設置場所に掲示する。

通知及び公表先	主な伝達方法（電話番号）	担当班
防災会議委員	電話（弘前市防災会議委員名簿）	対策調整班
副本部長及び本部員	電話、口頭（弘前市災害対策本部員等名簿）	〃
庁内の各部、各班	庁内放送、電話	〃
総合支所	電話（電話不通時は防災無線）	〃
支部	電話（電話不通時は防災無線）	市民班
庁外の各班	電話、防災無線	対策調整班
青森県知事 （防災危機管理課）	電話（代表　０１７－７２２－１１１１） （直通　０１７－７３４－９０８８） 青森県防災情報ネットワーク （８－８０１－１－４１２０、４１２１）	〃
県災害対策本部中南地方支部 ＊１	電話 （代表　３２－１１３１：中南地域県民局地域連携部） （直通　３２－２４０１）	〃
弘前警察署	電話、口頭（代表　３２－０１１１）	〃
陸上自衛隊第39普通科連隊	電話（８７－２１１１　内線２３６）	〃
弘前地区消防事務組合	電話、防災無線、消防無線、衛星無線	〃
指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関　＊２	電話	〃
ＮＨＫ弘前支局　＊３	電話（３５－９４１１）	〃
ＲＡＢ弘前支社　＊３	電話（３２－６１３１）	〃
ＡＴＶ弘前支社　＊３	電話（３４－４１０１）	〃
ＡＢＡ弘前支社　＊３	電話（３５－８２１１）	〃
エフエム青森　＊３	電話（３８－１０２２）	〃
アップルウェーブ　＊３	電話（３８－０７８８）	〃
市役所記者クラブ	口頭、文書	対策調整班 広聴広報班
住民　＊４	報道機関、防災広報車、防災無線、ホームページ等	〃
総務省消防庁（県報告不能時）　＊５	地域衛星通信ネットワーク （８－０４８－５００－９０-４３４２２）	消　防　班

＊１　青森県災害対策本部が設置された場合のみ通知する。
＊２　各機関のうち防災会議委員が所属する機関以外については、災害の内容に応じて通知するかどうかを決定する。各機関の連絡先は下表のとおりである。
＊３　支局長、支社長又は社長等がいずれも防災会議委員となっているので、委員への通知で代えるものとする。
＊４　報道機関への報道依頼及び広報車による広報は、本部長が必要と認めた場合に実施する。
＊５　総務省消防庁への報告は、県への報告ができない場合のみ一時的に消防庁へ変更するものであり、火災・災害等即報要領（昭和５９年１０月１５日消防応第２６７号）により行う消防庁への報告により一体的に行う。

【指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関等の連絡先】

名　　称	電　話　番　号	備　　考
青森地方気象台	０１７－７４１－７４１３	防災会議委員、青森市
東北地方整備局 青森河川国道事務所 岩木川ダム統合管理事務所 藤崎出張所 弘前国道維持出張所	 ０１７－７３４－４５６０ ８５－３０３５ ７５－３３１４ ２８－１３１５	 防災会議委員、青森市 西目屋村 藤崎町
東北農政局青森県拠点	０１７－７７５－２１５１	防災会議委員
東北森林管理局津軽森林管理署	２７－２８００	防災会議委員
東北総合通信局	０２２－２２１－０６８２	仙台市
青森労働局弘前労働基準監督署	３３－６４１１	
青森労働局弘前公共職業安定所	３８－８６０９	
東日本旅客鉄道㈱弘前駅	３２－０１７４	防災会議委員
東日本電信電話㈱青森支店	０１７－７７４－９５５０	防災会議委員、青森市
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	０５７０－０３－９９０９	
株式会社ＮＴＴドコモ東北支社 青森支店	０１７－７７４－８００２	青森市
ＫＤＤＩ株式会社東北総支社	０２２－２６２－０６９８	仙台市
日本郵便株式会社弘前郵便局	３２－４１０１	
日本赤十字社青森県支部	０１７－７２２－２０１１	青森市
東北電力株式会社弘前電力センター	３２－０２３８	防災会議委員
日本通運株式会社青森営業所	２９－５１６２	
弘前ガス株式会社	２７－９１００	防災会議委員
青森県エルピーガス協会津軽支部	３２－２２８８	
弘南バス株式会社	３２－２２４１	
弘南鉄道株式会社	４４－３１３６	平川市
青森県ﾄﾗｯｸ協会弘前支部	２７－４２２９	防災会議委員
（一社）弘前市医師会	３２－２３７１	防災会議委員

イ　災害対策本部を廃止したときの通知、公表については、設置の場合に準ずる。

２　組織・編成及び業務分担

(1) 災害対策本部

災害対策本部の組織・編成は、弘前市災害対策本部条例（平成18年弘前市条例第216号）に定めるもののほか、次のとおりとする。

ア　災害対策本部は、本部の事務を統括する本部長、本部長を補佐あるいは本部長に事故があった場合にその職務を代理する副本部長と次のウの本部員をもって組織する。

イ　災害対策本部長は市長、災害対策副本部長は副市長とするが、参集が困難な場合の対応として、代替職員を定めておく（第一順位：企画部長、第二順位：財務部長）。

ウ　本部員は、次の「災害対策本部組織機構図」に示す部長、部長相当職及び弘前地区消防事務組合消

防長とする。

エ　災害対策本部に、災害応急対策に関する基本的事項を協議、決定するための本部員会議、本部の事務を整理する事務局を置く。

オ　本部員会議は、本部長、副本部長、教育長及び本部員をもって構成し、本部長が必要とした都度開催する。

カ　本部長の事務を分掌させるため、災害対策本部に「災害対策本部組織機構図」に示す部を置き、本部員をそれぞれ部長として充てる。

キ　災害対策本部に「災害対策本部組織機構図」に示す特別班を置き、括弧内書きで掲げる部長又は課長相当職をその班長として充てる。

ク　災害対策本部の部に班を置き、各部の課長をその班長として充て、事務を処理する。

ケ　災害対策本部の部に、出張所の管轄区域ごとに本部の事務を分掌させるための支部を置き、出張所長をその支部長として充てる。

コ　災害対策本部の部に「災害情報連絡員」をそれぞれ原則として２名以上置き、災害対策本部員である部長（相当職）が、それぞれの部からあらかじめ指定した者をもってこれに充てる。

サ　本部員及び各班長は、要員の行動マニュアル及び必要な資機材を整備するなどして、平時から災害対策本部の業務に備えるものとする。

(2)　現地災害対策本部等

ア　災害が局地的である場合等には、必要に応じて現地災害対策本部を置き、副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する者を現地災害対策本部長として充てる。この場合、支部は現地災害対策本部長の指揮下に入る。

イ　河川の溢水等による災害が起こりうる場合は、河川等特別対策部を置き、本部長が部長を指定する。

【災害対策本部組織機構図】

弘前市防災会議

【災害対策本部】

●本部長
市長

●副本部長
副市長

●本部員
企画部長
財務部長
市民文化ｽﾎﾟｰﾂ部長
健康福祉部長
健康福祉部理事
農林部長
商工振興部長
観光振興部長
建設部長
都市環境部長
岩木総合支所長
相馬総合支所長
上下水道部長
教育部長
市立病院事務局長
消防事務組合消防長
農業委員会事務局長

●本部連絡員
・国土交通省東北地方整備局（青森河川国道事務所）
・青森県警察（弘前警察署）
・自衛隊（陸上自衛隊弘前駐屯地第39普通科連隊）
・東北電力等指定公共（地方公共）機関
※災害規模等により異なる

特　別　班
会計特別班（会計管理者）
議会特別班（議会事務局長）
選管事務局特別班（選挙管理委員会事務局長）
監査事務局特別班（監査委員事務局長）

本部員会議
本部長、副本部長、教育長、本部員

事務局（防災安全課）

各部の災害情報連絡員

対策連絡部
（企画部長）

班名	班長	班員
対策調整班	防災安全課長	防災安全課職員
秘書班	秘書課長	秘書課職員
人事班	人事課長	人事課職員
法務契約班	法務契約課長	法務契約課職員
広聴広報班	広聴広報課長	広聴広報課職員
企画班（情報班）	企画課長	企画課職員
消防班	消防団長	消防団員

財務部
（財務部長）

班名	班長	班員
財務政策班	財務政策課長	財務政策課職員
財産管理班	財産管理課長	財産管理課職員
情報システム班	情報システム課長	情報システム課職員
市民税班	市民税課長	市民税課職員
資産税班	資産税課長	資産税課職員
収納班	収納課長	収納課職員

市民文化スポーツ部
（市民文化ｽﾎﾟｰﾂ部長）

班名	班長	班員
市民協働班	市民協働政策課長	市民協働政策課職員
市民班	市民課長	市民課職員
支部	各出張所長	各出張所職員
文化スポーツ班	文化ｽﾎﾟｰﾂ振興課長	文化ｽﾎﾟｰﾂ振興課職員

健康福祉部
（健康福祉部長）
（健康福祉部理事）

班名	班長	班員
福祉政策班	福祉政策課長	福祉政策課職員
子育て支援班	子育て支援課長	子育て支援課職員
生活福祉班	生活福祉課長	生活福祉課職員
介護福祉班	介護福祉課長	介護福祉課職員
国保年金班	国保年金課長	国保年金課職員
健康づくり推進班	健康づくり推進課長	健康づくり推進課職員
就労自立支援班	就労自立支援室長	就労自立支援室職員
地域医療総合戦略対策班	地域医療総合戦略対策室長	地域医療総合戦略対策室職員

農林部 （農林部長）	班名	班長	班員
	農業政策班	農業政策課長	農業政策課職員
	りんご班	りんご課長	りんご課職員
	農村整備班	農村整備課長	農村整備課職員

商工振興部 （商工振興部長）	班名	班長	班員
	商工政策班	商工政策課長	商工政策課職員
	産業育成班	産業育成課長	産業育成課職員

観光振興部 （観光振興部長）	班名	班長	班員
	観光政策班	観光政策課長	観光政策課職員
	国際広域観光班	国際広域観光課長	国際広域観光課職員

建設部 （建設部長）	班名	班長	班員
	建設政策班	建設政策課長	建設政策課職員
	道路維持班	道路維持課長	道路維持課職員
	建築指導班	建築指導課長	建築指導課職員

都市環境部 （都市環境部長）	班名	班長	班員
	都市政策班	都市政策課長	都市政策課職員
	区画整理班	区画整理課長	区画整理課職員
	公園緑地班	公園緑地課長	公園緑地課職員
	環境管理班	環境管理課長	環境管理課職員
	ｽﾏｰﾄｼﾃｨ推進班	ｽﾏｰﾄｼﾃｨ推進室長	ｽﾏｰﾄｼﾃｨ推進室職員
	吉野町緑地整備推進班	吉野町緑地整備推進室長	吉野町緑地整備推進室職員

岩木連絡部 （岩木総合支所長）	班名	班長	班員
	岩木総務班	総務課長	総務課職員
	岩木民生班	民生課長	民生課職員

相馬連絡部 （相馬総合支所長）	班名	班長	班員
	相馬総務班	総務課長	総務課職員
	相馬民生班	民生課長	民生課職員

上下水道部 （上下水道部長）	班名	班長	班員
	上下水道班	総務課長	総務課職員
		工務課長	工務課職員
		上水道施設課長	上水道施設課職員
		下水道施設課長	下水道施設課職員

教育部 （教育部長）	班名	班長	班員
	教育政策班	教育政策課長	教育政策課職員
	学校づくり推進班	学校づくり推進課長	学校づくり推進課職員
	学務健康班	学務健康課長	学務健康課職員
	給食班	学務健康課長	学務健康課職員
		東部学校給食センター所長	東部学校給食ｾﾝﾀｰ職員
		西部学校給食センター所長	西部学校給食ｾﾝﾀｰ職員

	学校指導班	学校指導課長	学校指導課職員
	教育センター班	教育センター所長	教育センター職員
	生涯学習班	生涯学習課長 各社会教育施設等館長	生涯学習課職員 各社会教育施設等職員
	文化財班	文化財課長	文化財課職員

病院部 （市立病院事務局長）	班名	班長	班員
	病院班	総務課長	市立病院職員

消防部 （消防長）	班名	班長	班員
	消防班	警防課長 消防団長	弘前地区消防事務組合職員 消防団員

農委連絡部 （農業委員会事務局長）	班名	班長	班員
	農委連絡班	事務局次長	農業委員会事務局職員

河川等特別対策部 （本部長が 指定する部長）	班名	班長	班員
	第１班	部長が指定する建設部課長	当該課職員
	第２班	部長が指定する農林部課長	当該課職員

(2) 運営

災害対策本部の運営は、次のとおりとする。

ア　本部員会議

本部員は、市の災害対策を推進するため必要と認める都度、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部員会議を開催し、災害予防及び災害応急対策の総合的方針を決定する。

イ　部

部は、災害対策本部における災害対策活動組織として、本部員会議の決定した方針等に基づき、災害対策業務を実施する。

ウ　特別班

特別班は、本部員会議の決定した方針等に基づき、災害対策業務を実施又は応援する。

エ　班

班は、部の災害対策業務を迅速かつ的確に実施する。なお、各部課等の分室は、所属する部・班の災害対策業務を実施する。また、各班ごとにあらかじめ対応マニュアルを定め、必要に応じて見直すこととする。

オ　災害情報連絡員

災害情報連絡員は、部内の災害対策業務についての連絡調整及び本部長の命令、指示、伝達等を部内に周知徹底する。

カ　支部

支部は、出張所地区における災害対策活動組織として、本部長の命を受けて（対策連絡部経由）所管区域の災害対策業務を実施する。

キ　現地災害対策本部

現地災害対策本部は、災害現地において災害対策業務を効果的に実施する。

（参考）弘前市災害対策本部条例　　資料編　〔定〕２－２－１

(3) 各部・各班の所掌事務

ア　弘前市災害対策本部班別業務分担

部名	部長	班　名	班　長	分　　担　　事　　務	要　員
対策連絡部	企画部長	対策調整班	防災安全課長	1　災害対策本部の運営及び統括に関すること 2　緊急に実施すべき災害予防対策及び災害応急対策の立案に関すること 3　防災会議に関すること 4　各部、各班及び県その他関係機関との連絡調整に関すること 5　災害調書の作成及び報告の総括に関すること 6　知事への自衛隊災害派遣要請の要求に関すること 7　自衛隊との連絡調整に関すること 8　知事への防災ヘリコプター運航要請に関すること 9　知事への応援要請に関すること（給水を除く。） 10　他の市町村長等への応援要請及び連絡に関すること（給水等を除く。） 11　災害関係の陳情に関すること 12　本部長の特命事項に関すること 13　所管不明の事務について、分担する班若しくは部を決定すること 14　水防に関すること（道路維持班の業務を除く。） 15　気象情報及び河川水位、ダム放流等の情報の収集整理、発表等の総括に関すること 16　被害状況の把握及び報告に関すること 17　災害情報全般の統括に関すること 18　県及び市の防災行政無線の運用に関すること 19　通信(電話・郵便)、電力、ガス関係の被害調査に関すること 20　避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）（以下、「避難勧告等」という。）に関すること	防災安全課職員
		秘書班	秘書課長	1　部内の連絡調整に関すること 2　本部長及び副本部長の秘書に関すること 3　被災地の調査及び視察のため来弘した国会議員及び政府、県関係者等の応接に関すること 4　見舞者の応接及び礼状等の発送に関すること 5　被災地の視察に関すること	秘書課職員
		企画班 （情報班）	企画課長	1　部内の連絡調整及び対策調整班の応援に関すること 2　情報班員及び資機材の設置等体制を整えること 3　災害情報の収集・分析、通報、報告に関すること 4　その他災害対策本部からの指示による。	企画課職員
		人事班	人事課長	1　職員の動員、勤務に関すること 2　職員の派遣要請及び斡旋（応援・受援）の手続きに関すること（他班の派遣・応援要請等に係るものを除く。） 3　臨時事務所等の設置に関すること 4　災害対策本部要員及び消防団員、自衛隊員等の応援者に対する給食に関すること 5　労務者の雇用及び配分の総括に関すること	人事課職員
		法務契約班	法務契約課長	1　災害対策本部の設置及び廃止の告示並びに関係機関に対する伝達に関すること 2　市議会との連絡調整に関すること 3　災害対策用物品、資機材の調達に関すること 4　応急復旧工事の請負契約に関すること 5　対策調整班の応援に関すること 6　被害調書及び陳情書の浄書に関すること	法務契約課職員

部名	部長	班　名	班　長	分　　担　　事　　務	要　員
対策連絡部	企画部長	広聴広報班	広聴広報課長	1　写真撮影のほか、災害の取材に関すること 2　災害の広報に関すること 3　広聴活動に関すること 4　避難勧告等の伝達に関すること	広聴広報課職員
		消防班	消防団長	1　消防及び水防活動に関すること 2　地域の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関すること 3　被災者の救出、救護及び捜索に関すること 4　市長の避難勧告等に基づく避難誘導に関すること 5　障害物の除去に関すること 6　排水門の開閉に関すること	消防団員
財務部	財務部長	財務政策班	財務政策課長	1　部内の連絡調整に関すること 2　災害応急対策費の予算措置に関すること 3　部内各班の応援に関すること	財務政策課職員
		財産管理班	財産管理課長	1　庁舎内の避難者の整理誘導に関すること 2　職員参集に伴う受入態勢の確立に関すること 3　公用車の管理、運営及び自動車の借上げに関すること 4　電話の確保及び臨時電話の架設に関すること（市庁舎内に限る。） 5　被災者救援物資の輸送に関すること 6　市有財産の応急利用に関すること 7　庁舎及び他の所管に属さない市有財産の被害状況の調査及び応急対策に関すること 8　水難救護法（明治32年法律第95号）に規定する漂流物及び沈没品に関すること 9　市営住宅等の災害情報の収集、被害調査及び応急修理に関すること 10　市の公共建築物の応急対策に係る関係機関との連絡調整及び技術支援に関すること 11　電気通信関係施設の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に係る関係機関との連絡調整に関すること 12　応急仮設住宅等の建築及び既設市営住宅等への特定入居、並びに被災した住宅の応急修理に関すること 13　応急仮設住宅の入居者の選定及び応急仮設住宅に関すること 14　応急対策用建築資材の確保に関すること 15　部内各班の応援に関すること 16　避難勧告等の伝達に関すること	財産管理課職員
		情報システム班	情報システム課長	1　コンピュータシステムの管理運営等に関すること 2　ＧＩＳ等を活用した災害情報の収集・分析等の情報班への協力に関すること 3　部内各班の応援に関すること	情報システム課職員
		市民税班	市民税課長	1　災害に伴う市民税の減免措置に関すること 2　資産税班の実施事項の応援に関すること 3　健康福祉部が実施する災害救助活動の応援に関すること	市民税課職員
		資産税班	資産税課長	1　人、住家等の被害実態調査及び調書の作成に関すること 2　被災者名簿の作成に関すること 3　災害に伴う固定資産税の減免措置に関すること 4　罹災証明書の発行に関すること 5　健康福祉部が実施する災害救助活動の応援に関すること	資産税課職員

部名	部長	班　名	班　長	分　　担　　事　　務	要　員
財務部	財務部長	収納班	収納課長	1　災害に伴う市税の徴収猶予措置に関すること 2　資産税班の実施事項の応援に関すること 3　支部の応援に関すること	収納課職員
市民文化スポーツ部	市民文化スポーツ部長	市民協働班	市民協働政策課長	1　部内の連絡調整に関すること 2　交流センター等所管施設の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関すること 3　町会その他住民組織に対する災害情報の提供及び連絡、協力要請に関すること 4　遺体の収容、安置及び埋火葬の応援に関すること 5　住民相談所の開設に関すること 6　登・帰庁が困難な職員の参集場所の設置及び運営に関すること	市民協働政策課職員
		市民班	市民課長	1　遺体の収容、安置及び埋火葬に関すること 2　埋火葬の証明に関すること 3　部内各班の応援に関すること 4　登・帰庁が困難な職員の参集場所の設置及び運営に関すること	市民課職員
		支　部	各出張所長	1　出張所区域における災害情報の収集及び報告に関すること 2　出張所区域における応急救助及び援護措置に関すること 3　市民班の指示事項の処理に関すること 4　登・帰庁が困難な職員の参集場所の設置及び運営に関すること	各出張所職員
		文化スポーツ班	文化スポーツ振興課長	1　社会体育施設及び文化施設の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関すること 2　社会体育関係団体及び文化関係団体の協力要請に関すること 3　登・帰庁が困難な職員の参集場所の設置及び運営に関すること 4　食料及び物資の集積場所としての施設の提供及びその運営協力に関すること	文化スポーツ振興課職員
健康福祉部	健康福祉部長	福祉政策班	福祉政策課長	1　部内の連絡調整に関すること 2　社会福祉施設の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関すること 3　要配慮者（障がい者）の安全確保対策に関すること 4　防災ボランティアの受入、活動対策に関すること 5　災害救助法（他の主管に属するものを除く。）に関すること 6　義援金の受付及び配分に関すること 7　赤十字奉仕団等の受入、配置及び連絡調整に関すること 8　避難勧告等の伝達に関すること	福祉政策課職員
		子育て支援班	子育て支援課長	1　社会福祉施設の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関すること 2　要配慮者（乳幼児）の安全確保対策に関すること 3　救援物品の受領、保管並びに配分に関すること 4　災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付に関すること 5　被災者に対する応急給食の応援に関すること 6　避難勧告等の伝達に関すること 7　被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与に関すること	子育て支援課職員

部名	部長	班　名	班　長	分　　担　　事　　務	要　員
健康福祉部	健康福祉部長	生活福祉班	生活福祉課長	1　避難勧告等の伝達に関すること 2　避難の誘導と避難に必要な輸送力の把握に関すること 3　指定避難所の開設及び受入れ、管理に関すること 4　避難者の把握（立退先等）に関すること 5　生活保護に関すること 6　被災者生活再建支援金の支給に関すること 7　部内各班の応援に関すること	生活福祉課職員
		介護福祉班	介護福祉課長	1　介護保険関連施設の災害情報の収集、被害調査に関すること 2　被災者に対する応急給食に関すること 3　要配慮者（高齢者）の安全確保対策に関すること 4　介護保険関連施設に係る利用者の安全確保に関すること 5　被災に係る介護保険料の減免に関すること 6　被災に係る介護保険給付本人負担分の軽減に関すること 7　部内各班の応援に関すること 8　避難勧告等の伝達に関すること	介護福祉課職員
		国保年金班	国保年金課長	1　被災者に対する国民健康保険料等の減免に関すること 2　被災者に対する国民年金の保険料の免除に関すること 3　防災ボランティアの受入、活動対策の応援に関すること 4　救援物品の受領及び受入、保管並びに配分の応援に関すること 5　部内各班の応援に関すること	国保年金課職員
		健康づくり推進班	健康づくり推進課長	1　医療救護活動の実施に関すること 2　負傷者の応急処置に関すること 3　救護所の開設に関すること 4　弘前市医師会及び医療機関の協力に関すること 5　臨時予防接種に関すること 6　被災者の保健指導に関すること 7　医療施設の災害情報の収集、被害調査に関すること 8　負傷者の把握に関すること 9　医療救援隊との連絡調整に関すること 10　医薬品、衛生材料の調達に関すること 11　登・帰庁が困難な職員の参集場所の設置及び運営に関すること 12　避難勧告等の伝達に関すること	健康づくり推進課職員
		就労自立支援班	就労自立支援室長	1　部内の応援に関すること	就労自立支援室職員
		地域医療総合戦略対策班	地域医療総合戦略対策室長	1　部内の応援に関すること	地域医療総合戦略対策室職員
農林部	農林部長	農業政策班	農業政策課長	1　部内の連絡調整に関すること 2　農林部分担事務に係る災害情報の収集及び被害調査の総括並びに対策調整班への報告に関すること 3　農産物（りんご班の所管を除く。）及び関連生産施設の災害情報の収集、被害調査並びに応急対策に関すること 4　家畜及び畜産施設の災害情報の収集、被害調査並びに家畜の防疫及び応急対策に関すること 5　内水面漁業関係の災害情報の収集、被害調査並びに応急対策に関すること 6　農林業関係被災者の救済対策に関すること 7　農林業関係被災者の融資の斡旋に関すること 8　農林業関係の被害証明に関すること	農業政策課職員

部名	部長	班　名	班　長	分　　担　　事　　務	要　員
農林部	農林部長	りんご班	りんご課長	1　農産物（農業政策班の所管を除く。）及び関連生産施設の災害情報の収集、被害調査並びに応急対策に関すること 2　部内各班の応援に関すること	りんご課職員
		農村整備班	農村整備課長	1　農地、農業用施設の災害情報の収集及び被害調査に関すること 2　農地及び農業用施設の応急対策及びこれらの応急対策に係わる関係機関との連絡調整に関すること 3　林産物、林業施設の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関すること 4　岩木・相馬地区災害時の関係班への連絡に関すること	農村整備課職員
商工振興部	商工振興部長	商工政策班	商工政策課長	1　部内の連絡調整に関すること 2　商工業関係の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関すること 3　生活必需品の需給調整に関すること 4　商工業関係の被害証明及び商工業関係被災者への融資の斡旋に関すること 5　地方卸売市場施設等に関する災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関すること 6　燃料、雑貨等の確保に関すること 7　避難勧告等の伝達に関すること	商工政策課職員
		産業育成班	産業育成課長	1　部内の応援に関すること 2　避難勧告等の伝達に関すること	産業育成課職員
観光振興部	観光振興部長	観光政策班	観光政策課長	1　部内の連絡調整に関すること 2　観光施設の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関すること 3　観光客（外国人含む。）に対する緊急安全対策に関すること 4　避難勧告等の伝達に関すること	観光政策課職員
		国際広域観光班	国際広域観光課長	1　部内の応援に関すること 2　観光客（外国人含む。）に対する緊急安全対策に関すること 3　避難勧告等の伝達に関すること	国際広域観光課職員
建設部	建設部長	建設政策班	建設政策課長	1　部内の連絡調整に関すること 2　道路、河川、橋梁等の災害情報の収集及び被害調査に関すること 3　道路、河川、橋梁等に対する応急対策及びこれらの応急対策に係る関係機関との連絡調整に関すること 4　道路、河川、橋梁等の応急復旧に関すること 5　宅地の応急危険度判定の応援に関すること 6　障害物の除去に関すること 7　岩木・相馬地区災害時の関係班への連絡に関すること	建設政策課職員
		道路維持班	道路維持課長	1　道路、河川、橋梁等の災害情報の収集及び被害調査に関すること 2　道路、河川、橋梁等に対する応急措置に関すること 3　道路、河川、橋梁等に対する応急措置に要する資機材の確保に関すること 4　応急対策用資機材の輸送に関すること 5　障害物の除去に関すること 6　水防に関すること 7　岩木・相馬地区災害時の関係班への連絡に関すること	道路維持課職員

部名	部長	班　名	班　長	分　　担　　事　　務	要　員
		建築指導班	建築指導課長	1　独立行政法人住宅金融支援機構扱いの災害復興住宅融資の斡旋に関すること 2　被災住家及び工作物等の現地確認、指導に関すること 3　被害を受けた建築物の応急危険度判定に関すること 4　被害を受けた宅地の応急危険度判定に関すること 5　部内各班の応援に関すること	建築指導課職員
都市環境部	都市環境部長	都市政策班	都市政策課長	1　部内の連絡調整に関すること 2　他の班の分担にない都市施設の被害状況及び応急対策に関すること 3　所管事業に係る関係機関との連絡調整に関すること 4　建設部の応援に関すること 5　公共交通路線の確保に関すること 6　運輸関係（鉄道・バス）の被害調査に関すること	都市政策課職員
		区画整理班	区画整理課長	1　都市施設の被害状況及び応急対策に関すること 2　所管事業に係る関係機関との連絡調整に関すること 3　部内及び建設部の応援に関すること	区画整理課職員
		公園緑地班	公園緑地課長	1　鷹揚公園等公園施設の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関すること 2　部内及び建設部の応援に関すること	公園緑地課職員
都市環境部	都市環境部長	環境管理班	環境管理課長	1　防疫班の編成及び防疫活動の実施に関すること 2　防疫活動に必要な資機材の確保に関すること 3　井戸水等飲料水の消毒浄化に関すること 4　被災地における感染症予防措置に関すること 5　水質汚濁等公害防止に関すること 6　清掃班の編成、廃棄物の処理及び清掃活動の実施に関すること 7　ごみ埋立地の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関すること 8　ごみ焼却施設、し尿処理施設の災害情報の収集、被害調査、応急対策の連絡及び促進に関すること 9　斎場、墓地公園の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関すること 10　被災地及び指定避難所のごみ、し尿の収集処理に関すること 11　ごみ及びし尿収集車の確保と借上げに関すること 12　災害廃棄物の仮置場に関すること	環境管理課職員
		スマートシティ推進班	スマートシティ推進室長	1　部内各班の応援に関すること	スマートシティ推進室職員
岩木連絡部	岩木総合支所長	岩木総務班	総務課長	1　岩木連絡部の連絡調整に関すること 2　岩木地区の災害情報の収集及び被害調査並びに情報収集等の総括に関すること 3　災害情報等に係る対策調整班及び岩木地区災害時の関係班への連絡に関すること 4　管内関係団体との連絡に関すること 5　岩木庁舎内の避難等に関すること 6　岩木地区の罹災証明の発行に関すること 7　対策連絡部が実施する災害対策活動の応援に関すること 8　岩木地区における応急措置等及び各部の応援に関すること 9　避難勧告等の伝達に関すること	総務課職員

部名	部長	班　名	班　長	分　　担　　事　　務	要　員
		岩木民生班	民生課長	1　岩木地区の人、住家等の被害実態調査及び調書の作成に関すること 2　岩木地区の被災者名簿の作成に関すること 3　岩木地区の被災者の生活相談及び住民相談所に関すること 4　岩木地区の社会福祉施設の被害調査に関すること 5　岩木地区の要配慮者の安全確保対策に関すること 6　岩木地区の指定避難所の開設及び受入れ、管理に関すること 7　岩木地区の避難者の把握（立退先等）に関すること 8　企画部及び健康福祉部が実施する災害対策活動の応援に関すること	民生課職員
相馬連絡部	相馬総合支所長	相馬総務班	総務課長	1　相馬連絡部の連絡調整に関すること 2　相馬地区の災害情報の収集及び被害調査並びに情報収集等の総括に関すること 3　災害情報等に係る対策調整班及び相馬地区災害時における関係班への連絡に関すること 4　管内関係団体との連絡に関すること 5　相馬庁舎内の避難等に関すること 6　相馬地区の罹災証明の発行に関すること 7　対策連絡部が実施する災害対策活動の応援に関すること 8　相馬地区における応急措置等及び各部の応急対策等の応援に関すること 9　避難勧告等の伝達に関すること	総務課職員
		相馬民生班	民生課長	1　相馬地区の人、住家等の被害実態調査及び調書の作成に関すること 2　相馬地区の被災者名簿の作成に関すること 3　相馬地区の被災者の生活相談及び住民相談所に関すること 4　相馬地区の社会福祉施設の被害調査に関すること 5　相馬地区の要配慮者の安全確保対策に関すること 6　相馬地区の指定避難所の開設及び受入れ、管理に関すること 7　相馬地区の避難者の把握（立退先等）に関すること 8　企画部及び健康福祉部が実施する災害対策活動の応援に関すること	民生課職員
上下水道部	上下水道部長	上下水道班	総務課長 工務課長 上水道施設課長 下水道施設課長	1　上下水道関係施設の災害情報の収集、被害調査及び応急修理に関すること 2　飲料水の供給に関すること 3　断水並びに給水車等による給水活動の広報に関すること 4　公設水道施設以外の飲料水供給施設の応急修理に対する技術指導に関すること 5　災害復旧資機材の確保調達に関すること 6　協定に基づく県等への応援要請及び連絡に関すること 7　給水等に関する津軽広域水道企業団との連絡調整に関すること	総務課職員 工務課職員 上水道施設課職員 下水道施設課職員
教育部	教育部長	教育政策班	教育政策課長	1　部内の連絡調整に関すること 2　職員の非常招集及び配置に関すること 3　文教関係施設の災害情報の収集、被害調査及び応急対策の総括並びに対策調整班への連絡に関すること 4　応急対策費等教育部の災害関係予算に係る財務政策班との連絡調整に関すること 5　教育部内の他の班の所管に属しない事項に関すること	教育政策課職員

部名	部長	班　名	班　長	分　　担　　事　　務	要　員
		学校づくり推進班	学校づくり推進課長	1　学校関係施設の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関すること 2　市立学校施設以外・学校施設の被害情報の収集（弘前大学、県教育庁等からの情報収集を中心に行う。）に関すること 3　指定避難所、救護所への市立学校施設の提供及びその管理運営への協力に関すること	学校づくり推進課職員
教育部	教育部長	学務健康班	学務健康課長	1　被災児童生徒等の調査に関すること 2　学校等の保健、環境衛生の応急対策に関すること 3　教科書、学用品等の調達及び給与に関すること 4　校具、教具の調達に関すること 5　児童、生徒等の避難及び救出の指導に関すること 6　児童、生徒等の健康管理に関すること 7　避難勧告等の伝達に関すること	学務健康課職員
		給食班	学務健康課長 東部・西部学校給食センター所長	1　学校給食施設の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関すること 2　学校給食の応急対策に関すること 3　被災者に対する給食の提供に関すること	学務健康課職員 東部・西部学校給食センター職員
		学校指導班	学校指導課長	1　応急の教育の指導に関すること 2　学務健康班の応援に関すること	学校指導課職員
		教育センター班	教育センター所長	1　応急の教育の指導に関すること 2　教育に係る相談に関すること 3　学務健康班及び学校指導班の応援に関すること	教育センター職員
		生涯学習班	生涯学習課長 各社会教育施設等館長	1　社会教育施設等の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関すること 2　社会教育関係団体等の協力要請に関すること 3　登・帰庁が困難な職員の参集場所の設置及び運営に関すること 4　食料及び物資の集積場所及び労務者の宿泊所としての施設の提供及びその運営への協力に関すること 5　防災ボランティア受入等の応援に関すること	生涯学習課職員 各社会教育施設等職員
		文化財班	文化財課長	1　文化財の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関すること 2　部内各班の応援に関すること	文化財課職員
病院部	市立病院事務局長	病院班	総務課長	1　負傷者等に対する医療救護及び看護、助産に関すること 2　施設の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関すること 3　医療薬剤及び資材の確保に関すること 4　入院患者の避難誘導に関すること 5　入院患者の給食の確保に関すること 6　健康づくり推進班の応援に関すること 7　救護班の編成に関すること	市立病院職員
農委連絡部	農業委員会事務局	農委連絡班	事務局次長	1　会議中の委員等の避難誘導に関すること 2　応急対策に関する委員との情報伝達窓口に関すること 3　農林部が実施する災害対策活動の応援に関すること	農業委員会事務局職員

部名	部長	班　名	班　長	分　　担　　事　　務	要　員
河川等特別対策部	本部長が指定する部長	第１班	部長が指定する建設部課長	1　河川及び排水路の溢水防止及び水門管理者との連絡調整に関すること	当該課職員
		第２班	部長が指定する農林部課長	1　用水路の溢水防止及び水門管理者との連絡調整に関すること	当該課職員
		会計特別班	会計管理者	1　災害関係経費の経理に関すること 2　義援金の保管に関すること 3　災害対策本部の応援に関すること	会計課職員
		議会特別班	議会事務局長	1　議会開会中の議員及び傍聴人の避難誘導に関すること 2　応急対策に関する議員との情報伝達窓口に関すること 3　災害対策本部の応援に関すること	議会事務局職員
		選管事務局特別班	選挙管理委員会事務局長	1　選挙期間中の関係施設等の安全確保及び応急対策に関すること 2　災害対策本部の応援に関すること	選挙管理委員会事務局職員
		監査事務局特別班	監査委員事務局長	1　対策調整班の応援に関すること	監査委員事務局職員

イ　弘前地区消防事務組合警防本部任務分担

部名	総括	班　名	班　長	任　務　分　担	要　員
弘前地区消防事務組合	弘前地区消防事務組合消防長（＊弘前地区消防事務組合消防次長）	警防班	警防課長	1　本部の運営及び統括に関すること 2　消防活動の総合調整及び活動方針に関すること 3　職員及び消防団員の非常召集及び配置に関すること 4　火災防ぎょ、救助・救急活動その他災害対策に関すること 5　災害状況の分析・判断に関すること 6　消防に関する応援、受援に関すること 7　市災害対策本部との連絡調整に関すること 8　市消防団の情報収集に関すること	警防課員
		総務班	総務課長	1　消防本部が所有、管理する施設等の被害調査及び応急対策に関すること 2　関係機関との連絡、調整に関すること 3　資機材の調達に関すること 4　燃料の確保に関すること 5　消防活動に係る予算措置に関すること 6　各班の応援に関すること	総務課員
		人材育成班	人材育成課長	1　職員の衛生管理等に関すること 2　総務班の応援に関すること	人材育成課員
		予防班	予防課長	1　出火防止に関すること 2　各種情報の収集及び整理、記録並びに報告に関すること 3　火災調査に関すること 4　罹災証明（火災に限る。）の交付に関すること 5　危険物製造所等に対する応急措置及び対策に関すること 6　広報及び広聴に関すること	予防課員
		通信班	通信指令課長	1　出動指令に関すること 2　通信施設等の保守等に関すること 3　通信の運用及び無線の統制に関すること 4　警報等の伝達に関すること 5　災害情報の収集及び被害状況の整理、報告に関すること	通信指令課員
		消防班	弘前消防署長 東消防署長	1　弘前地区消防事務組合警防規程第２条第５号に規定する消防隊等の編成に関すること 2　災害現場における消火、救助、救急及びその他の活動に関すること 3　被災者の救助救出、救護及び捜索に関すること 4　避難勧告、指示の伝達及び避難誘導に関すること 5　障害物の除去に関すること 6　災害現場における消防団の指揮に関すること 7　他機関との連携に関すること	弘前消防署職員 東消防署職員

※　弘前地区消防事務組合消防次長は、弘前地区消防事務組合消防長（以下「消防長」という。）を補佐し、消防長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理するものとする。

３　災害対策本部設置時に準じた措置

災害対策本部が設置される前及び災害対策本部を設置するに至らないと判断されるが、災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合等は、市長は、災害警戒対策本部又はその他の対策本部等を設置し、災害対策本部設置時に準じて対処する。

なお、災害警戒対策本部等の組織及び運営は、災害対策本部の組織及び運営に準ずる。

(1) 災害警戒対策本部の設置

ア　災害警戒対策本部は、次の基準に該当したときに設置する。

市内で、震度５弱、５強を観測する地震が発生したとき

イ　アに定める場合のほか、災害警戒対策本部は、次の基準に該当し、かつ市長が必要と認めるときに設置する。

市内で震度４を観測する地震が発生したとき

(2) その他の対策本部等の設置

被害対策等を迅速かつ強力に推進する必要がある場合は、被害対策本部等を設置する。

第３節　動員計画

市の地域内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、市は災害応急対策に万全を期するため職員を配置することとし、その際の職員の配備態勢及び動員の方法について定めるものとする。

１　配備基準

配備基準は次のとおりとする。

配　備　区　分	配　備　時　期	実　施　内　容	配　　備　　要　　員
警　戒　配　備 災害対策本部を設置するに至らないが、予想される災害に直ちに対処する態勢	1　市内で震度４を観測する地震が発生したとき 2　市長が特にこの配備を指示したとき	1　防災安全課は、地震情報及び関係機関等からの情報を各部の災害情報連絡員に伝達する。 2　各部の災害情報連絡員は、各種情報収集に努め、防災安全課に報告するとともにそれぞれ警戒態勢を整える。	1　防災安全課長、課長補佐、防災担当職員及び各部の災害情報連絡員で情報の収集に当たり、対処する。 2　休日等の勤務時間外は、同様の配備とし、その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機する。 3　被害状況に応じて対応策を検討する。
非　常　配　備 全庁をあげて対処する態勢	1　市内で震度５弱、５強を観測する地震が発生したとき 2　市長が特にこの配備を指示したとき	1　各種情報の収集、伝達に努め、災害応急対策を実施する。 2　災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部の分担事務に従って災害応急対策を実施する。	1　防災安全課長、課長補佐、防災担当職員及び各課職員２名以上で被害情報の収集に当たり、対処する。 2　休日等の勤務時間外は、同様の配備とし、その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機する。
	1　市内で震度６弱以上を観測する地震が発生したとき 2　市長が特にこの配備を指示したとき	災害対策本部の分担事務に従って災害応急対策を実施する。	1　全職員が対処する。 2　休日等の勤務時間外においても、全職員が登庁して対処する。

（注）１　災害情報連絡員とは、災害対策本部員である部長（相当職）が、それぞれの部内から指名した職員をいう。

２　災害情報連絡員は、警戒対策及び応急対策に要する部内の職員配備の連絡調整を行うとともに、本部長の命令等を周知徹底する。

２　職員の動員

市職員の動員は、市長（本部長）の指示に基づき、次の連絡手順により行う。

(1) 動員の方法

ア　各部課長は、「弘前市業務継続計画（ＢＣＰ）（災害対応）」（以下、「弘前市（ＢＣＰ）」という。」により、あらかじめ所管する部、課の職員順序及び分担並びに勤務時間外における連絡方法等を確立しておく。

イ　職員の動員は、弘前市（ＢＣＰ）に基づき、次の連絡系統により行う。

(ｱ) 本部設置前

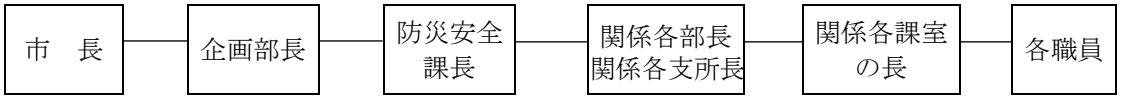

(ｲ) 本部設置時

ウ　自主参集した職員及び動員指示を受けた職員は、直ちに所定の配備につき、弘前市（ＢＣＰ）に基づき、災害時の分掌事務を遂行する。

エ　各部長は、部内各班（課）の応急対策に必要な職員が部内各班（課）における調整を行ってもなおかつ不足し活動に支障があると判断したときは、人事班長（人事課長）に応援職員の配置を求めることができる。

オ　人事班長（人事課長）は、応急対策活動の状況に応じ、要員の確保に努めなければならない。

(2) 日直者等からの通報による非常連絡

勤務時間外における日直者等からの非常連絡は、次により行う。

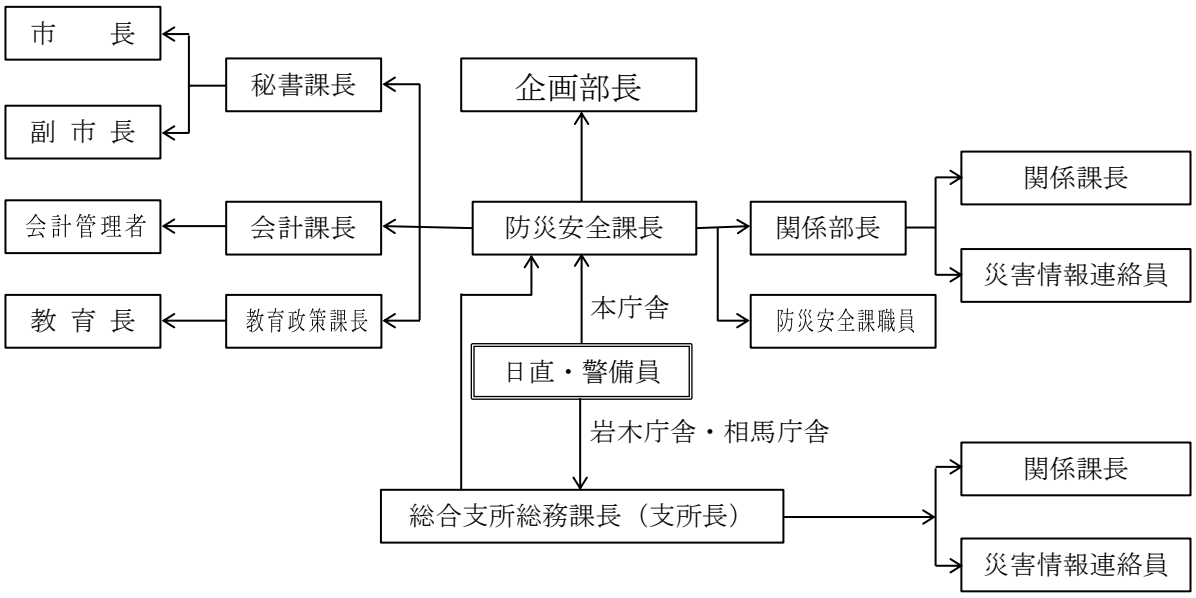

(3) 勤務時間外における職員の心得

ア　職員は、勤務時間外において、災害が発生し、又は災害の発生が予想されるときは、弘前市(ＢＣＰ)に基づき速やかに所属勤務場所に登庁し、応急対策活動に従事するよう努めなければならない。

イ　職員は、出勤途上知り得た災害状況又は災害情報を班長（所属課長）（又は参集場所の指揮者）を経由して対策調整班（防災安全課）に報告する。

(4) 動員可能数　　資料編　〔表〕２－３－１

(5) 職員の連絡先

弘前市（ＢＣＰ）による。

(6) 業務継続性の確保

災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理等について定めた「弘前市業務継続計画（ＢＣＰ）（平成２９年１月）」を策定するとともに、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、その結果等を含め業務継続計画を毎年度見直しするなど業務継続性の確保を図ることとする。

(7) 複合災害対策

複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、後発災害への要員・資機材の投入判断や外部からの支援の早期要請等に係る対応計画等を作成するなどの備えを充実させるとともに、地域特性に応じて発生可能性の高い複合災害を想定した図上訓練等を実施することとする。

第３章　災害予防計画

地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、防災施設の整備、防災に関する教育訓練等その他災害予防について定め、その実施を図るとともに第４章災害応急対策計画に定める各種応急対策等を実施する上での所要の組織体制を整備しておくものとする。

その中でも特に、災害時に、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視した防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった取組みである「防災公共」を推進する。

第１節　調査研究

地震災害は、様々な災害が同時に、広域的に多発するところに特徴があり、また社会・経済の進展に伴って災害要因が多様化し、災害危険性が増大している。

こうした地震災害による被害を軽減するため、地域の特性を正確に把握し、国や県などと連携を図り、地震に関する基礎的調査研究、被害想定に関する調査研究、防災対策に関する調査研究を行い、市の防災対策に資するものとする。

１　調査研究内容［防災安全課］

(1) 地震に関する基礎的研究

市内の自然条件、社会条件を調査分析し、防災面からみた自然的、社会的特性、災害危険性等を明らかにする。

また、地震観測を行うとともに、本県の地震の履歴を調査分析する。

ア　地盤・地質等に関する調査

イ　液状化対策としての浅部地盤データ収集とデータベース化

ウ　建築物・公共土木施設等の現況調査

エ　地震の履歴調査

オ　震度情報ネットワークによる地震の観測

カ　地震観測システムによる微小地震の観測

(2) 被害想定に関する調査研究

地震防災対策を具体化するための指標の設定、住民の防災意識の高揚等のため、地震に関する基礎的研究の成果を踏まえ、総合的な被害想定を行う。

ア　建築物被害想定

イ　公共土木施設被害想定

ウ　地盤被害想定

(3) 防災対策に関する調査研究

被害想定に関する調査研究の成果を踏まえ、重点的に整備・強化を行う建築物、公共土木施設、防災施設・設備等各種防災対策について調査研究し、防災対策の具体化を図る。

ア　地区別防災カルテの作成

イ　防災マップの作成

(4) 防災公共推進計画の推進

大規模災害時の想定危険箇所を把握し、現状の避難路や指定避難所等についての総合的な課題の洗い出しを実施した上で、県及び市が一体となって最適な避難路、指定避難所等を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な避難路、指定避難所等を確保するため、必要な対策やその優先度について検討を行い、防災公共推進計画を策定する。

さらに、住民への周知や計画に位置づけられた施策について、順次実施し、その進捗状況を管理するなどのフォローアップを実施していく。

第２節　防災業務施設・設備等の整備

地震災害による被害の軽減を図るための防災業務施設、設備等の整備は、国、県、市、防災関係機関等が連携をとりつつ、それぞれの分野において実施する。

１　地震観測施設・設備等［防災安全課］

(1) 市及び防災関係機関は、観測に必要な施設、設備の整備点検や更新を実施し、地震観測体制の維持・強化を図る。

(2) 観測所及び観測点は、次のとおりである。

地震観測施設（弘前市周辺を含む主なもの）　資料編　〔表〕３－２－１

(3) 地震の震度把握

気象庁が設置した震度観測点「弘前市和田町」の震度については、青森県震度情報ネットワークシステムにより、防災安全課の震度表示装置に表示される。また、青森県が設置した震度観測点「弘前市賀田」については、岩木総合支所総務課に、「弘前市五所」については相馬総合支所総務課の震度表示装置にそれぞれ表示されるほか、市周辺市町村の震度も含めて青森県震度情報ネットワークにより市及び県（防災危機管理課）において把握できる。（※気象庁が設置した「弘前市弥生」など一部の震度観測データについては、把握できないものがある。）

(4) 市は、緊急地震速報の受信に必要な設備の設置、維持管理に努める。

２　消防施設・設備等［防災安全課、消防本部］

消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、（耐震性）防火水槽等の消防水利、火災通報設備その他の消防施設・設備の整備、改善並びに性能調査を実施し、有事の際の即応体制の確立を図る。

特に、危険物災害、高層ビル火災及び林野火災等に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。

(1) 整備状況

消防施設等の現況　　資料編　〔表〕３－２－３

(2) 消防ポンプ自動車等の整備

「消防力の整備指針（平成１２年消防庁告示第１号）」及び「消防水利の基準（昭和３９年消防庁告示第７号）」に基づき、消防施設整備５カ年計画により増強、更新を図るなど整備していく。

なお、消防力強化の基礎となる消防庁舎、消防車格納庫等さらには消火栓、防火水槽等の消防水利の設置整備に際しては、耐震性を十分考慮し、災害時における消防活動体制の確保に努める。

ア　消防ポンプ自動車等整備計画

資料編　〔表〕３－２－４

イ　消防水利整備計画

資料編　〔表〕３－２－４

３　通信設備等［防災安全課］

(1) 市及び各防災関係機関は、防災に関する情報の収集、伝達を迅速に行うため、衛星通信、青森県防災情報ネットワーク（ＩＰ電話・文書データ伝送）、固定電話・ファクシミリ、携帯電話、衛星携帯電話、インターネット、電子メール等情報連絡網の整備を図るとともに、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害情報及び関連情報等の収集体制の整備に努める。特に、災害時に孤立する地域が生じるおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と市との双方向の情報連絡体制を確保するよう努める。

市は、住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うため、市防災行政無線等情報伝達網及び全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、災害情報共有システム（Ｌアラート）を整備（戸別受信機を含む。）する。

また、それぞれの通信設備等を防災構造化するなどの整備改善に努めるとともに、これらの設備に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図る。さらに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

なお、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

(2) 整備状況

ア　市防災行政無線（同報系）

資料編　〔表〕３－２－５

イ　市防災行政無線（移動系（ＭＬ））

資料編　〔表〕３－２－６

ウ　青森県防災情報ネットワーク

　青森県防災情報ネットワークは、県（災害対策本部）及び防災関係機関と各市町村を接続しており、連絡系統図は、次項のとおりである。

エ　消防無線

　資料編　〔表〕３－２－７

オ　水道無線

　資料編　〔表〕３－２－８

【青森県防災情報ネットワーク回線構成図】（青森県地域防災計画より）

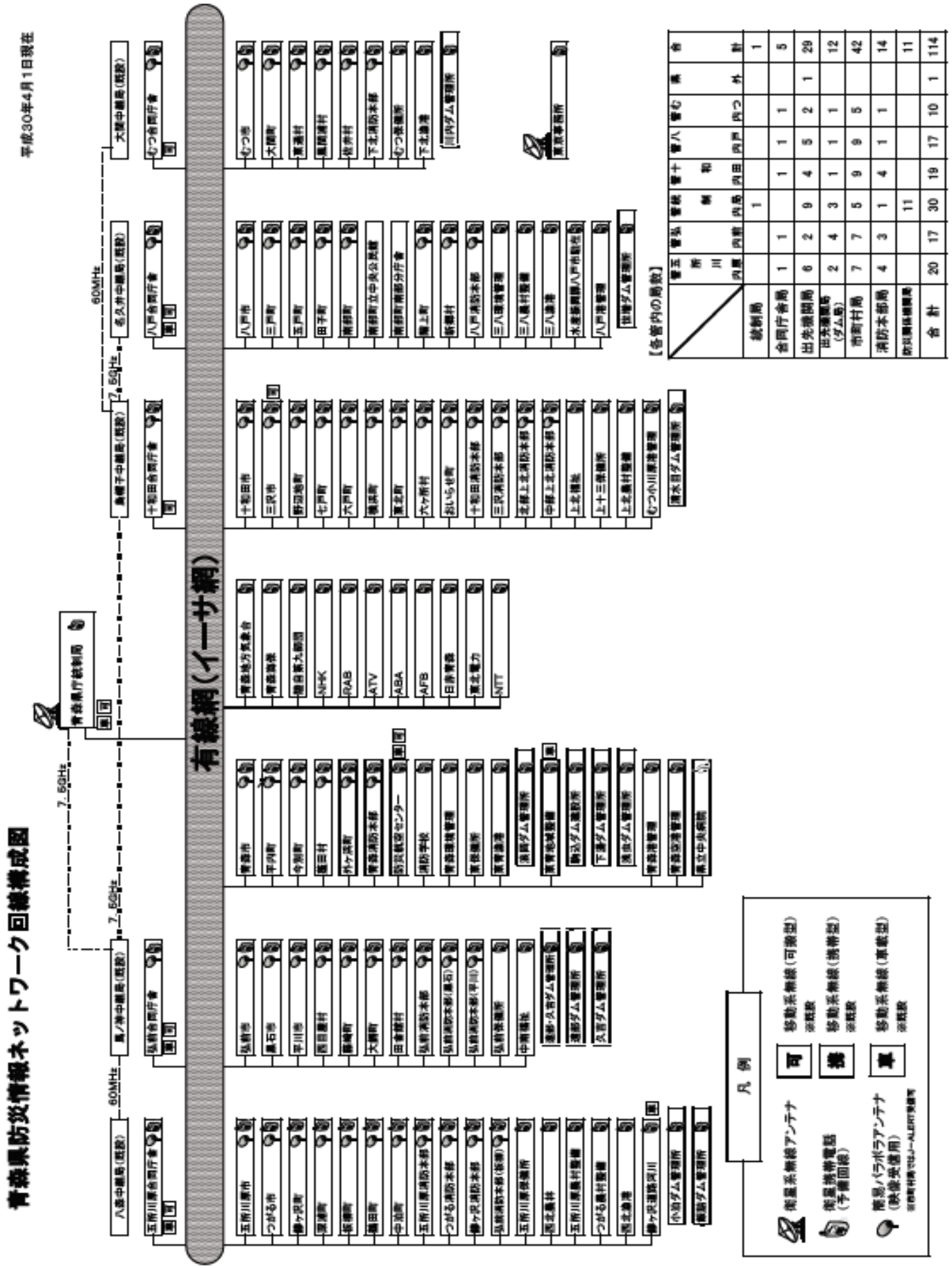

4　水防施設・設備［防災安全課］

市及び防災関係機関は、水防活動組織を確立し、重要水防区域、危険箇所等における具体的な水防工法を検討するとともに、水防活動に必要な水防資機材及びそれを備蓄する水防倉庫を整備、点検する。

(1) 整備状況

各水防倉庫の資機材の備蓄状況は、次のとおりである。

資料編　〔表〕３－２－９

(2) 整備計画

ア　水防資材センターを除く水防倉庫については、当該年度の「青森県水防計画書」が示す水防管理団体の「水防倉庫の資機材備蓄基準」により必要な資機材を備えておくものとする。

青森県水防計画書に定める基準は次のとおりである。

資料編　〔表〕３－２－１０

イ　水防資材センターの備蓄基準は、次のとおりである。

資料編　〔表〕３－２－１１

5　救助資機材等［消防本部］

人命救助に必要な油圧切断機、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材、薬品等を整備、点検する。

また、大規模・特殊災害に対応するために、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

(1) 整備状況

資料編　〔表〕３－２－１２

(2) 整備計画

消防施設整備計画により増強、更新を図るなど整備していくものとする。

6　河川等災害対策施設・設備等

大量流出油等の拡散防止及び流出油等の物理的、化学的処理のための資機材を整備するものとする。

(1) 整備状況

資料編　〔表〕３－２－１３

7　広域防災拠点等

大規模災害時に警察・消防・自衛隊等から派遣される要員や救援物資の保管等のための活動拠点を確保する。

8　弘前地区河川防災ステーション（防災安全課、国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所）

河川の増水や堤防の決壊などから街を守る防災拠点として整備された「弘前地区河川防災ステーション」に備蓄されている資材や水防センター、情報管理センター等を有効に活用するとともに、災害予防などに関して国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所と積極的に連携を図るものとする。

【河川防災ステーション備蓄資材等】

根固ブロック	岩ずり	連結ブロック	水防作業スペース	建設機械活動スペース
９００個	約1,900㎥	1,100個	８８０㎡	５００㎡

9　その他施設・設備等

(1) 市は、被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要な重機類を整備、点検する。また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努めるとともに、関係機関や民間事業者との連携に努める。

さらに、特に防災活動上必要な学校、公民館、道の駅などの公共施設等及び指定避難所（指定緊急避難場所に指定している施設を含む。）を定期的に点検する。

(2) 整備状況

資料編　〔表〕３－２－１４

第３節　青森県防災情報ネットワーク

災害時における一般通信の輻輳に影響されない本県独自の通信網を確保することにより、災害予防対策に役立てるとともに、災害時における迅速かつ的確な応急対策を実施するため、県、市（消防本部を含む。以下この節において同じ。）、防災関係機関を接続した青森県防災情報ネットワーク及び青森県総合防災情報システムの活用を推進するものとする。

１　青森県防災情報ネットワークの活用

県独自の防災専用回線として、光イーサ回線により県、市町村、防災関係機関を接続し、以下の機器により情報伝達を行う。

(1) 専用電話

ア　端末局間のＩＰ電話

イ　自治体衛星通信ネットワークによる衛星電話

(2) 文書データ伝送用端末

ア　端末局間の文書データ伝送

イ　青森県総合防災情報システムによる防災情報の伝送

２　青森県総合防災情報システムの活用

県は、市、防災関係機関と一体となって、「防災情報の統合化」、「防災情報の高度化」、「防災情報の共有化」を基本方針とする青森県総合防災情報システムを活用するとともに、防災対策について有効に機能するよう充実を図る。

市は、青森県総合防災情報システムの円滑な運用を図るため、操作担当者を２名以上定めるとともに、県が主催する研修会、訓練に参加し、操作能力の習得・向上に努める。また、県と協力しながら維持管理が万全となるよう努める。

(1) 防災情報の統合化

気象情報、河川情報、道路情報、環境放射線モニタリング情報等の各種個別システムによる防災情報を統合する。

(2) 防災情報の高度化

被害情報、措置情報等を視覚的に把握しやすいものとするため、被害情報等と地図データを連携させたＧＩＳを活用する。防災ＧＩＳで管理する情報は次のとおりである。

ア　被害情報、措置情報

イ　避難所情報

ウ　防災ヘリコプター運航要請情報

(3) 防災情報の共有化

青森県防災情報ネットワークにより各機関を接続し、統合化・高度化された防災情報を県、市町村、防災関係機関で共有する。

ア　総合防災情報システム端末の設置

青森県防災危機管理課、関係課及び災害対策本部、市、防災関係機関に設置した青森県総合防災情報システム端末（青森県防災情報ネットワークの文書データ伝送用端末にて操作するものを含む。）により、防災情報を収集・伝達する。また、システムに登録された防災情報は、各機関において情報共有する。

イ　住民への情報提供

インターネットを活用し、危険箇所や指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「指定避難所等」という。）の所在、防災啓発に関する情報等をホームページ等により住民に提供する。

３　市の災害対策機能等の充実

市及び防災関係機関は、青森県総合防災情報システムとの活用等により、災害応急対策を実施する必要があることから、市は、必要な組織体制等を整備するとともに、情報システムなどの災害対策機能の充実を図る。

第４節　自主防災組織等の確立

［防災安全課、消防本部］

大規模な地震災害が発生し、防災関係機関の活動が遅れたり、阻害されるような事態になった場合において、被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するためには、住民の自主的な防災活動組織である自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等の活動が行われることが有効である。

このため、市は住民等に対する自主防災組織結成のための働きかけ及び訓練や研修会等を通じた既存の自主防災組織の育成・強化等を推進する。

１　自主防災組織の現況

自主防災組織は、町会等で組織され、防災活動を実施している。

今後は、地域の実情に応じた自発的な防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）に基づき平時、災害発生時において効果的に防災活動を行うよう指導する。

自主防災組織一覧　　資料編　〔表〕３－５－１

２　自主防災組織の育成強化

自主防災組織の結成は、住民が自主的に行うことを本旨としつつ、既存の町会等の自治組織を自主防災組織として育成するとともに、その要となるリーダーの育成に努める。その際、女性の参画の促進に努める。

(1) 地域（町会等の単位）の指導者及び住民に対し、自主防災組織の必要性の認識を高めるため、啓発活動（必要な資料の提供、研修会の開催等）を積極的に実施する。また、自主防災組織への女性の参画促進に努める。

(2) 自主防災組織が実施する防災訓練に対し、消防団等と連携して積極的に指導するとともに、地域住民が一致団結して、 初期消火活動の実施及び障がい者、高齢者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者の安全を確保するための防災活動が効果的に行われるような協力体制の確立を図る。

(3) 自主防災活動を活発にするため、リーダー講習会の実施、モデル地域の紹介などを通じ、地域社会のリーダーに対する防災知識の啓発を行うとともに、自主防災組織の要となるリーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備を図る。その際、自主防災組織への女性の参画促進に努める。

(4) 平時においては食料や水等を備蓄し、防災知識の普及や防災訓練の会場として活用でき、災害時においては指定避難所としての機能を有する活動拠点としての施設並びに消火、救助、救護等のための資機材の整備を図る。

３　事業所の自衛消防組織の設置の促進

法令により消防計画等の作成及び自衛消防組織の設置が義務付けられている事業所については、自主防災体制をより充実強化するとともに、法令により義務付けられていない事業所についても強力に設置を推進する。

なお、消防法（昭和２２年法律第１８６号）第８条の２の５に基づく自衛消防組織、又は消防法第１４条の４に基づく自衛消防組織の設置が義務付けられている事業所は、次のとおりである。

(1) 学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店、複合用途防火対象物その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物

(2) 第４類の危険物の製造所、一般取扱所及び移送取扱所の一部

４　自主防災組織の防災活動の推進

自主防災組織は、地区防災計画を策定するとともに、これに基づき、平時及び災害時において効果的で、かつ要配慮者に配慮した防災活動を次により行う。

(1) 平時の活動

ア　情報の収集伝達体制の確立
イ　防災知識の普及及び防災訓練の実施
ウ　活動地域内の防災巡視の実施
エ　火気使用設備器具等の点検
オ　防災用資機材の備蓄及び管理
カ　要配慮者の把握
キ　地区防災計画の作成

(2) 災害時の活動

ア　初期消火の活動
イ　地域内の被害状況等の情報の収集、住民に対する避難勧告等の伝達、避難誘導
ウ　救出救護の実施及び協力

エ　集団避難の実施
オ　指定避難所の開設・運営
カ　炊き出しや救援物資の配分に対する協力

５　消防団員の役割

消防団員は、防災に関する専門的な知識及び技能を発揮し、自主防災組織の活動において先導的な役割を果たすものとする。

６　事業所の防災活動の推進

事業所は、災害時において果たす役割（従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）の十分な認識の下で、自衛消防組織を設置し、次により自主防災体制の確立を図る。

(1) 平時の活動
ア　情報の収集伝達体制の確立
イ　防災知識の普及及び防災訓練の実施
ウ　火気使用設備器具等の点検
エ　防災用資機材の備蓄及び管理

(2) 災害時の活動
ア　初期消火活動
イ　救出救護の実施及び協力
ウ　その他

第５節　防災教育及び防災思想の普及

［防災安全課、消防本部］

地震災害による被害を最小限にくいとめるには、防災に携わる職員の資質の向上と住民一人ひとりが日頃から地震災害に対する認識を深め、災害から自己を守るとともにお互いに助け合うという意識行動が必要である。

このため防災業務担当職員に対する防災教育の徹底及び住民に対する防災知識の普及を図るものとする。その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、訪日外国人旅行者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及推進を図る。

１　防災業務担当職員に対する防災教育

市は、防災業務担当職員の災害時における適正な判断力を養成し、また職場内における防災体制を確立するため、研修会、検討会及び現地調査等を通じ防災教育の徹底を図る。

なお、防災教育はおおむね次のとおりである。

(1) 地震災害についての一般的知識の習得
(2) 緊急地震速報を見聞きした場合の適切な対応に関する知識の習得
(3) 災害対策基本法を中心とした法令等の知識の習得
(4) 災害を体験した者との懇談会
(5) 災害記録による災害教訓等の習得

２　住民に対する防災思想の普及

(1) 市は、人的被害を軽減する方策として、住民の避難行動が基本となることを踏まえ、避難勧告等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民に対して行うものとする。

なお、普及啓発方法及び内容は次のとおりとする。

ア　普及啓発方法

(ｱ)　防災の日、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を実施し、防災思想の普及を図る。
(ｲ)　放送局、新聞社等の協力を得て、ラジオ、テレビ又は新聞で行う。
(ｳ)　防災に関するパンフレット・ポスター等を作成、配布する。また、ホームページ等や「あおもりおまもり手帳」を活用する。
(ｴ)　防災に関する講演会等を開催する。

イ　普及内容

(ｱ)　基礎的な地震災害に関すること。

地震は自然現象であり、想定を超える可能性があること、指定避難所の孤立や指定避難所等自体の被災もあり得ることなど

(ｲ)　住民のとるべき措置に関すること。

ａ　家庭においてとるべき次の措置

（平時）

・家庭における各自の役割分担
・災害時伝言ダイヤル等による家族の安否確認方法
・家具等重量物の転倒防止対策
・消火器、バケツ等の消火用具の準備
・３日分の食料、水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（貴重品（通帳、保険証、現金）、服用している薬、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池等）の準備
・指定避難所、避難路の確認
・指定避難所における行動、警報等発表時や避難勧告等の発令時にとるべき行動
・家庭内における地震発生時の連絡方法や避難ルールの取り決め
・飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策

（災害時）

・身の安全の確保
・テレビ（ワンセグメント放送を含む）、ラジオ、インターネット、市役所、消防署、警察署等からの正確な情報の把握
・緊急地震速報を見聞きした場合の適切な対応
・自動車や電話の使用の自粛

・火の使用の自粛
・灯油等危険物やプロパンガスの安全確保
・初期消火
・被災者の救出、救援への協力
・炊き出しや救援物資の配分への協力
・その他

b　職場においてとるべき次の措置

（平時）
・職場の防災会議による役割分担
・職場の自衛消防組織の出動体制の整備
・ロッカー等重量物の転倒防止対策
・消火器、バケツ等の消火用具の準備
・重要書類等の非常持出品の確認
・防災訓練への参加

（災害時）
・身の安全の確保
・テレビ（ワンセグメント放送を含む）、ラジオ、インターネット、市役所、消防署、警察署等からの正確な情報の把握
・緊急地震速報を見聞きした場合の適切な対応
・自動車による出勤、帰宅等の自粛、危険物車両の運行の自粛
・火の使用の自粛
・危険物の安全確保
・不特定多数の者が出入りする職場における入場者の安全確保
・初期消火
・被災者の救出、救護への協力
・職場同士の相互協力
・その他

(2) 公民館等の社会教育施設を活用した研修会など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する内容を組み入れ、地域住民に対する防災に関する教育の普及推進を図る。

(3) 市は、国、県、防災関係機関等の協力を得つつ、地域住民の適切な避難や防災知識・活動に資するよう次の施策を講じる

ア　土砂災害警戒区域等の土砂災害に関する総合的な資料として図面表示等に含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ（地震等災害を含む。）、土砂災害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布する。

イ　地震防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

ウ　地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努める。

3　災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

第６節　企業防災の促進

［防災安全課、商工政策課、消防本部］

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を踏まえ、企業防災に向けた取組みに努める。

１　事業継続計画（ＢＣＰ）等の作成

企業は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上必要な取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めることが望ましい。

市は、事業継続計画（ＢＣＰ）作成の取組みに資する情報提供を行うなど、管内企業の作成への取組みを支援する。

２　防災意識の高揚

市は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

３　防災訓練等への参加

市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

４　防災協力事業所登録制度

市は、各事業所等が保有する資機材を重要な防災力の一つとして捉え、大規模、広域的な災害が発生した際に、被災者救援や応急対策のために各事業所等の地域貢献の一環として、その資機材を自発的に提供する「弘前市防災協力事業所登録制度」の周知及び登録を積極的に促し、事業所等とともに地域防災力の向上に努める。

第７節　防災訓練

［防災安全課、消防本部］

地震災害発生時等における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災関係機関と住民等の間における連絡協力体制を確立するとともに、防災体制の強化と住民の防災意識の高揚を図ることを目的として、計画的、継続的な防災訓練を実施するものとする。

１　総合防災訓練の実施

市は、災害応急対策を迅速かつ的確に遂行するため、大規模地震を想定した防災訓練を企画し、県その他の防災関係機関、公私の団体、水防協力団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体等及び要配慮者を含めた住民の参加のもとに、青森県総合防災情報システムを活用しながら、個別防災訓練を有機的に連携させるとともに、相互応援協定等に基づく広域応援等を含めた実践的な市総合防災訓練を実施する。この際、夜間等様々な条件に配慮するよう努める。

訓練の方法については、努めて、人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて被害状況を収集・整理し、状況の予測や判断、活動方針の決定等を行わせる図上訓練等、実際の判断・行動を伴う方式により実施する。また、訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報に関する訓練を取り入れ、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるとともに、必要に応じハザードマップを活用して行う。

なお、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行う。

(1) 実施時期は、原則として防災の日（９月１日）又は防災週間（８月３０日～９月５日）内（又は大きな災害の発生日）とする。
(2) 地震発生後の災害応急対策の実施を内容に盛り込んだ訓練を年１回以上実施するよう努める。
(3) 訓練内容はおおむね次のとおりとする。
　(ｱ) 災害広報訓練
　(ｲ) 通信訓練
　(ｳ) 情報収集伝達訓練
　(ｴ) 災害対策本部設置・運営訓練
　(ｵ) 交通規制訓練
　(ｶ) 避難・避難誘導訓練
　(ｷ) 消火訓練
　(ｸ) 土砂災害防御訓練
　(ｹ) 救助・救出訓練
　(ｺ) 救急・救護訓練
　(ｻ) 応急復旧訓練
　(ｼ) 給水・炊き出し訓練
　(ｽ) 隣接市町村等との連携訓練
　(ｾ) 避難所開設・運営訓練
　(ｿ) 要配慮者の安全確保訓練
　(ﾀ) ボランティアの受入・活動訓練
　(ﾁ) その他災害想定に応じて必要と認められる訓練

２　個別防災訓練の実施

市は、災害時において、各機関が処理すべき事務又は業務を迅速かつ円滑に行うため、ブラインド方式の図上訓練も含め、個別防災訓練を段階的、定期的に実施する。また、複合災害を想定した図上訓練も実施するものとする。

なお、訓練内容は、おおむね次のとおりとし、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行うものとする。

(1) 通信訓練
(2) 情報収集伝達訓練
(3) 非常招集訓練
(4) 災害対策本部設置・運営訓練
(5) 避難・避難誘導訓練
(6) 消火訓練
(7) 救助・救出訓練
(8) 救急・救護訓練
(9) 水防訓練

(10) 水門等の閉鎖訓練
(11) 避難所開設・運営訓練
(12) 給水・炊き出し訓練
(13) その他市独自の訓練

３　防災訓練に関する普及啓発

個別防災訓練や総合防災訓練の参加者となる住民に対して、市の広報など各種の媒体を通じた普及啓発を行い、防災訓練への参加意識を高揚する。

また、市は地域の防災力を高めるため、住民自らが実施し、幅広い層が参加する防災訓練の普及に努めるとともに、地域住民と一体的に取り組む訓練の実施を推進する。

第８節　避難対策

［健康福祉部、消防本部、防災安全課］

地震災害時において住家を失った住民及び地震災害に起因する水害、土砂災害、火災等の二次災害危険箇所周辺の住民を保護するため、指定避難所等及び避難路の選定、避難訓練及び避難に関する広報の実施、避難計画の策定等避難体制の整備を図るものとする。

また、大規模災害時の想定危険箇所を把握し、現状の指定避難所及び避難路についての総合的な課題の洗い出しを実施し、県と一体となって最適な指定避難所及び避難路を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な指定避難所及び避難路を確保する。

１　指定避難所等の指定

市は、大規模地震が発生した場合に住民の生命、身体を保護するため、危険が切迫した際に一時的に避難する場所又は施設として指定緊急避難場所を、被災者が一定期間滞在することができる施設として指定避難所等を機能別に区分し、対象とする異常な現象（以下「対象災害」という。）の種別に応じて、当該避難所等の立地条件、設備、構造等を考慮し、利用の可否、利用時の制限を付してあらかじめ指定する。

また、指定の対象となる施設が緊急避難場所と避難生活避難所の双方の指定基準に適合している場合には、両者を兼ねて指定する。

なお、指定緊急避難場所の整備に当たり、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立しないような場所に整備するよう努めるものとする。また、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害の想定等により、必要に応じて近隣市町村の協力により、近隣市町村に設けることができる。

２　指定緊急避難場所の指定

(1)　指定緊急避難場所指定の条件

ア　管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該緊急避難場所が開設される管理体制を有していること

イ　立地条件：対象災害により被害発生のおそれがない区域（以下「安全区域」という。）内に立地していること

ウ　構造条件：緊急避難場所が安全区域外に立地する場合には、対象災害に対して安全な構造であること

エ　当該施設が地震に対して安全な構造であること

オ　当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物等の物がないこと

(2)　地震火災に対する指定緊急避難場所の選定

大規模地震に起因する火災が発生した場合、密集市街地での火災の延焼のおそれがあることから、地震火災に対する指定緊急避難場所の選定に当たっては上記(1) に掲げる事項のほか、次の事項に留意する。

ア　大火輻射熱等を考慮し、避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、グラウンド（校庭）、その他公共空地を選定する。

イ　付近に大量の危険物等が貯蔵されていないところとする。

ウ　状況に応じて、他の指定緊急避難場所に移動が可能なところとする。

(3) 道路盛土等の活用

指定緊急避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

(4) 臨時ヘリポートの確保

指定緊急避難場所が孤立するおそれが想定され、かつ救援物資等を空輸以外で輸送ができない場合は、その周囲にヘリコプターが臨時で離着陸できる場所の確保に努める。

(5) 指定避難所等の事前指定等

ア　指定緊急避難場所及び指定避難所は、次のとおりである。

資料編　〔表〕３－９－１

イ　災害の状況により、上記の指定避難所のみでは足りない場合は又は市区域内で適当な施設を確保できない場合は、隣接市町村等に対する避難所の提供の要請又は県有施設や民間施設等の使用措置を講じる。

この際、施設管理者との使用方法等についての事前協議、輸送事業者等との事前調整などを実施しておくものとする。

3　指定避難所の指定

指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れることなどが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものなどを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

なお、指定に当たっては、次の事項についても留意する。

(1)　被災者が一定期間滞在することができる施設として指定避難所を次のことに留意し指定する。

ア　被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有する施設とする。

イ　速やかに被災者等を受け入れることなどが可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものとする。

ウ　地区分けをする場合においては、町会単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することはできるだけ避ける。

エ　一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努めるとともに、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

なお、避難所の指定に当たっては、施設管理者とあらかじめ協定を締結することが望ましい

オ　要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものなどを指定する。

カ　指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間であらかじめ避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

(2)　指定避難所の選定

指定避難所の選定に当たっては、次の事項を考慮する。

ア　避難者１人当たりの必要面積をおおむね２㎡以上とする。

イ　要避難地区のすべての住民（昼間人口や訪日外国人を含む旅行者等も考慮する。）が避難できるような場所を選定すること。

ウ　大規模な土砂災害、浸水などの危険のないところにする。

エ　土砂災害警戒区域等からはずれたところとする。

オ　地区分けをする場合においては、町会単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することはできるだけ避ける。

カ　一般の避難所で生活することが困難な要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努めるとともに、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

なお、指定避難所の指定に当たっては、施設管理者とあらかじめ協定を締結するものとする。

(3)　指定避難所の整備

指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベット、非常用電源、衛星携帯電話等のほか、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器や、避難生活の環境を良好に保つための換気・照明等の設備の整備を図る。

4　標識の設置等

指定避難所等を指定したときは、指定避難所等及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置することにより、平素から地域住民に周知を図り、速やかな避難に資するよう努める。

また、誘導標識は、日本工業規格に基づく災害種別一般記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難所であるかを明示するよう努める。

5　避難路の選定・整備

指定避難所等を指定したとき避難路等の選定は、市街地の状況に応じて、住民が徒歩で確実に安全な場所へ避難できるよう次の事項に留意して避難路・避難階段を整備・確保し、その周知に努める。

なお、各地域において、指定避難所等までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、弘前警察署と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車の避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。

(1) 避難路は、おおむね８ｍ以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないものとする。
(2) 地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がない道路とする。
(3) 避難路は、相互に交差しないものとする。

6　避難路及び指定避難所等周辺の交通規制

地震災害時における混乱を防止し、避難を容易にするため、必要に応じ、弘前警察署、中南地域県民局地域整備部と協力し、避難路、指定避難所等周辺の駐車所規制等の交通規制を実施する。

7　避難訓練の実施

住民の意識の高揚を図るため、定期的に避難訓練を実施する。

8　避難に関する広報

住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、平素から次により広報活動を実施する。

(1) 指定避難所等の広報

地域住民に対して、指定避難所等に関する次の事項について、周知徹底を図る。

ア　指定避難所の名称
イ　指定避難所の所在地
ウ　避難地区分け
エ　その他必要な事項

(2) 避難のための心得の周知徹底

避難住民に対して、次の避難に関する心得の周知徹底を図る。特に避難時の心得については、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な退避場所へ移動又は屋内での退避等を行うべきことについて日頃から周知徹底に努める。

ア　避難準備の知識
イ　避難時の心得
ウ　避難後の心得

(3)　指定避難所の運営管理に必要な知識の普及

市は、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

9　避難計画の策定

市は、次の事項に留意して避難計画を策定しておく。

(1) 避難勧告等の発令を行う基準及び伝達方法
(2) 避難勧告等の発令対象区域（町会等、同一の避難行動をとるべき避難単位）、指定避難所等の名称、所在地、対象世帯数並びに対象者数及び避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。以下同じ。）の状況
(3) 指定避難所への経路及び誘導方法
(4) 避難行動等要支援者の適切な避難誘導体制
(5) 指定避難所における要配慮者のための施設・設備の整備
(6) 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

ア　給水措置
イ　給食措置
ウ　毛布、寝具等の支給措置
エ　被服、生活必需品の支給措置
オ　負傷者に対する応急救護措置
カ　その他指定避難所開設に伴う通信機器、仮設トイレ、テレビ、ラジオ、マット、非常電源等の設備等の整備

(7) 指定避難所の管理に関する事項

ア　避難受入中の秩序保持
イ　避難者に対する災害情報の伝達
ウ　避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
エ　避難者からの各種相談の受付
オ　その他必要な事項

(8) 災害時における広報

(9)　自主防災組織等との連携

住民の円滑な避難のため、必要に応じて指定避難場所の開錠・開設について、自主防災組織等の地域コミュニティを活用して行う。

１０　広域一時滞在に係る手順等の策定

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、災害発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を策定しておく。

(1)　県内広域一時滞在

ア　災害の規模、避難者の受入れ状況等に鑑み、県内広域一時滞在の必要があると認めた市本部長（以下、この項において「協議元市本部長」という。）は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他の市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受入れを協議する。

イ　協議元市本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

ウ　協議先市町村長は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

エ　協議先市町村長は、受け入れる被災者の県内広域一時滞在の用に供するための施設（以下、本節中「受入施設」という。）を決定し、提供する。

オ　協議元市本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

カ　県本部長は、市本部長から求めがあった場合には、協議すべき市町村、被災者の輸送手段の確保等、県内広域一時滞在の実施に関し必要な助言等を行う。

キ　県本部長は、大規模な災害により市が被災し、他の市町村長との協議ができないと推測される場合には、市本部長に代わって当該要求を行う。

(2)　県外広域一時滞在

ア　県外広域一時滞在の必要があると認める市本部長（以下、本号中「協議元市本部長」という。）は、県本部長と協議し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。

イ　県本部長は、応援協定を締結した他の都道府県の知事又は適当と認める他の都道府県の知事（以下、本号中「協議先都道府県知事」という。）に対し、避難者の受入れの協議を行う。

ウ　県本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

エ　県本部長は、協議先都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、協議元市本部長に通知するとともに、内閣総理大臣に通知する。

オ　県本部長は、大規模な災害により市が被災し、協議を求めることができないと推測される場合には、市本部長に代わって当該要求を行う。

カ　県本部長及び協議元市本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。

キ　県本部長は、必要に応じ、国に対し、協議すべき都道府県、被災者の輸送手段の確保等、県外広域一時滞在の実施に関し必要な助言等を求める。

(3)　他都道府県広域一時滞在

ア　県本部長は、他の都道府県知事（以下、本号中「協議元都道府県知事」という。）から避難者の受入れの協議があったときは、受入れに関する県内の市町村長の意向を確認の上、受け入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受入れについて協議すべき市町村を決定し、受入れを協議する。

イ　県本部長の協議を受けた市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

ウ　協議先市町村長は、受入施設を決定し、提供する。

エ　県本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

(4)　広域一時滞在により避難する被災者に対する情報等の提供体制

県内広域一時滞在、県外広域一時滞在又は他都道府県広域一時滞在による避難者に対しては、県本部長及び避難者を受け入れた市町村長が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

(5)　原子力災害発生に伴う避難者の受入れ

ア　「青森県地域防災計画原子力災害対策編」により、県内に立地する原子力施設に係る災害発生時において、市は被災町村から避難者を受入れる。

イ　受入計画の作成

避難者の受入については、県又は避難元町村との調整により受入計画を作成する。

第９節　火災予防対策

［消防本部、都市政策課、建築指導課、教育委員会］

地震発生時の火災の同時多発等による被害の拡大を防止し、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するため、建築物の防火対策の推進、防火思想の普及と消防体制の充実強化を図るものとする。

１　建築物の防火対策の推進

(1) 建築物の不燃化

公共建築物は原則として耐火建築とし、その他の建築物についても、市は不燃及び耐火建築の推進を指導する。

(2) 防火管理体制の確立

消防機関は、劇場、病院、百貨店、ホテル等の防火対象物に対し、防火管理者の選任・届出、消防計画の作成、消火・通報・避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び防炎性を有する物品の使用を指導するとともに、自主的な防火管理体制を確立させる。

(3) 消防用設備等の設置促進及び維持管理の徹底

消防機関は、火災から人命を保護するため、防火対象物に対する消防用設備等の適正な設置及び維持に係る指導を徹底する。

(4) 予防査察指導の強化

消防機関は、火災発生を未然に防止するため、防火対象物、危険物製造所等に対し、計画的かつ継続的に予防査察を実施するとともに、消防法令に違反しているものに対しては、指導を行い、重大なものについては、警告命令、告発等の措置を行い、違反処理を徹底する。また、一般家庭に対しても、火災予防運動期間等を利用し、住宅防火診断等を実施して、地域住民に弘前地区消防事務組合火災予防条例等の周知徹底を図る。

２　防火思想の普及

(1) 一般家庭に対する指導

ア　消防機関は、出火危険箇所の発見と火気を使用する設備・器具の正しい取扱いについて指導するとともに、住宅用火災警報器の設置を推進するほか、初期消火の徹底を図るために消火器具の設置、取扱い等について指導する。また、地震による火災発生防止として対震自動消火装置付ストーブの使用の促進等を強力に指導するとともに、パンフレット、刊行物等により火災防止、初期消火の重要性を認識させ防火思想の普及徹底を図る。

イ　消防機関は、火災予防運動及び建築物防災運動などの火災予防等に関する諸行事を通じて広く住民に対し防火思想の普及徹底を図る。

(2) 学校及び教育研究機関の実験室、薬局等に対する指導

学校及び教育研究機関の実験室、薬局等における薬品類は、地震動による落下等により発火、爆発の危険性を有していることから、消防機関は、当該機関における危険物容器の転落防止について指導する。

(3) 民間防火組織の育成指導

消防機関は、防火思想の普及を図るため、次の民間防火組織を育成指導する。

ア　火災予防の知識を習得させ出火防止を図るとともに、地域住民の防火防災意識の高揚を図るため、女性（婦人）防火クラブを育成指導する。

イ　児童生徒に対し、防火に関する知識を習得させ、学校及び家庭における出火防止を図るため、少年消防クラブを育成指導する。

ウ　幼年者に対し、正しい火の取扱いや防火に関する知識を習得させるため、幼年消防クラブを育成指導する。

３　消防体制の充実・強化

(1)　消防計画の作成

消防機関は、具体的に実施すべき業務の内容等を詳細に明示した消防計画を作成し、消防体制の計画的、総合的な充実強化を図る。

(2)　消防力の充実強化

市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の指針」により、消防機械器具及び消防水利施設等の整備・充実を図る。なお、大地震発生時における消火栓の使用不能等に対処するため、木造家屋密集地、指定避難所等優先順位を考慮して耐水性貯水槽等の消防水利の整備促進を図るほか、河川等の自然水利、水泳プール、ため池等指定消防水利としての活用等、消防水利の多様化を図るとともに、適正な配置に努める。

また、市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

４　文化財に対する火災予防対策
第３章第18節「文化財災害予防対策」参照

第 10 節　水害対策

［建設政策課、防災安全課］

地震災害に起因する水害を防止し、又は被害の拡大を防止するため、各種防災事業の総合的かつ計画的実施、河川の維持管理、住民への情報伝達体制の整備、避難体制の整備、水防資機材の整備、水防体制の整備等を図るものとする。

１　各種防災事業の総合的かつ計画的な実施

各種防災事業の実施に当たっては、他事業との調整を図る。

(1) 治山対策事業
(2) 砂防対策事業
(3) 河川防災対策事業
(4) 農地防災対策事業
(5) 都市防災対策事業
(6) 危険地域からの集団移転促進事業

２　河川の維持管理

(1) 河川巡視の実施

河川巡視員並びに河川、海岸及び砂防管理関係職員が常時河川巡視を行い、出水期における危険箇所の発見及び河川の不法使用等を取り締まり、河川の維持管理を図る。

(2) 河川管理施設の管理

ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、その他災害を防止し、又は被害を軽減する施設の維持管理を徹底するため、次の措置を講じる。

ア　構造の安全確保

河川管理施設は、水位、流量、地形、地質、河川の状況及び自重、水圧等予想される荷重を考慮し、安全を確保するため各施設の耐震性を向上させるなどの強化措置を講じる。

イ　維持管理

次の河川管理施設の操作規則を定め、その維持管理の徹底を図る。

(ｱ) 洪水を調節する施設
(ｲ) 洪水を分量させる施設
(ｳ) 治水上特に重要な内水排除施設等の防止又は流水調節施設

(3) 河川の維持規制

河川の流水、流量、深浅等河川に影響を及ぼす次の行為を規制し、河川の維持管理の徹底を図る。

ア　流水及び河川区域内の土地の占用
イ　河川区域内の土石の採取又は掘削、工作物の構築等
ウ　河川における竹木等の流送

３　水防資機材の整備

第３章第２節「防災業務施設・設備等の整備」による。

４　水防計画の作成

次の事項に留意し、水防計画を作成する。

(1) 水防活動組織の確立
(2) 河川施設の管理
(3) 水防施設及び水防資機材の整備
(4) 気象、水象の観測及び警報等の活用
(5) 重要水防箇所等
(6) その他水害を予防するための措置

５　浸水想定区域等

(1) 市は、国土交通大臣又は県知事による洪水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、本計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方式、指定避難所及び避難路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

(2) 市は、浸水想定区域に地下街等又は主として要配慮者が利用する施設があるときは、本計画にこれらの名称及び所在地を掲載し、また、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報の伝達方法を定める。

(3) 市は、住民自ら地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める。

ア　浸水想定区域

現在、本市に関係する洪水浸水想定区域図（公表ＨＰアドレス）は、次のとおりである。

(ｱ)　国管理

月２０日公表：国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所）

http://www.thr.mlit.go.jp/aomori/river/disasteprevention/flood/iwaki.html

資料編　〔図〕　３－１７－○

②岩木川水系岩木川浸水想定区域図

（平成２９年１月２０日公表：国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所）

http://www.thr.mlit.go.jp/aomori/river/disasteprevention/flood/iwaki.html

資料編　〔図〕　３－１７－○

③岩木川水系旧大蜂川浸水想定区域図

（平成２９年１月２０日公表：国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所）

http://www.thr.mlit.go.jp/aomori/river/disasteprevention/flood/iwaki.html

資料編　〔図〕　３－１７－○

④岩木川水系平川浸水想定区域図

（平成２９年１月２０日公表：国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所）

http://www.thr.mlit.go.jp/aomori/river/disasteprevention/flood/iwaki.html

資料編　〔図〕　３－１７－○

⑤岩木川水系土淵川浸水想定区域図

（平成２９年１月２０日公表：国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所）

http://www.thr.mlit.go.jp/aomori/river/disasteprevention/flood/iwaki.html

資料編　〔図〕　３－１７－○

⑥岩木川水系浅瀬石川浸水想定区域図

（平成２９年１月２０日公表：国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所）

http://www.thr.mlit.go.jp/aomori/river/disasteprevention/flood/iwaki.html

資料編　〔図〕　３－１７－○

(ｲ)　県管理

①岩木川水系平川上流浸水想定区域図

（平成１６年６月１１日公表：青森県県土整備部河川砂防課）

http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kasensabo/files/hirakawa-sinsui.pdf

資料編　〔図〕　３－１７－○

②岩木川水系後長根川浸水想定区域図

（平成１９年５月７日公表：青森県県土整備部河川砂防課）

http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kasensabo/files/ushironagane- sinsu.pdf

資料編　〔図〕　３－１７－○

③岩木川水系腰巻川浸水想定区域図

（平成１９年８月１０日公表：青森県県土整備部河川砂防課）

http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kasensabo/files/koshimaki-sinsui.pdf

資料編　〔図〕　３－１７－○

イ　主として要配慮者が利用する施設

岩木川、平川及び腰巻川浸水想定区域内における、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる主として要配慮者が利用する施設は次のとおりである。なお、後長根川の浸水想定区域においては、対象となる施設はない。

資料編　〔表〕３－１７－１

ウ　洪水予報等の伝達方法

岩木川、平川、腰巻川及び後長根川浸水想定区域における洪水予報等の伝達方法は次のとおりである。

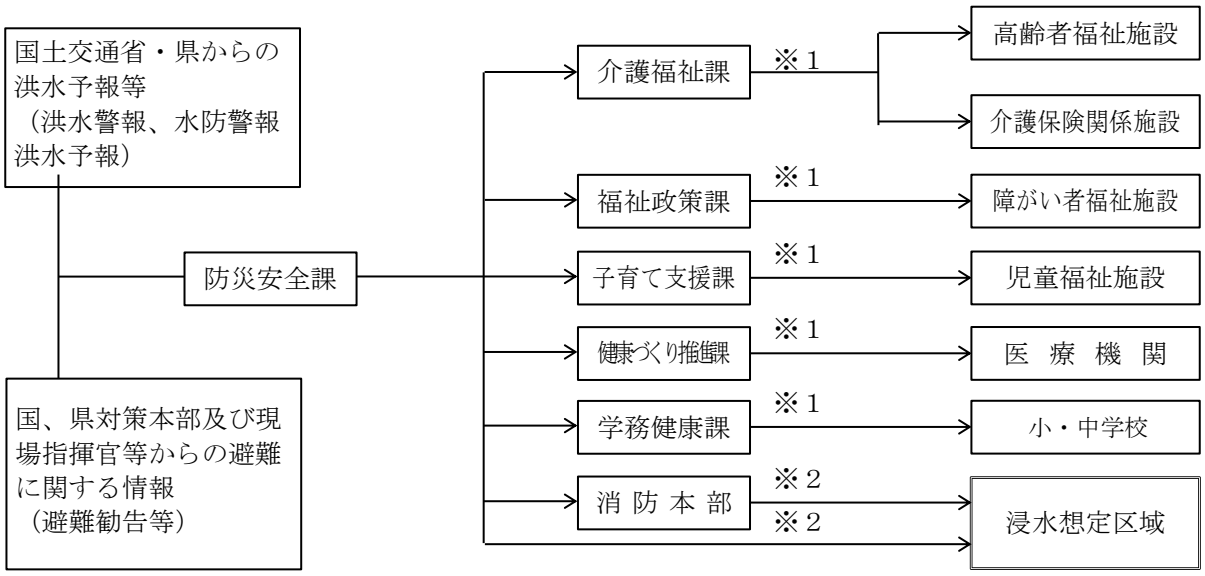

※１　ＦＡＸ等による伝達

※２　同報無線、広報車やコミュニティＦＭ等による広報

エ　指定避難所及び指定緊急避難場所

岩木川、平川、後長根川及び腰巻川浸水想定区域において洪水による被害が発生するおそれがある場合は、当該区域における住民及び地下街等又は主として要配慮者が利用する施設の利用者を第３章第８節に定める指定避難所等に避難させる。

オ　住民に対する周知

市長は、上記で定められた浸水想定区域内の地下街等又は主として要配慮者が利用する施設の名称、所在地、洪水予報等の伝達方法、避難所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。

８　水防訓練

市は毎年、消防機関及び水防協力団体が連携した水防訓練を行う。

第 11 節　土砂災害対策

［防災安全課、建設政策課、道路維持課、建築指導課、都市政策課］
地震災害に起因する土砂災害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、各種防災事業の総合的かつ計画的実施、危険箇所の把握、土砂災害警戒情報等の収集、住民への情報伝達体制及び避難体制の整備等を図るものとする。

１　各種防災事業の総合的かつ計画的な実施
各種防災事業の実施に当たっては、他事業との調整を図る。
(1) 治山対策事業
(2) 砂防対策事業
(3) 農地防災対策事業

２　土砂災害危険箇所の把握及び住民等への周知徹底
土砂災害危険箇所を本計画に掲載するとともに、広報誌等によって地域住民に周知徹底し、危険箇所周辺の住民に対しては、土砂災害全般に対する知識、危険箇所の性質、土地の保全義務、異常（前兆）現象等についての普及啓発を図る。

３　土砂災害緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報の提供
国は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水といった重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、県は地すべりを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、それぞれ当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村に対して土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供することとされていることから、市は、当該情報に基づいて適切に避難勧告等の判断を行う。

４　危険区域内における行為制限の周知徹底
危険区域内の居住者等に対しては、災害を誘発するおそれのある次のような行為を行わないよう中南地域県民局地域農林水産部、中南地域県民局地域整備部と連携を密にし、指導の徹底を図る。
(1) 水を放流し、又は停滞させる行為、その他水の浸透を助長する行為
(2) ため池、用排水路、その他災害防止施設以外の施設又は工作物の設置・改造
(3) のり切、切土、掘削又は盛土
(4) 立木の伐採、損傷
(5) 木材の滑下又は地引による搬出
(6) 土石の採取又は集積、樹根の採掘
(7) 上記のほか、災害を助長し、誘発する行為

５　土砂災害防止に配慮した土地利用の誘導
市は、国及び県が行う次の事業の円滑な実施について働きかける。
(1) 土砂災害危険箇所及び周辺の状況に応じた「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「地すべり等防止法」、「砂防法」、「森林法」に基づく区域指定の促進及びこれに基づく土地利用の制限
(2) 土砂災害の危険の著しい区域における「建築基準法」に基づく災害危険区域の指定の促進
(3) 宅地造成に伴い地盤災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域における「宅地造成等規制法」に基づく宅地造成工事規制区域の指定の促進
(4) 都市計画法その他の土地利用計画、土地利用規制等に関する諸制度の運用及び各種公共事業における上記(1) 、(2)、(3) の法指定諸制度との整合性の確保
(5) 民間開発事業者に対する上記の各種土砂災害に関する制度の周知徹底及び土砂災害防止に対する配慮についての指導の徹底
(6) 災害危険区域及び県条例で建築等を制限している区域にある既存不適格住宅の移転の促進

６　土砂災害警戒区域等一覧
(1)　土砂災害警戒区域等一覧
資料編　〔表〕３－１９－１７
(2)　弘前市土砂災害ハザードマップ
土砂災害警戒区域ごとの情報の伝達方法、避難所、避難路等は、弘前市ホームページで公開している。
参照先　http://www.city.hirosaki.aomori.jp/kurashi/kinkyu/2015-0130-1548-19.html
(3)　土砂災害警戒区域等に位置する要配慮者利用施設一覧
資料編　〔表〕３－〇―〇

第 12 節　建築物等対策

［財産管理課、建築指導課、情報システム課］

地震発生時の地震動による建築物本体の被害、窓ガラス、外装材等の損壊落下による被害、ブロック塀、石塀等の倒壊による被害のほか、建築物の倒壊による地震火災の発生を防止し、又は被害の拡大を防止するため、公共建築物等災害予防、一般建築物等災害予防、コンピュータシステム等災害予防の促進を図るものとする。

１　公共建築物等災害予防

防災拠点となる市役所・病院、指定避難所となる学校・体育館・公民館、火葬場、公営住宅等の耐震性調査及び耐震改修について、数値目標を設定するなど計画的な実施に努めるほか、劇場、駅等不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の防災上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。

エレベーターの地震防災対策として、地震時においても機能を維持し、支障なく安全に運転継続できるようエレベーターの耐震安全性を確保するとともに、閉じ込めを防止するため、安全装置等の改良を建築物の所有者、管理者に対して周知徹底する。

２　一般建築物等災害予防

(1) 一般建築物の耐震性確保

市は県と連携して、特殊建築物等の中間検査制度の活用並びに完了検査率の向上を図り、また、民間確認検査機関を活用して住宅の完了検査の一層の充実を図り、欠陥建築物の防止と耐震性の向上を促進する。また、地震時の建築物の被害を防止・軽減するため、市耐震改修促進計画を策定し、昭和５６年５月以前に建築された既存建築物については、所有者、管理者に対する耐震診断・耐震改修等に関する指導を強力かつ計画的に実施するとともに、特に住宅の耐震診断に対する補助を行うなど、耐震診断・耐震改修の促進のための措置を講じる。

(2) 窓ガラス、看板及び天井等対策

市は県と連携して、市街地の道路に面する建築物の窓ガラス、外装タイル、看板等工作物の破損落下による被害を防止するため、窓ガラス等の設置状況等について調査を実施し、必要があるものについては、点検、改修などの指導を行う。特に、通学路及び指定避難所等周辺においては、改修を要する建築物の所有者、管理者に対して必要な措置を講じるよう指導する。

また、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策を講じるものとする。

(3) ブロック塀、石塀等対策

市は県と連携して、道路沿い等に設置又は改修しようとするブロック塀等の所有者に対し、建築基準に適合したものとするよう指導する。また、通学道路や避難路及び人通りの多い道路等に沿って設置されているブロック塀等については、その実態を把握するとともに、危険性のあるものついては改修するよう所有者、管理者に対して強力に指導する。

(4) 家具等転倒防止対策

住民に対し建築物内の食器棚、書棚等の地震時における転倒、移動の防止対策等について分かりやすいパンフレット、広報紙等により周知徹底する。

(5) エレベーターの地震防災対策

上記１の公共建築物等災害予防におけるエレベーターの地震防災対策による。

３　コンピュータシステム等災害予防

コンピュータシステムの損傷は、社会経済機能に大きな支障を及ぼすため、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進するとともに、企業等の自発的な取組みを促進する。

第 13 節　都市災害対策

都市の健全な発展と秩序ある市街地の整備を図るとともに、災害に強いまちづくりを推進するため、地域地区の指定、都市基盤施設の整備、防災拠点等の整備、市街地の整備、建築物不燃化を図る。

１　地域地区の指定［都市政策課］

(1) 用途地域の指定

市街地における環境上、防災上の阻害要因を排除するため、適切な用途地域を定める。

(2) 防火地域、準防火地域の指定

密集市街地における延焼を防止するため、防火地域、準防火地域を指定し、建築物に対する規制を強化する。

２　都市基盤施設の整備［建設政策課、都市政策課、上下水道部］

都市の安全を確保するため、次の都市基盤施設整備事業を推進する。

(1) 道路の整備

都市交通を処理するとともに、避難路、延焼遮断帯、緊急輸送路、消防用道路等の都市防災上の機能を高めるため、道路整備事業を推進する。

(2) 公園緑地の整備

都市のやすらぎの確保とともに、指定緊急避難場所、避難路、延焼遮断帯の都市防災上の空間の確保のため、公園整備及び外周部の植栽緑地化事業を推進する。

(3)　都市下水路事業

雨水による市街地の浸水を防止するため、下水路の新設又は改修事業を実施する。

(4) 公共下水道事業

公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地の浸水を防止するため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修事業を実施する。

(5) ライフライン共同収容施設の整備事業

ライフライン機能の確保のため、電線共同溝等の整備事業を推進するほか、特に、第３次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

３　防災拠点施設整備事業［防災安全課、消防本部ほか］

安全な都市環境の実現を図るため、防災拠点施設、臨時ヘリポート等の活動拠点及び備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の災害応急対策に必要な施設の整備事業を推進する。

４　市街地の整備［区画整理課、財産管理課］

既成市街地の災害防止のため、次の事業を推進する。

(1) 市街地再開発事業

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、都市における災害の発生を防止するため、市街地再開発事業等を推進する。

(2) 住環境整備事業

住環境の整備改善とともに、都市における災害の発生を防止するため、住環境整備事業を推進する。

(3) 土地区画整理事業

未整備な市街地の道路、公園、河川等の公共施設を整備することにより、良好な市街地を形成するとともに、治水対策、消火活動、避難対策、延焼防止等の都市防災を図るため、土地区画整理事業を推進する。

５　建築物不燃化対策［財産管理課、建築指導課、教育委員会　他各施設所管課］

安全な都市環境を実現するため、建築物の不燃化を図る。

(1) 公共建築物の不燃化

庁舎、学校、病院等の公共建築物の不燃化を図る。

(2) 耐火建築物の建設促進

耐火建築物の建設を促進するため、融資制度の周知徹底を図る。

第 14 節　要配慮者等安全確保対策

［健康福祉部、消防本部、防災安全課、財産管理課、観光政策課］

災害に備えて、地域住民の中でも特に配慮を要する要配慮者を保護するため、要配慮者関連施設の安全性の確保、要配慮者の支援体制の整備、避難誘導体制等の整備、応急仮設住宅供給における配慮等を行うものとする。

その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

１　要配慮者関連施設の安全性の確保

(1) 要配慮者関連施設の管理者は、施設の耐震性強化、防災設備の点検等施設の安全性の確保を図る。

(2) 要配慮者関連施設を土砂災害から守るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等の国土保全事業を推進する。

２　要配慮者の支援体制の整備等

(1) 市は、災害対策基本法に基づき、地域に居住する避難行動要支援者（災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者）の把握に努めるものとする。

また、市は、市地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成しなければならない。

(2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿は、次に掲げる事項を記載又は記録する。

ア　氏名
イ　生年月日
ウ　性別
エ　住所又は居所
オ　電話番号その他連絡先
カ　避難支援等を必要とする事由
キ　その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(3) 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者とは、次の要件に該当する者とする。

ア　７５歳以上の高齢者のみで構成される世帯の者
イ　身体障害者手帳１級・２級・３級を所持する者
ウ　愛護手帳（療育手帳）Ａを所持する者
エ　精神保健福祉手帳１級・２級を所持する者
オ　要介護３～５の認定を受けている者
カ　その他、避難行動に支援が必要と認められる者

(4)　避難行動要支援者の把握

市は、地域に居住する避難行動要支援者の把握に努めるほか、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために市内部で利用することができるものとする。

(5)　避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、市長は、知事その他の関係機関に対して情報の提供を求めることができる。また、災害の発生に備え、同意が得られた避難行動要支援者に係る名簿を消防機関、警察、民生委員・児童委員、弘前市社会福祉協議会、自主防災組織その他避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供することができる。

この際、名簿の提供を受けた者若しくはその職員その他当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携る者又はこれらの者であった者は、正当な理由なく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(6)　市は、地域に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者一人ひとりに対応した支援計画を策定しておく。

(7)　市等防災関係機関は、防災知識の普及、訓練等の機会に住民に対して要配慮者の安全確保に関する普及啓発活動を積極的に行う。また、外国人に配慮し、「やさしい日本語」や多言語による防災知識の普及に努めるとともに、障がい者に配慮し、障がいの内容や程度に応じた防災知識の普及に努める。

(8)　市等防災関係機関は、災害時の要配慮者に係る避難支援等の災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施するものとする。

また、名簿情報に変化が生じたときは、市及び避難支援等関係者間で共有するよう努める。

３　避難行動要支援者の情報伝達体制及び避難行動支援体制の整備等

(1)　市は、避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、弘前市社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(2)　市は、避難行動要支援者名簿について、居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとするとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(3)　市等防災関係機関は、被災した避難行動要支援者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

(4)　要配慮者関連施設における支援体制等の整備

ア　要配慮者関連施設の管理者は、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

イ　要配慮者関連施設の管理者は、平時から市、防災関係機関、福祉関係者及び近隣住民等との連携を密にし、災害時における要配慮者の避難生活環境や避難誘導体制の整備を進める。

(5)　指定避難所等における連絡体制等の整備

要配慮者関連施設管理者等は、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

市は、指定避難所等における要配慮者に対する各種情報の連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳及び文字放送、テレビ・ラジオ放送における外国語放送及びやさしい日本語等の積極的な活用を図るとともに、指定避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等に努める。

(6)　応急仮設住宅供給における配慮

市は、応急仮設住宅の供給に当たっては、特に高齢者、障がい者の優先的入居及び高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等要配慮者に配慮した計画を定めておく。

(7)　防災訓練における要配慮者への配慮

防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

４　浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の避難確保計画の策定

浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、下記に掲げる事項を記載した避難確保計画を作成し、避難訓練を実施する。なお、作成した避難確保計画は市長に報告する。

(1)　防災体制及び情報の収集・伝達に関する事項

(2)　避難誘導に関する事項

(3)　避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

(4)　防災教育・訓練に関する事項

第 15 節　防災ボランティア活動対策

［健康福祉部、教育委員会］

地震災害時における応急対策に必要な人員を確保するとともに、被災者の多様なニーズへ対応し、円滑な被災者救援活動を支援するため、平時から防災ボランティア活動の支援体制の整備を図るものとする。

１　関係機関の連携・協力

市は、県及び弘前市社会福祉協議会などの関係機関と平時から地域団体、ＮＰＯ等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討する。

２　防災ボランティアの育成

市及び市教育委員会は県及び県教育委員会と協力して、日本赤十字社青森県支部弘前市地区、弘前市社会福祉協議会等関係機関との連携を図り、ボランティア団体に対し防災に関する研修、訓練等への参加を働きかけるなど防災ボランティアの育成を図る。

３　防災ボランティアコーディネーターの養成

防災ボランティアコーディネーターは、防災ボランティアを円滑に受入れ、効果的な活動へ導くための重要な役目を担っており、そのため県、市、弘前市社会福祉協議会などの関係機関は連携して、防災ボランティアコーディネーターの養成に努める。

４　防災訓練等への参加

市は、市教育委員会と協力して、弘前市社会福祉協議会、日本赤十字社青森県支部弘前市地区へ防災訓練等への参加を呼びかけるとともに、防災ボランティア受入等の訓練を行うことにより、災害時の手順の確認を行う。

また、市、弘前市社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部弘前市地区は、その他の地元で活動するボランティア団体等にも参加を働きかけるなど防災意識の高揚を図る。

５　ボランティア団体間のネットワークの推進

弘前市社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部弘前市地区は、平時から県、県教育委員会、市及び市教育委員会と連携し、登録ボランティア団体又はボランティア活動団体が、地域において相互に交流・協力関係を深め、交流会や研究会等を通じて、それぞれの主体的活動を生かしたネットワークを築けるよう支援する。

６　防災ボランティア活動の環境整備

市等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社青森県支部弘前地区、弘前市社会福祉協議会やボランティア団体との連携を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。その際、平時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

第 16 節　積雪期の地震災害対策

［防災安全課、道路維持課、建築指導課、健康福祉部］

積雪期の地震による被害の拡大を防止するため、積雪期における交通の確保、屋根雪処理等家屋倒壊の防止、積雪期の指定避難所、避難路等の確保を図るものとする。

１　総合的な雪害対策の推進

積雪期の地震の災害予防対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等の雪害予防対策の総合的、継続的推進により確立されるものである。

そのため、「弘前市地域防災計画（風水害等災害対策編）」による雪害予防対策について各防災関係機関が密接に連携し、総合的かつ具体的に実施する。

２　交通の確保

(1) 道路交通の確保

災害時における応急対策に伴う輸送の増大に対処するため、除雪体制を確立し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路確保対策を推進する。

ア　除雪体制の確立

(ｱ) 一般国道・県道・市町村道及び高速自動車国道の整合性のとれた除雪体制を確立するため、各道路管理者相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

(ｲ) 除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、地形等自然条件に適合した除雪機械の整備を促進する。

イ　積雪寒冷地に適した道路整備の促進

(ｱ) 冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備を促進する。

(ｲ) なだれ等による交通遮断を防止するため、スノーシェルター・なだれ防止柵等の施設の整備を促進する。

(2) 鉄道交通の確保

鉄道事業者は、降積雪の状況に応じて除雪機械の運行計画を定めておくとともに、機械除雪によりがたい箇所の除雪及び機械除雪の不足を補う人力除雪体制を整備する。

(3) 航空輸送による緊急物資の受取場所の確保

積雪期の地震による道路交通の一時的マヒ、孤立集落の発生等に対処するため、航空輸送の確保を図るとともに緊急物資の受取場所の確保を図る。

ア　基幹空港の除雪体制の整備

県は、除雪機械の整備等空港の除雪体制を整備する。

イ　緊急物資の受取り場所の確保

市は、孤立が予想される集落における、航空輸送による物資の受取り場所の確保を図る。

３　家屋倒壊の防止

(1) 屋根雪による地震時の家屋倒壊を防止するため、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対する地域の援助体制の確立を図る。

(2) 積雪により家屋倒壊のおそれがある住宅等に対し、適切な処理を指導する。

４　積雪期の指定避難所、避難路等の確保

市街地の日常生活道路の除雪を計画的に実施するとともに、流雪溝・融雪設備等の面的整備を促進して、概ね次のような指定避難所・避難路等の確保を図る。

(1) 指定避難所等の確保

地域の人口及び地形、なだれ等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、指定避難所等を指定する。

(2) 避難路の確保

ア　積雪・堆雪に配慮した体系的街路の整備

イ　小型除雪車の増強による歩道除雪の推進

ウ　機械による除排雪が困難な地域や冬期交通のあい路となる箇所における消融雪施設等の整備

(3) 避難誘導標識の設置

住民が安全に指定避難所等に到達することができるよう積雪の影響を考慮して避難誘導のための標識を設置する。

第 17 節　文教対策

［教育委員会］

児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全を確保するとともに、学校、その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地・建物、その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を地震災害から防護するため、防災組織体制の整備、防災教育、文教施設の不燃堅ろう構造化の促進等を図るものとする。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図る。

１　防災組織体制の整備

学校等は地震災害発生時において、児童生徒等の安全確保を図るため、学校等の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校等における安全に関する事項をとりまとめた学校安全計画を策定しておく。地震災害発生時には、校長等を中心として、遺漏なく対応し、児童生徒等の安全を確実に確保し、速やかな状況把握、応急手当、被害の拡大の防止・軽減等を実施する。

２　防災教育の実施

学校等における防災教育は安全教育の一環として地震災害の発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動をとれるよう、各教科・道徳（小・中学校）での安全に関する学習、特別活動の学級（ホームルーム）活動及び学校行事等の学校等の教育活動全体を通じて、児童生徒等の発達段階等を考慮しながら適切に行う。

(1) 教科等における防災教育

社会、理科、保健、家庭科等の教科を通じて、地震の発生の仕組み、防災対策や災害時の正しい行動及び災害発生時の危険等についての教育を行う。

また、総合的な学習の時間等における自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等を通じて、身の回りの環境を地震災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

(2) 学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な盛り上がりを図るため、防災専門家や災害体験者の講演会の開催、災害発生時のボランティア経験者の講話、避難訓練の実施及び県、市が行う防災訓練への参加等、体験を通じた防災教育を実施する。

(3) 教職員に対する防災研修

学校での防災教育の充実を図るための指導方法、地震災害発生時における児童生徒等に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、火災発生時の初期消火の方法等災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、地震災害発生時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

また、指導に当たる教職員は、地震災害時を想定し、迅速な行動がとれるようにしておく。

３　学校防災マニュアルの作成及び訓練

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、地震災害発生時に迅速かつ的確な行動をとれるよう、学校防災マニュアルを作成するとともに、訓練を実施する。

(1) 災害の種別に応じ、学校等の規模、施設・設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、避難路、時期及び誘導、その指示、伝達の方法並びに保護者との連絡・引渡しの方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。マニュアルの作成に当たっては、関係機関との連携を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

(2) 学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

(3) 訓練実施後は、評価を実施し、必要に応じマニュアルを修正する。

４　登下校の安全確保

児童生徒等の登下校時の安全を確保するため、あらかじめ登下校時の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び保護者への周知徹底を図る。

(1) 通学路の安全確保

ア　通学路については、弘前警察署、消防機関等と連携をとり、学区内の危険箇所を把握して点検を行う。

イ　平時の通学路に異常が生じる場合に備え、あらかじめ緊急時の通学路を設定する。

ウ　地震災害発生時における通学路の状況を把握するための計画をあらかじめ定める。

エ　児童生徒等の個々の通学路及び誘導方法等について、常に保護者と連携をとり、確認する。

(2)　登下校等の安全指導

ア　地震災害発生時の児童生徒等の登下校について、指導計画を綿密に確認する。

イ　通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

ウ　登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項を指導する。

5　文教施設の不燃堅ろう構造化・耐震化の促進

文教施設・設備等を地震から防護し、児童生徒等の安全を確保するため、これらの建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による耐震性、不燃堅ろう構造化を促進するとともに既存文教施設の耐震化を促進する。また、校地等の選定・造成に当たっては、防災上必要な措置を講じる。

6　文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設・設備等を地震災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所及び要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

地震災害発生時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに、定期的に点検を行い整備する。

7　危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取り扱う学校等にあっては、これらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、地震災害発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。

8　文化財の災害予防

第３章第18節「文化財災害予防対策」参照

第 18 節　文化財災害予防対策

［文化財課］

市内には、歴史的に価値の高い文化財が数多く残されており、これらの文化財を保存し、後世に伝えるためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し予想される災害に対して予防対策を計画し、文化財保護のための施設・設備の整備等の災害対策に努めるとともに文化財保護思想の普及・徹底及び現地指導の強化を推進するよう努める。

特に、建造物や美術工芸品には可燃物が多いので、防火対策を最重点に掲げるとともに、地震災害に起因する文化財の倒壊や火災の発生による文化財の被害を防止又は軽減するため、予防対策を講じる。

１　文化財災害予防の主体

(1) 文化財所有者又は管理者は、良好な状況の下に、文化財の維持管理に当たるものとし、国指定のものにあっては、文化庁長官若しくは法の定めるところにより指定又は委託を受けた県教育委員会及び市教育委員会、県指定のものにあっては県教育委員会の指示に従い、管理するよう努める。

(2) 史跡指定区域や伝統的建造物群保存地区等の広範囲にわたる文化財に係る防災計画は、市教育委員会がこれを定め、地区住民の協力を得ながらその具体化を図る。

２　情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、災害時に迅速な応急対策が展開できる体制の整備を図る。

３　文化財保護思想の普及

市教育委員会は、文化財保護思想の普及を図るとともに、文化財の所有者等に対し現地指導・助言を行うなど文化財保護思想の普及徹底を図る。

４　防災上必要な計画及び訓練等

(1) かけがえのない貴重な文化財を後世に保存・継承するために、現況を正確に把握し予想される災害に対し独自の防災計画を策定し、その実現を図る。

(2) 文化財ごとに設定した防災基準をもとに、文化財パトロールと年２回の設備保守点検及び消防訓練を実施する。

５　防災対策

火災予防等文化財の防災対策については、市教育委員会が各関係機関の指導、助言、協力を得ながら、文化財の所有者等とともに推進していく。

(1) 防災巡視の徹底

災害を未然に防止するために、不審者等の侵入を防ぐパトロールを強化し、定時巡視の徹底を図る。

(2) 防災施設の整備と保守点検

各文化財の特性に調和した防災施設を整備するとともに、整備した施設の維持管理の徹底を図る。

(3) 火気使用制限区域内での喫煙等の禁止

消防長が指定する火気使用制限区域内での、喫煙・焚火等の禁止の徹底を図る。

(4) 広域指定文化財の防災施設

史跡津軽氏城跡や弘前市仲町伝統的建造物群保存地区は、指定区域が広域にわたることから、国の防災施設基準に本市の特性を加味し、文化庁の指導を得ながら計画を策定し、その実現を図る。

(5) 重要文化財指定建造物防災施設等整備

市内所在の重要文化財指定建造物の防災設備等は、文化庁の指導、協力を得ながら整備、拡充を図る。

重要文化財指定建造物防災施設等整備状況　　資料編　〔表〕３－１３－１

第 19 節　警備対策

［防災安全課、市民協働政策課、弘前警察署］

弘前警察署長は、地震災害発生時における住民の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序を維持するため、災害警備体制を確立し、災害警備用資機材の整備等を図るものとする。

1　措置内容

弘前警察署長は、地震災害の発生に備えて、市及び関係機関の協力を得ながら次の措置を行う。

(1) 危険箇所等の把握

災害の発生が予想される危険箇所、危険物貯蔵所、指定緊急避難場所等、避難路、指定避難所等の受入可能数等を把握する。

(2) 災害警備訓練

警察職員に対して、災害警備に関する計画的な教養と災害警備訓練を実施するとともに、必要に応じて防災関係機関及び地域住民と協力して総合的な訓練を行う。

(3) 災害警備活動体制の確立

地震災害時を想定し、防災関係機関、自主防犯組織、ボランティア組織等との協力体制を整備し、地域の実情を踏まえた最も効果的な災害警備体制を確立する。

(4) 災害警備用装備資機材等の整備

災害警備に必要な災害警備用装備資機材、交通対策用装備資機材及び通信用資機材等の整備充実に努めるとともに、定期的な点検を実施する。

(5) 災害警備用物資の備蓄

関係機関との連携を緊密にして、食料品等の警備に必要な物資を計画的に備蓄・管理する。

(6) 自主防犯組織に対する協力

地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に協力する。

(7) 防災意識の高揚

日頃から住民に対して、地震災害時における避難措置、危険物等の保安、犯罪予防、交通規制及びその他公共の安全と秩序の維持に関する広報活動を実施し、住民の防災意識の高揚を図り、地震災害時の混乱を未然に防ぐ。

第 20 節　交通施設対策

［建設政策課、道路維持課］

交通施設の地震による被害は、社会経済活動に大きな影響を及ぼすばかりでなく、災害時の応急対策活動の障害となることから、代替路を確保するための道路の整備、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設間の連携の強化等に努めるものとする。

１　道路・橋梁防災対策

道路管理者は、震災時において避難路・緊急輸送ルートの確保を早期にかつ確実に図るため、市道等の交通機能を拡充するとともに、次により道路、橋梁の耐震、耐浪性の強化及び防災施設の整備を図る。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業協会等との協定の締結に努める。

(1) 道路の整備

災害時における道路機能を確保するため、所管道路について、次の調査、工事を実施する。

ア　道路法面、盛土崩落危険調査

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩落が予想される箇所を把握するため、道路法面、盛土崩落危険調査を実施する。

イ　道路の防災補修工事

上記アの調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行い、その対策工事を実施する。

(2) 橋梁の整備

災害時における橋梁機能を確保するため、所管橋梁について、次の調査、工事を実施する。

ア　橋梁耐震レベルの把握

構造の改善補強等が必要な箇所を把握するため、各道路橋示方書により確認しておく。

イ　橋梁の耐震補強の工事

上記アの確認に基づき、補強工事が必要とされた橋梁について、老朽橋の架替、補強、橋座の拡幅、落橋防止装置の整備等耐震補強工事を実施する。

ウ　耐震橋梁の建設

新設橋梁は、耐震構造とする。

(3) 横断歩道橋の整備

災害時において横断歩道橋がの落下等により交通障害物となることを防止するため、所管横断歩道橋について、次の調査、工事を実施する。

ア　横断歩道橋の点検調査

建設後の維持管理、気象条件等による構造細目の変化を把握するため、本体と階段の取付部を中心として横断歩道橋の点検調査を実施する。

イ　横断歩道橋の工事

上記アの調査に基づき、補強等の対策が必要とされた横断歩道橋について、適切な補修工事等を実施する。

(4) トンネルの整備

災害時におけるトンネルの交通機能の確保のため、所管トンネルについて、次の調査、工事を実施する。

ア　トンネルの安全点検調査

補強等対策工事の必要箇所を把握するため、トンネルの耐震点検調査を実施する。

イ　トンネルの耐震補強工事

上記アの調査に基づき、補強対策工事が必要な箇所について、補強工事を実施する。

(5) 道路啓開用資機材の整備及び計画の作成

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

２　関連調整事項

陸上における交通施設について、路線計画、構造等に防災的見地から十分な対策を講じるように考慮する。

第 21 節　電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

地震災害による電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設の被害を未然に防止し、又は軽減を図るため、耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など、必要な措置を講じるものとする。

１　電力施設

電力供給事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) 電力施設の耐震性強化

災害時において電力供給ができるよう、次により施設・設備の耐震性の強化を図る。

ア　変電設備

(ｱ) 機器、設備の整備点検
(ｲ) 碍子型機器の耐震構造化
(ｳ) 保護継電装置の耐震性の強化
(ｴ) 土木建築物の安全性の調査、検討及び強化

イ　送配電設備

(ｱ) 地質に応じた基礎の採用
(ｲ) 支持物巡視点検の実施
(ｳ) 不等沈下箇所の調査及び補強の促進
(ｴ) 橋梁並びに建物取付け部における管、材料及び構造の耐震化

(2) 電力設備の災害予防措置

次の災害予防措置を講じる。

ア　水力発電設備

過去に発生した災害等を考慮し、必要に応じて防水壁、護岸の整備、排水ポンプの設置機器のかさ上げ等を実施する。

イ　送電設備

架空電線路については、土砂崩れ、洗掘などの起こるおそれのある箇所について擁壁等を設置するとともに、これらの地域への設備設置は極力避ける。また、地中電線路については、ケーブルヘッド位置の適正化等を実施し、大きな地盤移動の発生が予想される地域、軟弱地盤や液状化の可能性が大きなところはできるだけ避ける。

ウ　変電設備

浸冠水のおそれのある箇所については、床面のかさ上げ、ケーブルダクトの密閉化等の対策を講じる。

エ　配電設備

山崩れ、地すべり、沈下等災害発生危険地域については、基礎の補強等を行うとともに、これらの地域への設備設置は極力避ける。

(3) 防災業務施設及び設備の整備

次の施設及び設備を整備する。

ア　観測、予報施設及び設備
イ　通信連絡施設及び設備
ウ　水防、消防に関する施設及び設備
エ　その他災害復旧用施設及び設備

(4) 災害対策用資機材等の確保及び整備

ア　資機材等の確保

災害に備え、平時から復旧用資機材、工具、消耗品等を確保する。

イ　資機材等の輸送

資機材等の輸送計画を策定しておくとともに、車両、船艇等の輸送力を確保する。

ウ　資機材等の整備、点検

資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

エ　資機材等の仮置場

市は、管理する公共用地等の提供など、電力供給事業者による非常事態下での用地確保に協力するものとする。

(5) 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するよう維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的な電気工作物の巡視点検（災害発生につながるおそれがあるものは特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物等の調査を行い、感電事故を防止するほか、漏電等により出火に至る

原因の早期発見とその改修に努める。

(6) 広報活動

ア　公衆感電事故防止ＰＲ

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故を未然に防止するため、住民に対し広報活動を行う。

イ　ＰＲの方法

公衆感電事故防止ＰＲについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成・配布し認識を深めさせる。

ウ　停電関連

病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を防止するため、自家発電設備の設置を要請する。

2　ガス施設

ガス供給事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) ガス施設の耐震性強化

地震災害時においてガス供給が円滑に行われ、また、ガスによる二次災害を防止するため、次によりガス工作物の耐震性の強化を図る。

ア　製造設備の耐震性を維持強化する。

イ　導管は、溶接鋼管、ポリエチレン管又は可撓性のある機械的接合を用いた鋼管、ダクタイル鋳鉄管に随時移行する。

(2) ガス施設の災害予防措置

地震災害時におけるガス供給の確保とガスによる二次災害の防止のため、次の対策を講じる。

ア　定期点検

ガス施設の定期点検を行い、技術基準に適合するよう維持する。

イ　緊急操作設備の強化

(ｱ)　製造設備及びガスホルダーには、発災時にガス送出・ＬＰＧ流出の緊急遮断が行えるよう設備を整備する。

(ｲ)　中圧導管には、ガスの遮断・放散を可能とする設備を整備する。

ウ　ＬＰＧ容器の転倒防止措置

ＬＰＧ容器の転倒防止措置を徹底する。

(3) 応急復旧体制の整備

ア　ガス漏えい通報に対する受付体制の整備

イ　消防機関、警察機関等との専用通信設備の整備及び協力体制の整備

ウ　応急復旧動員体制の整備

エ　応急復旧用資機材の整備

オ　応急復旧を迅速に行うための低圧導管の地区別ブロック化の推進

カ　保安無線通信設備の整備・拡充

(4) 広報活動

ア　ガス栓の閉止等、地震災害が発生した場合等にガス器具に関してとるべき措置の周知

イ　ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置の周知

3　上水道施設［上下水道部］

水道事業者（市長）は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) 上水道施設の耐震性強化等

水道事業者及び水道用水供給事業者は、災害時における断水を最小限に止めるため、次により水道施設の耐震性の強化を図る。

ア　水道施設の耐震設計

水道施設の設計は、耐震設計とする。

イ　貯水、取水及び導水施設

貯水及び取水施設の耐震性の強化を図り、管路は、耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁等耐震性を考慮した構造、材質とする。

水源については、取水口上流等周辺の状況を把握し、地震時の原水、水質の安全が保持できるかを確認するとともに、複数水源間の連絡管の敷設、地下水等により予備水源を確保する。

ウ　浄水施設及び送配水施設

(ｱ)　ポンプ周りの配管、構造物との取付け管、薬品注入関係の配管設備等について耐震化を図るとともに、塩素中和装置等を設置し、二次災害を防止する。

(ｲ)　送配水幹線については、耐震性継手、伸縮可撓管、緊急遮断弁等耐震性の高い構造、工法を採用するほか、異なる送配水系統間の相互連絡及び連絡管の整備を行う。

配水管路は、管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化、共同溝の整備等を行う。

エ　付属施設等

施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝達設備や遠隔監視制御設備、自家発電設備等の付属施設等についても耐震化を図る。

オ　既存施設

既存の上水道施設については耐震性診断を行うほか、既設管については漏水防止作業を実施し、破損及び老朽化を発見した場合は敷設替え等の改良を行う。

カ　浄水場、配水池等の構造物、主要な管路等の基幹施設及び指定避難所、医療機関等に配水する管路については優先的に耐震化を図るなど、あらかじめ定めた耐震性の強化の目標に基づき順次計画的に耐震化を図る。

(2) 施設の防災対策の強化

施設の新設、拡張、改良等に際し、施設の防災対策を強化する。

(3) 防災用施設、資機材の充実強化

水道施設の被害等による応急給水活動に備え、連絡管の整備や浄水場、耐震性貯水槽等の施設及び応急給水のための給水車、給水タンク、簡易水栓、ポリタンク、消毒剤、浄水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材の充実強化を図る。

また、仮配管等の設置に備え、配管、バルブ等の水道資材の備蓄と民間資材の備蓄量及び備蓄場所の把握をしておく。

(4) 非常時における協力体制の確立

被災時には、独自に対処することが困難な場合も想定されるので、他市町村、県、工事施工者等、関係機関との連絡協力体制を確立しておく。

4　下水道施設（農業集落排水施設含む。）［上下水道部］

下水道事業者（市長）は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) 下水道施設の耐震性強化

下水道事業者は、災害時における住民の衛生的な生活環境を確保するため、次により下水道施設の耐震性の強化を図る。

ア　管渠

地盤の軟弱な地区などに敷設されている下水道管渠に重点を置き、補強する。

新たに下水道管渠を敷設する場合は、基礎、地盤条件等総合的な見地から検討・計画し、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、適切な管渠基礎工、マンホールと管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用するなどの工法で実施する。

イ　ポンプ場、終末処理場

ポンプ場又は終末処理場と下水道管渠の連絡箇所は、地震動により破損しやすいため、老朽化した施設についてを補強するとともに、今後の設計に当たっては、耐震性を考慮し、バランスのとれた構造計画、基礎地盤の総合的な検討を行う。

(2) 施設、設備の充実強化

下水道施設・ポンプ施設の設置に当たっては、外部からの浸水、敷地内の排水に十分対策を講じるとともに、被災時に備えて予備機器の整備、受電設備の多回線化、非常用自家発電装置等の設置に努める。

(3) 防災体制の確立

下水道施設の機能維持を図るため、点検計画を定め、これに基づいて施設、機器の保守点検に努めるとともに、応急復旧用資機材、車両等の確保体制を確立しておく。また、災害時に対応できるよう日常の訓練に努める。

(4)　非常時における協力体制の確立

民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

5　電気通信設備

電気通信事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) 電気通信設備等の耐震性強化等

災害時においても通信の確保ができるよう、次により施設・設備の耐震性強化等を図る。

ア　耐震対策

(ｱ) 局舎、鉄塔の耐震化

(ｲ) 局内設備の固定、補強等

(2) 長期防災対策の推進

平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築するために、次の防災設計を実施する。

ア　浸水のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐水構造化を行う。

イ　強風又は豪雪のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。

ウ　地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐震及び耐火構造化を行う。

(3) 通信網の整備

電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性を図る。

ア　主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。

イ　主要な中継交換機を分散設置する。

ウ　大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築する。

エ　通信ケーブルの地中化を推進する。

オ　主要な電気通信設備等について、必要な予備電源を設置する。

カ　重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、２ルート化を推進する。

(4) 防災資機材の整備

災害応急対策及び災害復旧を実施するために必要な防災資機材の整備を図るとともに、緊急に必要と認められる資材及び物資については、事前に保管場所を指定し、備蓄する。

(5) 大規模災害時の通信確保対策

ア　災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。

イ　常時、そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

ウ　災害時には、設備の状況を監視しつつ、トラヒックコントロールを行い、重要通信を確保する。

6　放送施設

放送事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) 放送施設の機能確保

放送機関は、災害時における住民への情報伝達ができるよう、次によりその機能を確保する。

ア　送信所、スタジオの建物、構築物の耐震性の強化

イ　放送設備、特に放送主系統、受配電設備、非常用発電設備等の耐震化

ウ　放送設備等重要な設備の代替又は予備の設備の設置

エ　火災による二次災害防止のための消防用設備等の整備

オ　建物、構築物、放送施設等の耐震性等についての定期的な自主点検

(2) 放送施設の防災対策及び二重化

災害による被害の防止と災害時における放送機能の維持を図るため、アンテナ等の設置については、機械的に堅固な資材を使用するとともに、電気的性能を監視する施設の整備を推進する。また、放送機器は、現用機、予備機の２台方式を採用し、電波確保に万全を期する。

(3) 非常緊急放送体制の整備

緊急時に備え、送信系統の変更等を含め、非常緊急放送体制を整備しておく。

(4) 防災資機材の整備

災害応急復旧対策に必要な資機材の整備・備蓄を図る。

第 22 節　危険物施設等対策

地震災害による危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒物・劇物施設、放射線使用施設での地震災害による軽減するため、これらの施設における規制、保安指導、保安教育等の実施、自主保安体制の確立等を図るものとする。

１　現況

地域内の危険物施設等一覧は、別途作成し、関係機関と共有する。

(1) 危険物施設
　　資料編　〔表〕５－６－１
(2) 石油類大量保有事業所（１００ｋｌ以上の屋外貯蔵タンクを保有している事業所）
　　資料編　〔表〕５－６－２
(3) 液化石油ガス製造施設
　　資料編　〔表〕５－６－３
(4) 一般高圧ガス製造施設
　　資料編　〔表〕５－６－４
(5) 火薬類貯蔵施設
　　資料編　〔表〕５－６－５
(6) 毒物・劇物貯蔵取扱事業所
　　資料編　〔表〕５－６－６
(7) 放射性同位元素等使用施設
　　資料編　〔表〕５－６－７

２　危険物施設

(1) 規制

消防法に基づき危険物施設の所有者等に対して次の規制を行う。

ア　危険物施設の位置、構造及び設備
イ　危険物保安監督者、危険物保安統括管理者、危険物施設保安員の選任
ウ　予防規程の作成
エ　その他法令で定められた事項

(2) 保安指導

既存施設における耐震性について、立入検査等により危険物施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

ア　危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理
イ　危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法
ウ　危険物施設の所有者、管理者、占有者又は危険物保安監督者等が非常時にとるべき措置
エ　災害による危険物施設等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育等

事業所の所有者、管理者、占有者又は危険物保安監督者等は、危険物取扱者等に対し保安管理体制の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

(4) 自主保安体制の整備

事業所は、地震発生時における火災、爆発及び漏えい等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

ア　防災組織の確立（人員配置・業務分担）
イ　保安検査、定期点検
ウ　防災設備の維持管理、整備及び点検
エ　緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
オ　防災訓練の実施

(5) 事業所の協力体制の確立

危険物を取り扱っている事業所が一定地域に集中している地域にあっては、相互援助等自主的な防災活動を行うため、各事業所は相互に連携し総合的な防災体制を確立する。

３　高圧ガス施設

(1) 規制

県は、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、高圧ガス施設の所有者等に対して次の規制を行う。

ア　高圧ガス施設の位置、構造及び設置
イ　高圧ガス製造保安統括者、高圧ガス製造技術管理者、高圧ガス製造保安係員、高圧ガス製造保安主任者、高圧ガス製造保安企画推進員、高圧ガス製造保安責任者、高圧ガス販売主任者、特定高圧ガス取扱主任者、液化石油ガス業務主任者等の選任
ウ　危害予防規程の作成
エ　その他法令で定められた事項

(2) 保安指導

県及び高圧ガス関係団体は、既存施設における耐震性について、保安検査等により高圧ガス施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

ア　高圧ガス施設の位置、構造及び設備の維持管理
イ　高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、その他の取扱い及び消費並びに容器の検査及び取扱い
ウ　高圧ガス施設の管理者、高圧ガス製造保安統括者等が非常時にとるべき措置
エ　災害による高圧ガス施設等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育等

ア　事業所は、法令の定めるところにより、保安教育計画を定め、従業員に対して保安教育を実施する。
イ　県及び高圧ガス関係団体は、各種の保安講習等を実施する。
ウ　県及び高圧ガス関係団体は、国が設定した保安活動促進週間に基づき、関係者の防災意識の高揚を図る。

(4) 自主保安体制の確立

事象所は、地震発生時における火災、爆発等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

ア　防災組織の確立（人員配置・業務分担）
イ　定期自主検査
ウ　防災設備の維持管理、整備及び点検
エ　緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
オ　防災訓練の実施

4　火薬類施設

(1) 規制

県は、火薬類取締法の周知徹底を図り、火薬類施設の所有者等に対して次の規制を行う。

ア　火薬類施設の位置、構造及び設備
イ　火薬類製造保安責任者、火薬類製造副保安責任者、火薬類取扱保安責任者、火薬類取扱副保安責任者の選任
ウ　危害予防規程の作成
エ　その他法令で定められた事項

(2) 保安指導

県は、保安検査等により火薬類施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

ア　火薬類施設の位置、構造及び設備の維持管理
イ　火薬類の販売、貯蔵、運搬、消費、その他の取扱いの方法
ウ　火薬類施設の管理者、火薬類製造保安責任者等が非常時にとるべき措置
エ　災害による火薬類施設等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育等

ア　事業所は、法令の定めるところにより、保安教育計画を定め、従業員に対して保安教育を実施する。
イ　県は、研修会等を開催するとともに、国が設定した危害予防週間に基づき、関係者の防災意識の高揚を図る。

(4) 自主保安体制の確立

事業所は、地震発生時における火災、爆発等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

ア　防災組織の確立（人員配置・業務分担）
イ　定期自主検査
ウ　防災設備の維持管理、整備及び点検
エ　緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
オ　防災訓練の実施

5　毒物・劇物施設

(1) 規制

県は、毒物及び劇物取締法に基づき、毒物・劇物の営業者等に対して次の規制を行う。

ア　毒物・劇物の製造業、輸入業、販売業の登録

イ　毒物劇物取扱責任者の設置届出の受理

ウ　毒物・劇物の飛散、流出等の防止措置の確認

エ　その他法令で定められた事項

(2) 保安指導

県は、立入検査等により毒物・劇物の営業者等に対して次の保安指導を行う。

ア　毒物・劇物の運搬、貯蔵その他の取扱いの方法

イ　毒物・劇物の営業者、毒物劇物取扱責任者等が非常時にとるべき措置

ウ　災害による毒物・劇物営業所等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育

営業者等は、保安管理体制の向上を図るため、従業員に対して保安教育を実施する。

(4) 自主保安体制の確立

営業者等は、二次災害等の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

ア　防災組織の確立（人員配置・業務分担）

イ　防災設備の維持管理、整備及び点検

ウ　緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動

エ　防災訓練の実施

6　放射線使用施設

放射線使用施設の管理者は、法令で定める技術基準を遵守する。県及び放射線使用施設の管理者とともに、地震災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防措置を行う。

第 23 節　防災拠点の整備

地震災害における防災対策の推進にあたって、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する上で重要となる防災拠点を整備するものとする。

また、防災拠点として有効に機能するために必要となる資機材や物資等についても整備していくものとする。

１　中枢となる防災拠点（本庁舎市民防災館）

大規模な地震においても災害対応で重要となる機能を停滞することなく実施するため、本庁舎市民防災館を中枢となる防災拠点として整備し、次に掲げる機能を集約する。

(1) 災害対策本部
(2) 避難者の一時受入
(3) 食事等の提供
(4) 重要な情報システムの保護とバックアップ

２　広域避難にも対応した地域防災拠点（弘前運動公園）

中枢となる防災拠点を補完し、より効果的な災害対応を可能とするため、弘前運動公園を防災関係機関の活動拠点機能や大規模な受入機能を備えた地域防災拠点として整備する。

災害時には、周辺住民、観光客、帰宅困難者のほか、周辺市町村やさらに広域からの避難にも対応できるものとし、地域防災拠点として次の機能を備えるものとする。

【災害時の機能】
(1) 災害対策本部の補完、現地対策本部
(2) 防災関係機関の活動拠点
(3) 災害医療救護所
(4) 避難者の受入
(5) 資機材・食料等の備蓄
(6) 救援物資等の集積・中継・分配
(7) 食事等の提供
(8) ヘリコプター離着陸場

【平時の機能】
(1) 訓練等の実施
(2) 研修等の防災啓発

３　本庁舎市民防災館被災時の災害対策本部代替施設

本庁舎市民防災館が災害等で使用できない場合の災害対策本部代替施設は、次のとおり。

(1)　岩木庁舎
(2)　相馬庁舎
(3)　弘前運動公園

第４章　災害応急対策計画

地震災害が発生した場合に、災害の拡大を防止するために実施すべき応急的措置等は次のとおりとする。特に、発災当初の７２時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

第１節　地震情報等の収集・伝達

防災活動に万全を期するため、地震に関する情報の発表及び伝達を迅速かつ確実に実施する。

１　実施責任者

(1) 市長は、法令及び本計画の定めるところにより、地震情報等を関係機関、住民その他関係ある公私の団体に伝達しなければならない。

(2) 災害又は災害による被害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長、消防職員及び警察官に通報しなければならない。

２　情報の種類と発表基準

(1) 地震に関する情報の発表

気象庁等及び青森地方気象台は、次により地震に関する情報を発表する。

ア　地震情報の種類

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名と地震の揺れの発表時刻を速報。
震源に関する情報	・震度３以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	次のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
遠隔地地震に関する情報	国外で発生した地震について次のいずれかを満たした場合 ・マグニチュード７．０以上 ・都市部などで著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね３０分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、１ｋｍ四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。

（参考）情報に用いる地域名〈弘前市及び周辺地域を抜粋〉

地 域 名 称	地域に含まれる市町村
青森県津軽南郡	**弘前市**、黒石市、平川市、中津軽郡（西目屋村）、西津軽郡（鰺ヶ沢町、深浦町）、南津軽郡（藤崎町、大鰐町、田舎館村）
青森県津軽北郡	青森市、五所川原市、つがる市、東津軽郡（平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村）、 北津軽郡（中泊町、鶴田町、板柳町）

イ　情報の発表基準
県内で震度１以上を観測したとき

3　地震情報等の伝達

(1) 地震情報等の伝達方法

ア　関係機関からの通報又は全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）等により受領した地震情報等は、勤務時間内は防災安全課長が、勤務時間外は日直職員又は警備員等が受領する。

イ　日直職員又は警備員等が受領した場合は、直ちに関係課長に伝達する。

ウ　地震情報等を受領した防災安全課長は、市長に報告するとともに、その指示を得て関係機関及び一般住民に通報する。

エ　関係機関等への通報は、次表のとおりとする。

伝　達 責任者	伝　達　先　等				伝達内容
	伝 達 先	電話番号	伝達方法		
			勤務時間内	勤務時間外	
防災安全課長	庁内各課 総合支所 教育委員会	各庁内電話番号	庁内放送、電話、使送、防災無線、庁内 LAN	関係課長へ電話	地震情報等
農業政策課長	つがる弘前農業協同組合 津軽みらい農業協同組合 （石川支店） 相馬村農業協同組合	28-1111 92-3311 84-3215	（ＦＡＸ番号） (28-3699) (92-3000) (84-3497)	受領責任者へ電話	特に必要と認める地震情報等

(2)　市は、住民等に警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線、全国瞬時警報システム　（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、インターネット、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ＳＮＳ等の活用により、伝達手段の多重化、多様化を図る。

(3)　一般住民に対する周知方法は、次のとおりとする。

市は、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をする。この際、要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮するものとする。

通報責任者	周　知　先	周　知　方　法	通　　報　　内　　容
広聴広報課長	市全住民	防災行政無線、広報車、消防車、ホームページ、ＳＮＳ等	特に必要と認める地震情報
農業政策課長	農村地区住民	農業協同組合の有線放送施設 防災行政無線	特に必要と認める地震情報

（参考）有線放送施設の状況　　資料編　〔表〕４－１－１

(4)　地震情報等の伝達系統

地震情報等の伝達系統は、概ね次のとおりとする。

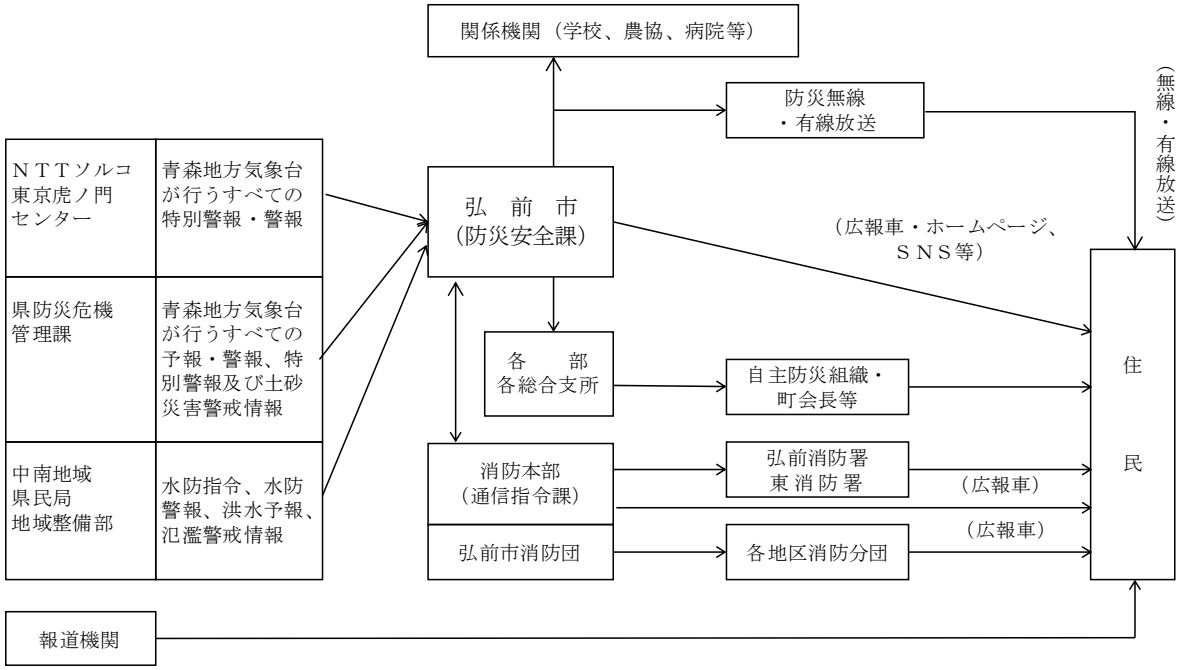

(5) 青森県震度情報ネットワークによる震度情報の伝達

迅速な初動活動の実施のため、震度情報ネットワークの表示装置により震度３以上を確認した場合は、勤務時間内は防災安全課長が、勤務時間外は日直職員又は警備員等が上記(1) に準じて伝達する。

(6) 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれのある異常現象とは、群発地震や数日間にわたり体に感じるような地震などの地象に関する事項をいう。

ア　発見者の通報

異常現象を発見した者は、市長（市役所又は総合支所、出張所、消防本部、消防署、分署）又は警察官（弘前警察署又は交番、駐在所）に通報する。

イ　警察官の通報

通報を受けた警察官は、直ちに市長（市役所）に通報するとともに、弘前警察署に通報する。

ウ　市長の通報

通報を受けた市長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報する。

なお、危険が切迫している場合は、危険区域の住民等に周知し、予想される災害が隣接する市町村に関連すると認められる場合は、その旨を隣接市町村に通報する。

(ｱ) 青森地方気象台（技術課）

(ｲ) 県（防災危機管理課）

【通報系統図】

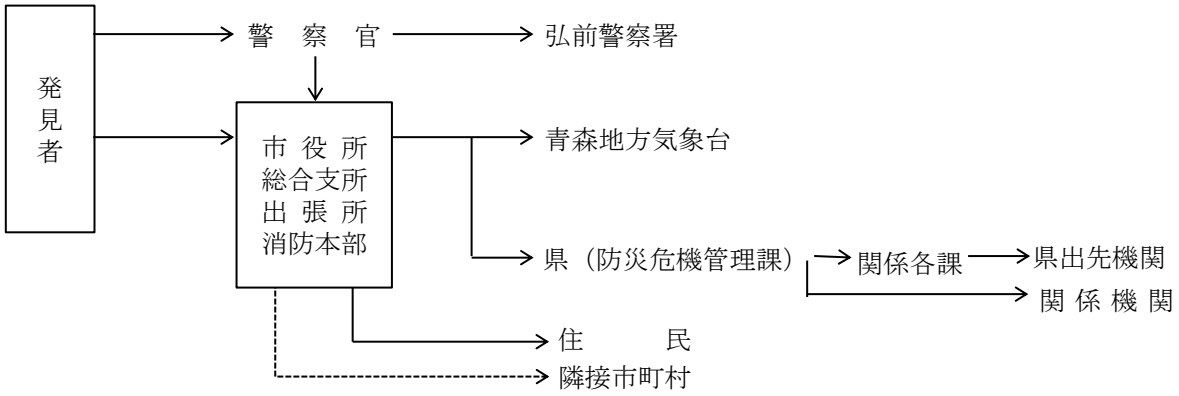

４　緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（ＮＨＫ）は、テレビ、ラジオを通じて住民へ提供する。なお、震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報は、地震動特別警報に位置付けられる。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

(2)　緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達する。また、テレビ、ラジオ、緊急速報メール、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）経由による市町村の防災行政無線等を通して住民に伝達する。

(3)　緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まず、「自分の身の安全を守る」行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 ＜注意＞ ・　あわてて外へ飛び出さない。 ・　その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・　扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 ＜注意＞ ・　あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・　吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	・　ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ・　ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 ・　丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	・　後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ・　ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

(4)　普及啓発の推進

市は、青森地方気象台その他の防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることについて知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を見聞きした時の適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

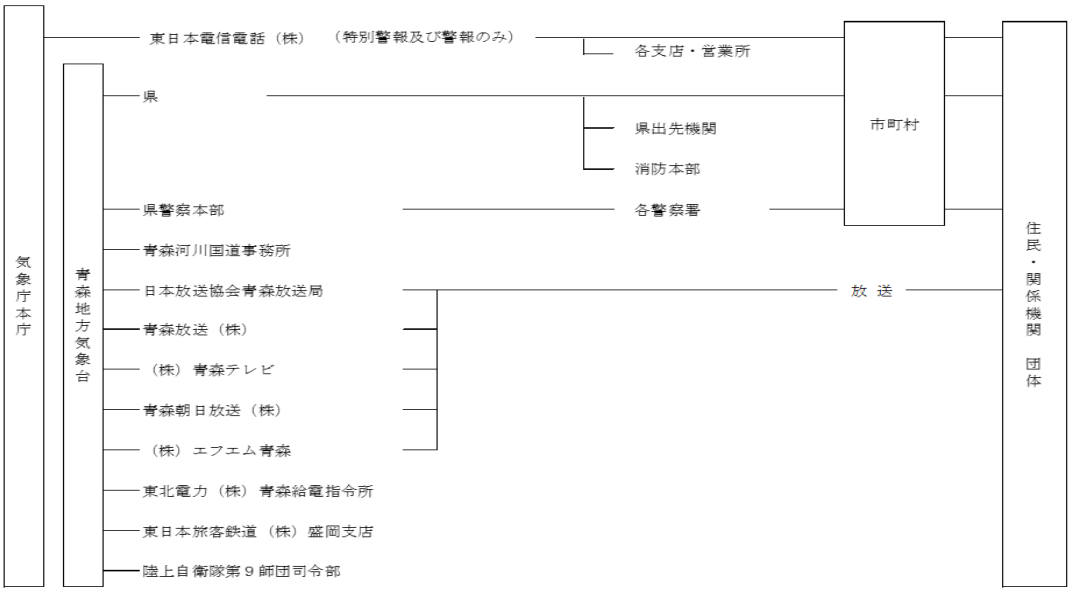

第２節　情報収集及び被害等報告

地震の災害情報及び被害状況を迅速かつ確実に収集し、通報、報告するために必要な体制の確立を図るものとする。

１　実施責任者

市長は、災害情報及び被害状況を住民等の協力を得て迅速かつ的確に調査収集し、県その他関係機関に通報、報告する。

２　情報の収集、伝達等

市長は、積極的に職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策を実施するために情報班（企画課）を設置し、必要な情報及び被害状況を次の段階ごとに収集するとともに、速やかに県及び関係機関に伝達する。

なお、「震度５強」以上を観測した場合にあっては、被害の有無を問わず第１報を消防庁に対しても直接通報する。

(1) 災害又は災害による被害が発生するおそれがある段階（災害対策本部設置前）

ア　災害情報の収集

市長は、災害又は災害による被害が発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期するため、市職員をもって情報把握に当たらせるとともに、消防機関等及び町会などの協力を得て情報を収集し、その結果を県（防災危機管理課）に報告する。

(ｱ)　消防機関等の情報収集先

a　消防事務組合における情報収集先（窓口：消防本部通信指令課）電話３２－５１０１

署・分署名	職　名	住　　所	連　絡　方　法
弘前消防本部	通信指令課長	本町２－１	電話３２－５１０１
弘前消防署	署　長	〃	〃　３２－５１９９
〃　藤代分署	分署長	浜の町東三丁目１－１１	〃　３４－１３１７
〃　西北分署	分署長	小友字神原３７１－２	〃　９３－３３１０
〃　西分署	分署長	鳥井野字宮本１５１	〃　８２－３３１１
〃　目屋分署	分署長	西目屋村田代字神田５６	〃　８５－３１１９
東消防署	署　長	城東中央五丁目６－１１	〃　２７－１１５１～２
〃　枡形分署	分署長	豊原一丁目３－９	〃　３３－４３１１

b　弘前市消防団における情報収集先（窓口：防災安全課）

消防団本部

第１方面団	第２方面団	第３方面団	第４方面団	第５方面団
北地区団長	清水地区団長	藤代地区団長	岩木南地区団長	相馬地区団長
西地区団長	和徳地区団長	東目屋地区団長	岩木東地区団長	
南地区団長	豊田地区団長	船沢地区団長	岩木西地区団長	
東地区団長	堀越地区団長	高杉地区団長		
	千年地区団長	裾野地区団長		
	石川地区団長	新和地区団長		

(ｲ) アマチュア無線による情報収集

防災安全課内にアマチュア無線機を設置し、情報収集にあたる。

イ　災害情報の内容

(ｱ) 災害による被害が発生するおそれのある場所

(ｲ) 今後とろうとする措置

(ｳ) その他災害応急対策上必要と見込まれる事項

ウ　市職員、弘前地区消防事務組合職員の巡視

災害又は災害による被害が発生するおそれがある場合は、各課担当課員・弘前地区消防事務組合職員は速やかに巡回車等により巡回する。

危　険　箇　所　等	担当課
河川危険箇所、道路注意箇所	建設政策課
ため池危険箇所、農業用水路、 農道・林道注意箇所（工事箇所含む。）	農村整備課
急傾斜地崩壊危険箇所、道路注意箇所	道路維持課
下水道工事箇所、下水道施設 水道工事箇所、水道施設	上下水道部
水防警戒箇所　等	消　防　署
なだれ危険箇所　等	農村整備課 道路維持課 建設政策課 （消防署）

エ　災害情報の報告

市長（防災安全課）は、収集した情報をとりまとめ、知事（防災危機管理課）に報告する。

(2) 災害が発生し、又は被害が拡大するおそれがある段階（災害対策本部設置時）

災害対策本部（対策連絡部）に情報班（企画課）を設置し、災害情報等の収集、通報、報告等を行う。

ア　被害状況の収集

(ｱ) 各課の職員は、災害による参集途上において、可能な範囲で被害情報等を収集し、情報班（企画課）に報告する。

(ｲ) 各課は、業務分担に基づき所管に係る施設等の被害状況を調査し、情報班（企画課）に報告する。

(ｳ) 被害情報の収集に当たっては、必要に応じ、無人航空機等に係る災害協定の発動や県防災危機管理課等に対し、防災ヘリコプターからの情報収集を要請する。

(ｴ) 災害が発生した場合において、一回の調査では正確な被害の実態が掌握できないときには、再度の調査により順次精度を高め、速やかに調査を完了させる。

(ｵ) 調査にあたって正確を期するため、必要に応じ、エリア担当職員、町会その他関係者の協力を得て行う。

(ｶ) 人的被害及び住家被害の調査は、災害救助の基礎となるものであるから毎戸調査を原則として、迅速かつ正確を期する。

(参考)

災害救助法の適用基準	資料編	〔定〕４－２－１
災害救助法による救助の程度、方法及び期間	資料編	〔定〕４－２－２
災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（青森県）	資料編	〔定〕４－２－３

イ　収集すべき情報

(ｱ) 人命危険の有無及び人的被害発生状況

(ｲ) 建築物等の被害発生状況

(ｳ) 道路、鉄道の被害発生状況

(ｴ) ライフラインの被害発生状況

(ｵ) 急傾斜地等の被害発生状況、崩壊危険性等の状況

(ｶ) 火災の発生状況、延焼状況

(ｷ) 避難の必要性の有無及び避難状況

(ｸ) 医療機関の対応状況

情報の区分	収集すべき主な情報内容
地震に関する情報	・地震情報等の発表状況
人命に関する情報	・死者、負傷者及び要救助者の発生状況 ・建物倒壊等に伴う生き埋め災害情報 ・医療機関の対応状況 ・職員の安否確認
被害拡大に関する情報	・火災発生、延焼の情報 ・建築物等の被害発生状況 ・ライフライン被害の発生状況 ・がけ崩れ等の二次災害発生情報 ・危険物の漏洩、ガス漏れ情報
応急対策活動上必要な情報	・市役所等災害活動拠点の被害状況 ・道路、鉄道などの活動上重要な施設の被害状況 ・急傾斜地等の被害発生状況、崩壊危険性等の状況

ウ　被害状況の調査等

被害調査区分	調査担当責任者	調査担当責任者補佐	協力団体名
一般被害及び応急対策状況の総括	防災安全課長	岩木総合支所総務課長 相馬総合支所総務課長	
道路、河川、下水道等の土木施設及び農業集落排水施設被害	建設政策課長 上下水道部総務課長	道路維持課長 工務課長 下水道施設課長 岩木総合支所総務課長 相馬総合支所総務課長	
水道施設被害	上下水道部総務課長	工務課長 上水道施設課長	
公共建築物の被害	財産管理課長		
人、住家等の被害	資産税課長	市民税課長 収納課長 岩木総合支所民生課長 相馬総合支所民生課長	町会長等
農業関係被害	農業政策課長 りんご課長 農村整備課長		農業協同組合、 農業共済組合、 土地改良区
林業関係被害	農村整備課長		森林組合
水産業関係被害	農業政策課長	商工政策課長	漁業協同組合等
商工業、観光施設関係被害	商工政策課長 観光政策課長	産業育成課長 国際広域観光課長 岩木総合支所総務課長 相馬総合支所総務課長	商工会議所 商工会
学校関係被害	学校づくり推進課長 学務健康課長		
社会福祉関係被害	福祉政策課長 子育て支援課長 介護福祉課長	岩木総合支所民生課長 相馬総合支所民生課長	各施設の長
社会教育関係及び文化関係施設被害	生涯学習課長		
文化財関係被害	文化財課長		
医療施設被害	健康づくり推進課長		
生活衛生施設被害	環境管理課長		
社会体育関係施設被害	文化スポーツ振興課長		

エ　被害状況の報告等

(ｱ) 弘前地区消防事務組合の情報収集・伝達責任者は、１１９番通報が殺到する状況等の情報を県（防災危機管理課）及び国（消防庁応急対策室）に報告する。

組織名	回線種別	電　　話		ファックス	
防災危機管理課	ＮＴＴ回線	017-734-90：88 017-734-9089		017-722-4867 017-734-8017	
	青森県防災情報ネットワーク	8-810-1-5812 8-810-1-5813		文書データ伝送	
消防庁応急対策室		平日(9:30-18:15)	左記以外（宿直室）	平日(9:30-18:15)	左記以外（宿直室）
	ＮＴＴ回線	03-5253-7527	03-5253-7777	03-5253-7537	03-5253-7553
	地域衛星通信ネットワーク	(8-) 048-500-90-43422	(8-) 048-500-90-49102	(8-) 048-500-90-49033	(8-) 048-500-90-49036

(ｲ) 各課は、収集した被害状況を、県関係出先機関等（県に連絡できない場合は、国（消防庁応急対策室））に逐次報告するとともに、情報班（企画課）へ報告する。

情報班（企画課）は、その被害状況のとりまとめ結果及び次の状況を県（防災危機管理課）に青森県総合防災情報システム等により報告する。

a　人命危険の有無及び人的被害（行方不明者の数を含む。）の発生状況
b　火災等の二次災害の発生状況、危険性
c　避難の必要の有無又は避難の状況
d　住民の動向
e　その他災害の拡大防止措置上必要な事項
f　特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報収集に努める。

【被害調査報告分担区分】

調査・報告事項	様式番号	市における調査分担区分	県　へ　の　報　告　先	
			県出先機関経由	主　管　課
被害実態調査票（個票）	1	資産税課、市民税課、収納課、岩木総合支所民生課、相馬総合支所民生課		
被害者名簿	2	資産税課、岩木総合支所民生課、相馬総合支所民生課		
災害即報・災害確定報告	3	防災安全課、岩木総合支所総務課、相馬総合支所総務課		防災危機管理課
被害状況調（人・住家の被害）	4	防災安全課､福祉政策課､岩木総合支所総務課、相馬総合支所総務課	中南地域県民局地域健康福祉部福祉総室・福祉こども総室	健康福祉政策課
救助の実施状況	5	福祉政策課	〃	〃
医療施設被害	6	健康づくり推進課	中南地域県民局地域健康福祉部保健総室	医療薬務課
廃棄物処理施設被害	7	環境管理課		環境保全課
防疫の実施状況	7	〃	中南地域県民局地域健康福祉部保健総室	保健衛生課
生活衛生施設被害	7	〃	〃	〃

調査・報告事項	様式番号	市における調査分担区分	県への報告先	
			県出先機関経由	主管課
上下水道施設及び農業集落排水施設被害	7	上下水道部総務課	中南地域県民局 地域健康福祉部保健総室 地域整備部 地域農林水産部	保健衛生課 都市計画課 農村整備課
水稲被害	８、９	農業政策課	中南地域県民局 地域農林水産部	農産園芸課
りんご・特産果樹被害	10、11	りんご課	〃	りんご果樹課
畑作・野菜・花き・桑樹被害	12	農業政策課	〃	農産園芸課
畜産関係被害	13、14	〃	〃	畜産課
農業関係共同利用施設被害	15、16	〃	〃	構造政策課、農産園芸課、りんご果樹課、畜産課
農業関係非共同利用施設被害及び地方公共団体施設被害	17	農業政策課	中南地域県民局 地域農林水産部	構造政策課 農産園芸課 りんご果樹課 畜産課
農業協同組合及び農業協同連合会の在庫品被害	18	〃	〃	団体経営改善課
農地及び農業用施設の被害	19	農村整備課	〃	農村整備課
林業関係被害	20-1､-2	〃	〃	林政課
水産業関係被害	21	農業政策課、商工政策課	〃	水産局水産振興課
商工業被害	22	商工政策課、岩木総合支所総務課、相馬総合支所総務課	中南地域県民局地域連携部	商工政策課
観光施設被害	22	観光政策課、岩木総合支所総務課、相馬総合支所総務課	〃	観光企画課
公共土木施設被害(国、県、市別)	23	建設政策課、都市政策課岩木総合支所総務課、相馬総合支所総務課	中南地域県民局地域整備部	河川砂防課 都市計画課
文教関係被害	24	教育政策課	中南教育事務所	教育庁教育政策課（私立学校）総務学事課
福祉施設被害	25	福祉政策課､介護福祉課、子育て支援課、岩木総合支所民生課、相馬総合支所民生課	中南地域県民局 地域健康福祉部福祉総室	健康福祉政策課
その他の公共施設被害	26	当該各課		担当課

備考　被害調査報告様式については、資料編を参照

(3) 災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階

ア　情報班（企画課）は、災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階で様式１～４（資料編）により、災害状況を逐次県（防災危機管理課）に報告するとともに、県の各部局には上記(2) の被害調査報告分担区分により被害内容等について報告する。また、必要に応じ次の状況を関係機関に報告する。

(ｱ) 被害の状況

(ｲ) 避難勧告等の発令又は警戒区域の設定状況

(ｳ) 指定避難所の開設状況

(ｴ) 避難生活の状況

(ｵ) 救護所の設置及び活動状況
(ｶ) 傷病者の受入状況
(ｷ) 観光客等の状況
(ｸ) 応急給食・給水の状況
(ｹ) その他
　ａ　弘前市以外の医療機関への移送を要する負傷者の状況
　ｂ　弘前市以外の医療機関又は介護老人保健施設への移送を要する入院者、入所者の状況
　ｃ　その他

イ　被害報告区分

被害報告区分は次のとおりとする。

区　分		認　定　基　準
人的被害	死　者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者 軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは１月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、１月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住　家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世　帯	生計を一にしている実際の生活単位
	住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家の全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木等のたい積等により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住家被害	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他の被害	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没及び冠水	田の例に準ずる。
	文教施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校及び特別支援学校における教育の用に供する施設とする。
	道　路	道路法（昭和２７年法律第１８０号）第２条第１項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
	橋　梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

区　　分		認　　定　　基　　準
	河　　川	河川法（昭和３９年法律第１６７号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	砂　　防	砂防法（明治３０年法律第２９号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	電　　話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電　　気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	水　　道	上水道で断減水している戸数のうち、最も多く断減水した時点における戸数とする。
	下　水　道	下水道法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する下水道及び全体計画区域内で発生した都市浸水被害（外水氾濫のみに起因するものを除く）とする。
	ガ　　ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
罹　災　者		罹災世帯の構成員とする。
公立文教施設		公立の文教施設とする。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象施設となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道及び公園とする。
その他の公共施設		公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
法定外公共物		法律の規定する以外の法定外道路、私道及び（排）水路等の法定外公共物とする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

・損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を修復し得ない状況に至ったものをいう。
・主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

3　災害確定報告

各課は、応急対策が終了した後速やかに被害の確定報告を県関係出先機関等に報告する。
市（防災安全課）は、その確定状況をとりまとめて、県（防災危機管理課）に報告する。

４　報告の方法及び要領

(1) 方法

ア　被害状況等の報告は、青森県総合防災情報システム、青森県防災情報ネットワーク、固定電話、ファックス、衛星携帯電話等、最も迅速確実な方法により行う。報告を的確に行うため、青森県総合防災情報システムの地理情報システム等を有効に活用するとともに、災害現場映像情報を収集伝達する。

イ　固定電話が途絶した場合は、青森県防災情報ネットワーク又は警察無線等他機関の無線通信設備等を利用する。

ウ　すべての通信設備が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして報告するよう努める。

(2) 要領

ア　被害報告については、速やかな応急対策を実施するため、災害が発生後、直ちに災害の概要・災害対策本部の設置状況等を報告する。

イ　被害程度の事項別報告は、緊急を要するもの、又は特に指示があった場合を除き、一日一回以上行う。

ウ　被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住家被害を優先させる。

エ　県への報告を的確に行うため、青森県総合防災情報システムに被害や避難の状況を入力するとともに、地図上に被害箇所を入力して行う。また、防災ヘリ緊急運航要請及び資機材の応援要請等についても青森県総合防災情報システムに入力して行う。

(3)　情報の分析、報告

情報班（企画課）は、市が災害対応を行うため収集した被害情報等の分析を行い、災害対策本部（対策調整班）へ報告する。

５　情報の収集・報告の系統図

(1) 災害対策本部設置前

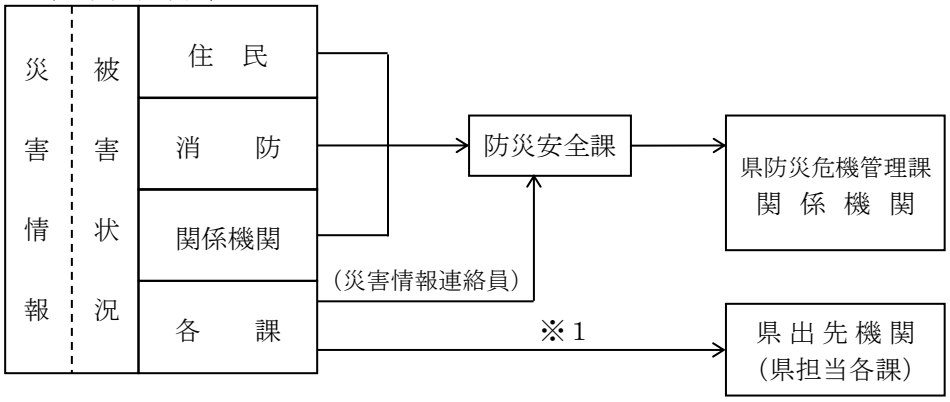

※１　各課の情報収集・報告は、被害調査報告分担区分による。

(2) 災害対策本部設置後

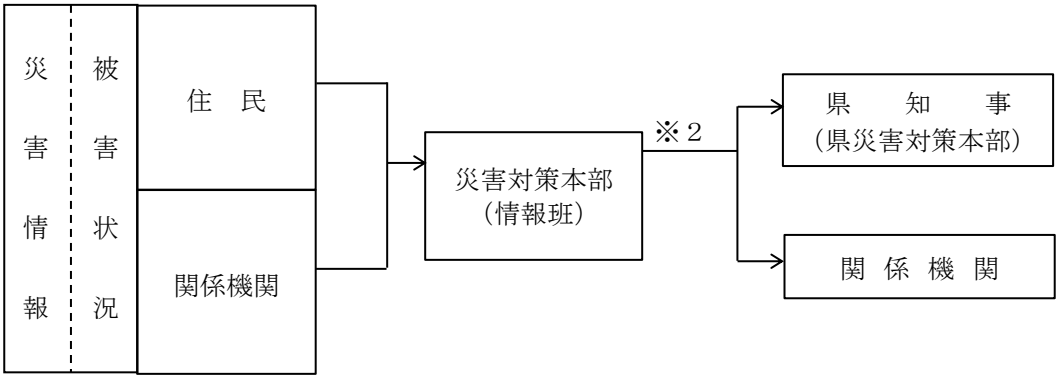

※２　災害対策本部の各班の情報収集・報告は、被害調査報告分担区分による。

第３節　通信連絡

地震災害時において各機関相互の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の整備を図る。また、夜間休日においても対応できる体制の整備を図る。

１　実施責任者

災害時における通信連絡は、関係機関の協力を得て、市長が行う。

２　通信連絡手段

市等は、災害時における通信連絡を的確に行うため、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール等必要な通信手段を確保するとともに、情報の質・内容に応じてそれらの通信手段の機能を活かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

(1) 青森県防災情報ネットワークを活用し、県と直接情報連絡を行う。

(2) 保有する防災行政無線を基幹として、その他の手段の活用により、市内の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、公共的団体及びその他重要な施設の管理者等との間に通信連絡系統を整備し情報連絡を行う。

(3) 災害に関する情報の収集伝達を円滑に行うため、管内の警察署・消防署等の協力を得て情報連絡を行う。

(4) 災害に関する緊急通信が必要な場合は、一次的には公衆電気通信設備により確保するが、その利用ができない場合、災害時優先電話等による電気通信設備の優先利用、防災関係機関等の無線による非常通信の利用、専用通信設備の利用など、各種通信手段の活用により通信連絡を行う。

３　連絡方法

(1) 市は、いつでも通信連絡ができるよう通信連絡体制を確立する。特に、夜間ー休日における通信連絡体制を確立しておく。

(2) 上記連絡の責任者を選任し、情報の収集、伝達に当たらせる。
なお、通信連絡責任者の氏名等は、あらかじめ県（防災危機管理課）に報告しておく。

４　通信連絡

(1) 青森県防災情報ネットワーク

光イーサ回線や衛星携帯電話回線等により、県と市、消防本部、県合同庁舎、県出先機関及び防災関係機関を有機的に結び、災害時の情報収集、伝達を行う。

(2) 電気通信設備（電話・電報）の優先利用

ア　災害時優先電話

(ｱ) 災害時において電話が輻輳した場合、防災機関が防災活動や救援活動を行なうときに支障をきたさないよう、災害時優先電話を利用して通信連絡を行う。

(ｲ) 各機関は、東日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ等の通信事業者から災害時優先電話の指定を受けておき、その電話番号、設置場所、利用方法を組織内に周知しておく。

イ　非常・緊急電報

災害時において、通信設備が壊れ又は輻輳してかかりにくい場合、災害の予防若しくは救援、交通、電話等の確保又は社会秩序の維持のため必要な事項及びその他災害に関し公共の利益のため緊急に通信することを要する電報については、「非常又は緊急電報」として取扱い、他の交換手扱い電報に優先して配達することとなっており、これらの「非常・緊急電報」を活用して通信連絡を行う。

通信依頼先	依頼方法	担当責任者	手　　続
東日本電信電話㈱青森支店	非常電報 緊急電報	財産管理課長	・申し込み受付番号は１１５番 ・「非常電報」又は「緊急電報」である旨告げる。又は発信紙空白に「非常」又は「緊急」を朱書する。 ・必要理由、事情を告げる。

(3) 無線等設備の利用

災害時において、電気通信設備を利用することができないとき、又は利用することが著しく困難なときは、市の無線設備を利用するとともに、防災関係機関の無線設備及び専用電話設備を利用して通信を確保する。

ア　市有無線設備

市有無線設備（資料編　〔表〕４－３－１）は、別に定める無線運用管理要領に基づいて運用する。

イ　非常通信の利用

災害時において、有線通信を利用できない場合又はこれを利用することが著しく困難な場合は、おおむね次に掲げる防災機関の無線通信施設を利用する。この利用にあたって必要な手続等については、あらかじめ協議し、定めておく。

無線通信施設	通信依頼先	通信依頼先所在地	電話番号	備　　考
消防無線	消防本部通信指令課	本町２－１	32-5101	
警察無線	弘前警察署 （地域課）	八幡町三丁目３－２	32-0111	交番、駐在所の設備を含む。 警察ルート
東北電力無線	東北電力㈱弘前電力ｾﾝﾀｰ （お客さまサービス課）	本町１	32-0238	電力ルート
国土交通省無線	東北地方整備局青森河川国道事務所　弘前国道維持出張所	城東中央五丁目 ６－１０	28-1315	建設ルート
東日本電信電話㈱無線	東日本電信電話㈱青森支店 （設備運営・災害対策担当）	青森市橋本二丁目 １－６	017- 774-9550	
アマチュア無線	ＪＡ７ＹＴＸアマチュア無線弘前市役所クラブ事務局	基地局　弘前市防災安全課内に設置		

※　注）東北地方非常通信協議会が設定した、県と市町村間の地方通信ルート（建設ルート、警察ルート、電力ルート）を備考欄に記載

(4) 専用通信設備の利用

災害時において、電気通信設備の利用ができない場合又は緊急に通信の必要がある場合は、おおむね次に掲げる専用通信設備の利用を図る。この利用にあたって必要な手続き等については、あらかじめ協議し、定めておく。

専用通信施設	通信依頼先	通信依頼先所在地	電話番号	備　　考
消防電話	消防本部通信指令課	本町２－１	32-5101	
警察電話	弘前警察署 警備課	八幡町三丁目３－２	32-0111	交番、駐在所の設備を含む。
電気事業電話	東北電力弘前電力ｾﾝﾀｰ お客さまサービス課	本町１	32-0238	
鉄道電話	ＪＲ東日本㈱弘前駅 事務室	表町１－１	32-0174	

４　災害通信利用系統図

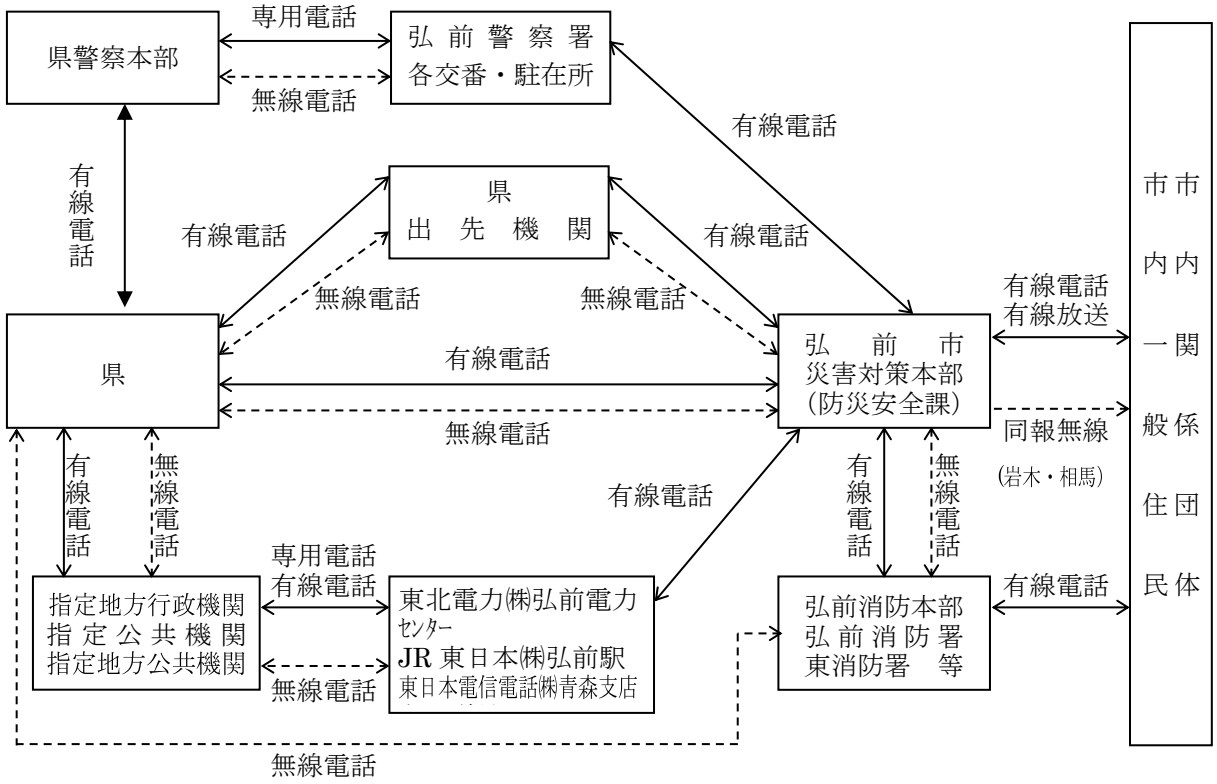

備考　有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、使送により通信、連絡を行う。

第４節　災害広報・情報提供

地震災害が発生し、又は災害による被害が発生するおそれがある場合において、社会秩序の維持及び民心安定を図るため、県外からの避難者や訪日外国人を含む観光客等にも配慮しながら、災害情報、事前措置、住民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ適切な災害広報を実施するものとする。

１　実施責任者

(1) 市長は、一般住民及び報道機関等に対し、被害状況その他災害情報を迅速かつ的確に周知するため、災害情報を総括する班を設けるとともに、災害の規模・態様に応じた広報を行い、災害が収束したときは必要に応じて住民相談所を開設する。

(2) 防災関係機関は、それぞれの所掌により、一般住民等に対し、災害情報等の周知に努める。

２　広報担当

(1) 市長が行う災害広報に関する担当は、次のとおりとする。

区　　分	責　任　者	広　報　先	連　　絡　　方　　法
広聴広報班長	広聴広報課長	住　　民	広報車、防災行政無線（同報無線）、有線放送、ホームページ、ＳＮＳ等
		報 道 機 関	口頭、FAX
対策調整班長	防災安全課長	防災関係機関	電話、FAX
		庁　　内	庁内放送、庁内電話

(2) 防災関係機関連絡先

機　　関　　名	電　　話	担当課
弘前警察署	３２－０１１１	警備課
弘前地区消防事務組合消防本部	３２－５１０１	通信指令課
陸上自衛隊第３９普通科連隊	８７－２１１１　内線 236(夜間内線 302)	第３科（当直）

３　災害広報の要領

(1) 市長は、防災関係機関及び報道機関と緊密な連絡を行い、正確な情報の把握に努める。

(2) 市の実施する広報は、広聴広報班長（広聴広報課長）に連絡する。

(3) 広聴広報班長は、災害情報等の広報資料を収集するとともに、特に報告、記録等に供する写真の収集又は撮影に努める。

(4) 災害広報において重点をおく事項は、次のとおりとする。

ア　災害対策本部の設置に関する事項
イ　災害の概況
ウ　地震に関する情報（余震の状況等）
エ　市及び各防災関係機関の応急措置に関する事項
オ　避難勧告等の発令状況
カ　電気、ガス、水道等供給の状況
キ　指定避難所、防疫に関する事項
ク　火災状況
ケ　医療救護所の開設状況
コ　給食、給水の実施状況
サ　道路、河川等の公共施設の被害状況
シ　道路交通等に関する事項
ス　二次災害を含む被害の防止に関する事項
セ　一般的な住民生活に関する情報
ソ　社会秩序の維持及び民心の安定のため必要な事項
タ　その他必要な事項

(5) 報道機関への発表は、次のとおりとする。

ア　報道機関への発表資料は、広聴広報班長が取りまとめる。
イ　発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に連絡し、発表する。

(6) 住民への広報

住民に対する広報は、おおむね次の方法のうち、利用できる方法を効果的に用いることにより、迅速、的確かつわかりやすく行う。

ア　防災行政無線（同報系無線）、有線放送等の設備による広報
イ　コミュニティＦＭ放送による広報
ウ　広報車による広報
エ　報道機関による広報
オ　広報紙の掲示、配布
カ　指定避難所への職員の派遣
キ　市ホームページやＳＮＳ、アマチュア無線の活用等

4　住民相談所の開設等

(1)　災害が収束したときは、必要に応じ、市民協働政策課長は被災地域に臨時住民相談所を開設し、住民の相談要望等を聴取して速やかに関係各課に連絡し、早期解決に努める。

(2)　市長は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受けることのできる体制の整備に努めるものとする。

(3)　市長は、災害種別ごとの安否情報について県等防災関係機関とあらかじめ協議し定めた方法により広報するよう努める。また、個人の安否情報伝達に有効な、災害用伝言ダイヤル（１７１番）の活用を住民に周知するよう努める。

(4)　被災地方公共団体は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、火災、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、地方公共団体は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者などが含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

5　避難住民への情報提供

避難住民への情報ルートを確立し、伝達手段（指定避難所巡回員等による伝達、掲示板、広報資料、広報誌（紙）、市ホームページ、ＳＮＳ等）を確保して必要な情報を提供する。

第５節　避難

地震災害が発生した場合において災害から住民（訪日外国人等の旅行者を含む。）を保護するため、指定緊急避難場所への避難、又は警戒区域の設定等さらには危険区域内の住民を適切に安全地域に避難させるとともに、必要に応じ指定避難所を開設し、避難者を保護するものとする。

１　実施責任者

(1) 避難勧告等の発令

避難のための立退きの避難勧告等並びに指定避難所の開設及び受入保護は、市長が行う。
ただし、市長と連絡がとれない場合は、副市長がこれを行うものとする。
なお、法律に定める特別の場合は、避難勧告等を市長以外の者が実施する。

実施責任者	内　容（要　件）	根　拠　法
市　　長	災害全般	・災害対策基本法第 60 条
警　察　官	災害全般（ただし、市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき又は市長から要求があったとき。）	・災害対策基本法第 61 条 ・警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第 4 条
知　　事	災害全般（ただし、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。）	・災害対策基本法第 60 条
自　衛　官	〃（警察官がその場にいない場合に限る。）	・自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 94 条
知事又はその命を受けた県の職員 水防管理者（市長）	洪水による氾濫からの避難の指示	・水防法第 29 条
知事又はその命を受けた職員	地すべりからの避難の指示	・地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 25 条

(2) 指定避難所の設置

指定避難所の設置は、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が行う。

(3) 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、市長が行う。
なお、法律に定める特別の場合は、市長以外の者が実施する。

実施責任者	内　容（要　件）	根　拠　法
市　　長	災害全般 災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき	・災害対策基本法第 63 条
警　察　官	災害全般 同上の場合においても、市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき	・災害対策基本法第 63 条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般 同上の場合においても、市長等、警察官がその場にいないとき	・災害対策基本法第 63 条
消防吏員又は消防団員	水害を除く災害全般 災害の現場において、活動確保をする必要があるとき	・消防法第 28 条 ・　〃　第 36 条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水 水防上緊急の必要がある場合	・水防法第 21 条

２　避難勧告等の基準

避難勧告等は、「避難勧告等の発令基準について（平成 29 年１月）」による。

資料編　　〔表〕　４－５－○　避難勧告等の発令基準について

３　避難勧告等の伝達

住民に対して避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。

また、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。

避難についての住民に対する周知徹底の方法、内容及び関係機関に対する伝達は、次のとおりとする。

なお、危険の切迫性に応じ伝達文の内容を工夫するなど、積極的に避難行動の喚起に努める。

特に、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して早めの段階で避難準備・高齢者等避難開始を伝達するなど、危険が切迫する前に十分な余裕をもって、避難勧告等を行う。

市は、避難勧告等の対象地域及び判断時期、土砂災害に関する避難勧告等の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、必要な準備を整えておくものとする。

(1) 周知徹底の方法、内容

ア　避難勧告等の伝達は、最も迅速かつ的確に住民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法による。なお、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

(ｱ) 信号（警鐘、サイレン）により伝達する。

洪水による避難勧告等は、次の信号による。

警鐘信号	サイレン信号
乱打	約1分 ○ ―― 約5秒 休止 約1分 ○ ――

(ｲ) ラジオ、テレビ放送により伝達する。

(ｳ) 防災行政無線（同報無線）、有線放送により伝達する。

(ｴ) 広報車により伝達する。

(ｵ) 避難勧告・誘導担当の市職員（福祉政策課、子育て支援課、生活福祉課、介護福祉課、健康づくり推進課職員）による戸別訪問、ハンドマイク等により伝達する。

(ｶ) 電話により伝達する。

(ｷ) Ｌアラート（災害情報共有システム）

(ｸ) 携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）

イ　市長等避難勧告等を発令する者は、次の内容を明示して実施する。

(ｱ) 避難が必要である状況、避難勧告等の理由

(ｲ) 危険区域

(ｳ) 避難対象者

(ｴ) 避難路

(ｵ) 指定避難所

(ｶ) 移動方法

(ｷ) 避難時の留意事項

（参考）避難勧告・誘導担当の市職員（福祉政策課、子育て支援課、生活福祉課、介護福祉課、健康づくり推進課）は、避難にあたり次の事項を住民に周知徹底する。

・戸締り、火気の始末を完全にすること。

・携帯品は、必要な最小限のものにすること。

（食料、水筒、タオル、ティッシュペーパー、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布、携帯電話（充電器を含む。）等）

・服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行すること。

(2) 関係機関相互の通知及び連絡

ア　避難勧告等の発令を行ったときは、次の系統により関係機関に通知又は報告する。

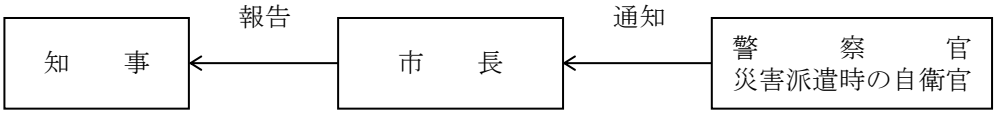

(ｱ) 市長が避難勧告等の発令を行ったとき又は他の実施責任者が避難のための立退きの指示をした旨通知を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告する。また、避難勧告等を解除した場合も同様とする。この場合の報告事項は、概ね次のとおりとする。

ａ　避難勧告等を発令した場合

○災害等の規模及び状況
○避難勧告等の別
○避難勧告等を発令した日時
○避難勧告等の対象地域
○対象世帯数及び対象人数
○指定避難所開設予定箇所数

ｂ　避難勧告等を解除した場合

○避難勧告等を解除した日時

(ｲ) 警察官が避難のための立退きの指示をしたときは、直ちにその旨を市長に通知する。

(ｳ) 水防管理者が避難のための立退きの指示をしたときは、その旨を弘前警察署長に通知する。

(ｴ) 知事又はその命を受けた職員が避難のための立退きの指示をしたときは、直ちにその旨を弘前警察署長に通知する。

イ　避難勧告等の発令を行ったときは、アのほか他の関係機関と相互に連絡をし協力する。

ウ　警戒区域の設定等を実施した警察官は、その旨を市長に通知する。

4　避難方法

避難勧告等の発令を行ったときの誘導等は、次のとおりとする。

(1) 原則的な避難形態

ア　避難勧告等が発令された場合の避難の単位は、指定避難所ごとになるべく一定地域又は町会などの単位とする。

イ　避難勧告等を発令するいとまがない場合等で、緊急避難を要する状況のときは、住民は自ら判断し最寄りの最も安全と思われる場所への自主的避難に努める。

(2) 避難誘導及び移送

ア　誘導に当たっては、適切な時期と適切な避難方向への誘導、避難行動要支援者の優先及び携行品の制限等に留意し、実施する。

　発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

イ　避難誘導員は、市職員、消防職団員、自主防災組織構成員等が当たることとし、災害の状況によって誘導できない場合は、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

ウ　避難誘導の方法は、避難者数及び誘導員数に応じて、避難集団に付き添って避難を誘導する方法（引き連れ法）、又は避難者大勢に対して避難路上で避難方向等を指差したり、口頭で指示する方法（指差し法）のいずれか、あるいは併用により実施する。

エ　避難者の移送は、原則としてバス等による大量移送とする。なお、県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

5　指定緊急避難場所の開放

市長は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、避難勧告等の発令と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

6　指定避難所の開設

市長は、避難勧告等の発令を決定したとき、又は住民の自主避難を覚知したときは、洪水、土砂災害等の危険性に十分配慮しつつ、直ちに指定避難所を開設するとともに、住民等に対して周知徹底を図る。なお、開設に先立ち、開設予定の指定避難所やそこへ至る経路が被害を受けていないかなどを確認するとともに、避難者を受入れた後も周辺の状況に注意して安全性の確認を行う。

避難者の受入れに当たっては、受入対象者数、指定避難所の受入能力、受入期間等を考慮して受入れを割り当てるとともに、指定避難所ごとの避難者の把握に努める。必要があればあらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て指定避難所として開設する。

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、社会福祉施設等を福祉避難所としたり、又は民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を指定避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

(1) 事前措置

ア　指定避難所に配置する職員については、あらかじめ市区域の各方面別に担当を定めておき、指定避難所の位置、動員方法、任務等について周知徹底する。

イ　指定避難所に配置する職員数は、指定避難所１か所当たり最低２人とし、避難状況により増員する。

ウ　指定避難所に配置する職員は、生活福祉班（生活福祉課）の職員と応援の職員とする。

(2) 指定避難所の開設手続き

ア　市長（防災安全課）は、指定避難所を開設する必要があると認めるときは、災害の規模、状況に応じ、指定避難所として安全かつ適切な場所を選定したうえ、生活福祉班長（生活福祉課長）に開設命令を発する。生活福祉班長（生活福祉課長）は、市長からの命令に基づいて直ちに職員を配置して所要の措置をとる。なお、学校が指定避難所にあてられた場合、校長は学校管理に必要な職員を確保して市の避難対策に協力するとともに、その旨を学校づくり推進班（学校づくり推進課長）に連絡する。

指定避難所の事前指定等については、第３章第８節「避難対策」による。

イ　市長（防災安全課）は、指定避難所を開設した場合には、その状況を速やかに知事に報告する。

また、指定避難所を閉鎖した場合も同様とする。

この場合の報告事項は、概ね次のとおりとする。

(ｱ) 開設した場合

a　指定避難所を開設した日時

b　開設場所（指定避難所名）及び箇所数

c　避難者数

d　開設期間の見込み

(ｲ) 閉鎖した場合

a　指定避難所を閉鎖した日時

b　最大避難者数及びそれを記録した日時

(3) 指定避難所受入れる者

指定避難所に受入れる対象者は次のとおりである。

ア　住家が被害を受け、居住の場所を失った者

イ　現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

ウ　避難勧告等が発せられた場合等で、現に被害を受けるおそれがある者

(4) 指定避難所開設期間

指定避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として７日以内とする。

(5) 指定避難所における職員の任務

ア　一般的事項

(ｱ) 指定避難所開設の掲示

(ｲ) 避難者の受付及び整理

(ｳ) 日誌の記入

(ｴ) 食料、物資等の受払及び記録

(ｵ) 避難者名簿の作成

イ　本部への報告事項

(ｱ) 指定避難所の開設（閉鎖）報告

(ｲ) 指定避難所状況報告

(ｳ) その他必要事項

ウ　指定避難所の運営管理

(ｱ) 費用

指定避難所開設に伴う費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(ｲ) 指定避難所の責任者及び連絡員の指定

a　指定避難所を開設したときは、指定避難所の管理責任者、連絡員を指定し、指定避難所の運営管理と避難者の保護に当たらせる。

b　指定避難所の管理責任者は、指定避難所における情報の伝達、食料、飲料水の給付、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める。

ｃ　指定避難所におけるプライバシーを確保するとともに、要配慮者に配慮し、良好な生活環境の確保に努める。
　また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
ｄ　女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営に努める。
ｅ 避難者の健康を確保するため、意思、保健師、看護師等の救護班による巡回相談や心のケアの実施に努める。
ｆ 指定避難所の周辺で在宅・車中・テント泊等をしている被災者の情報の把握に努め、物資等の供給及び訪問による健康相談や心のケアの実施に努める。
ｇ 指定避難所の衛生状態や暑さ･寒さ対策の必要性の把握に努め､必要な措置を講じるよう努める。
ｈ 指定避難所で生活せず、食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の把握に努める。
ｉ 指定避難所の運営に関し､被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その支援に努める。
ｊ 福祉支援を必要とする避難者を把握し、適切な支援に努める。

7　学校、社会福祉施設等における避難対策

学校及び社会福祉施設等の児童生徒等及び入所者等を集団避難させる必要があるときは、次の事項をあらかじめ定めた避難に関する要領により実施する。

(1) 避難実施責任者
(2) 避難順位及び編成等
(3) 誘導責任者及び補助者
(4) 避難の要領、措置、注意事項等

8　警戒区域の設定

災害による生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があるときは次により警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立入りを制限、禁止し、又はその区域から退去を命ずる。

(1) 時機を失することのないよう迅速に実施する。
(2) 円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。
(3) 警戒区域の範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。
(4) 警戒区域の設定を明示する場合は、適当な場所に市名等の「立入禁止」、「車両進入禁止」等の標示板、ロープ等で明示する。
(5) 車載拡声器等の利用や警戒配置者等によって、次により周知徹底を図る。
　ア　設定の理由
　　警戒区域とした理由を簡潔に表現し、災害対策本部からの情報を伝え、住民に周知する。
　イ　設定の範囲
　　「どの範囲」、「どこからどこまで」というように、道路名、集落名等をなるべく分かりやすく周知する。

9　孤立地区対策

市は、災害により孤立地区が発生した場合は、衛星携帯電話、市防災行政無線、地域防災無線、簡易無線機等による集落との連絡手段を早急に確保するとともに、孤立状態の解消に努める。

また、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被害状況等を把握して、住民の避難、食料、飲料水及び生活必需品等の救援物資の搬送による物資供給など必要な対策を行う。

10　帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な者が大量に発生した場合には、「むやみに移動を開始しない。」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者への支援を行う。

11　広域避難者対策

所在が把握できる広域避難者に対しては、生活必需品等の物資等が提供されるよう努める。

12　訪日外国人旅行者対策

市は、災害多言語支援センターを設置し、通訳ボランティアを避難所に派遣するなどして支援体制の確保に努めるほか、被災状況、避難所等の場所及び避難路、避難所等におけるルール等に関する情報提供を多言語により行うよう努める。

13　応援協力関係

(1) 市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、県又は市町村相互応援協定に基づき他市町村に対して、避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(2) 市は、自ら避難所の開設が困難な場合、県又は市町村相互応援協定に基づき他市町村に対して、指定避難所の開設について応援を要請する。

(3) 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難又は応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、他市町村に協議し、又は他都道府県の市町村への避難については、県に対して当該都道府県との協議を求める。

(4)　市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(5)　県は、旅館・ホテルを避難所として確保するため、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」に基づき、青森県旅館ホテル生活衛生同業組合に協力を要請する。また、市は、要配慮者の受入れについて、県に対して要請する。

14　その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第６節　消防

大規模地震において、負傷者の救急・救助活動を実施するとともに、二次的に発生する多発火災等による被害の軽減を図るため出火防止措置及び消防活動を行うものとする。

１　実施責任者

災害時における消火活動、救急・救助活動は、消防長が行う。

２　出火防止・初期消火

火災による被害を防止し、又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、災害発生直後の出火防止、初期消火を行い、また、各防災関係機関は、地震発生直後からあらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

３　消火活動

地震による火災は同時多発するほか、土砂災害などと同時に発生する場合が多く、消防隊の絶対数の不足、消防車等の通行障害の発生等が想定され、その際にはすべての災害に同時に対応することは極めて困難となることから、消防長は消防力の重点投入地区を選定し、また、延焼防止線を設定するなど、消防力の効率的運用を図る。

４　救急・救助活動

地震災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、消防長は、医療機関、弘前市医師会、日本赤十字社青森県支部弘前市地区、弘前警察署と協力し、適切かつ迅速な救急・救助活動を行う。

５　市消防計画

地震災害時における消防本部及び消防署並びに消防団の部隊編成、緊急消防援助隊登録部隊の充実強化、実践的な訓練等を通じた人命救助活動等の支援等を含む具体的対策等については、市消防計画等による。

６　応援協力関係

市長又は弘前地区消防事務組合管理者は、自ら応急措置の実施が困難な場合、青森県消防相互応援協定その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村長に応援を要請するほか、知事へ緊急消防援助隊の応援等が必要である旨の連絡及び自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

第７節　水防

地震災害において二次的に発生する洪水、浸水による被害の軽減を図るため、水防活動に万全を期するものとする。

１　実施責任者

災害時における水防活動は、水防管理者（市長）が行う。

２　監視、警戒活動

地震による洪水の襲来が予想されるときは、水防管理者（市長）は直ちに河川、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒に当たる。

また、水防団及び消防機関は、出水時に土のう積などの迅速な水防活動を実施するため、河川管理者、国及び県と連携し、現地における迅速な水防活動の実施のため、必要に応じ水防上緊急の必要がある場合において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入禁止、又はその区域からの退去等を指示する。

３　水門、樋門の操作

水門、樋門、高圧又は高位部の水路等の管理者は、地震による洪水の襲来が予想されるときは、直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行う。ただし、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

４　応急復旧

河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、必要な応急措置を講じる。

５　水防活動従事者の安全確保

上記２～４の活動に当たっては、従事者の安全が図られるよう配慮する。

６　市水防計画

水防計画の策定に当たっては、水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するものとする。

７　警戒水位の周知

県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

８　弘前地区河川防災ステーション

災害時において、水防活動支援などの拠点施設として設けられている防災ステーションの資材や水防センター、情報管理センター等を活用するなど、災害対応等について、国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所と積極的な連携を図りながら実施する。

９　応援協力関係

市長は、自ら応急措置の実施が困難な場合、市町村相互応援協定に基づき他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

第８節　救出

地震災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を救出し、又は捜索し、被災者の保護を図るものとする。また、大規模・特殊災害に対応するため、平時から高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

１　実施責任者

災害対策基本法その他法令に定められた応急対策実施責任者はもちろん、災害の現場にある者は、救出及び捜索を行う。

(1) 市長（消防長）（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）

災害により救出又は捜索を要する事態が発生した場合は、弘前警察署その他の関係機関と連携を密にしながら救出又は捜索を実施する。

２　救出方法

(1) 消防機関及び警察官等により救出隊を編成する。
(2) 救出現場には、必要に応じて救出現地本部を設置し、各機関との連絡、被災者の収容状況その他の情報収集を行う。
(3) 救出隊の数及び人員は、災害の態様に応じ市長等が指示する。
(4) 救出作業に特殊機械又は特殊技能者を必要とする場合は、被災地の状況、災害の規模に応じて、知事に対し県防災ヘリコプターの運航要請又は自衛隊への災害派遣要請の求めを行うほか、市内土木建設業者等に応援を要請して救出活動に万全を期する。
(5) 救出現場には負傷者の応急手当を行うため、必要に応じて救護班の出動を求める。
(6) 被災者救出後は、消防機関は速やかに医療機関へ搬送する。
(7) 消防機関は、健康づくり推進班（健康づくり推進課）の協力を得て医療機関の確保に努め、救急活動を円滑に実施する。
(8) 事業所等で災害が発生した場合、自衛消防隊その他の要員により救出活動を実施し、消防機関等救出機関の到着後は、その指揮を受けて救出活動を実施する。

３　救出対象者

救出の対象として考えられる者は、おおむね次のとおりである。

(1) 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
(2) 災害のため生死不明の状態にある者

４　救出期間

救出期間は、災害発生の日から３日以内（４日以後は遺体の捜索として扱う。）に完了する。
ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。

５　救出を要する者を発見した場合の通報等

災害のため現に生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見し、又は知った者は直ちに救出に努めるとともに、次の機関のいずれかに通報する。

機　関　名	担当課	所　在　地	電　話	備　考
弘　前　市	防災安全課	弘前市大字上白銀町１－１	35-1111	内線２６７
弘前地区消防事務組合（消防署・分署）	通信指令課	弘前市大字本町２－１	32-5101	１１９番
弘前警察署（交番、駐在所）	警　備　課	弘前市大字八幡町三丁目３－２	32-0111	１１０番

６　救出資機材の調達

救出活動に必要な資機材は、市長が必要に応じ各関係機関等に要請し、調達する。

７　応援協力関係

市長は、自ら又は自主防災組織、事業所等の協力によっても救出が困難な場合、救出の実施又はこれに要する人員及び資機材について、市町村相互応援協定に基づき他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ緊急消防援助隊による応援及び自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

また、県及び市は、自衛隊等の救援活動を容易にするため、救援活動の活動拠点として提供する公園、グランド等を自衛隊の指定部隊長等とあらかじめ協議し、候補地を指定するとともに、状況の変化に応じ

た情報の更新を行う。
　災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

８　その他
(1)　災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。
(2)　実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第９節　食料供給

地震災害により食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障がある被災者等に対し、速やかに食料を供給するため、必要な米穀等の調達及び炊き出しその他食品の供給（備蓄食品の供給を含む。）措置を講じるものとする。

１　実施責任者

(1) 市長は、備蓄状況を考慮し米穀、その他の食品を調達する。

(2) 市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）は、炊き出し及びその他の食品の供給を行う。

２　炊き出しその他による食品供給の方法

(1) 炊き出し担当

ア　炊き出し担当は、介護福祉班（介護福祉課）及び人事班（人事課）とする。

イ　炊き出し現場に現場責任者を配置し、現場の指導及び関係事項の記録に当たらせる。

(2) 供給対象者

炊き出し及びその他の食品の供給対象者は次のとおりとする。

ア　指定避難所に避難された者

イ　住家の被害が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等であって炊事ができない者

(ｱ) 床上浸水については、炊事道具が流失しあるいは土砂に埋まる等により炊事のできない者を対象とする。

(ｲ) 親せき、知人宅等に寄寓し、そこで食事ができる状態にある者については対象としない。

ウ　被害を受け一時縁故先に避難する者

(ｱ) 食品を喪失し、その持ち合わせのない者に対しては応急食料品を現物をもって支給する。

(ｲ) 被害を受けるおそれがあるため、他へ避難する者は原則として対象としない。

エ　旅行者、一般家庭の来訪者、列車の乗客、車中泊の避難者等であって食料品の持ち合わせがなく調達ができない者

なお、旅客鉄道事業者が必要な救済措置を講じる場合は対象としない。

オ　被災地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者

(3) 供給品目

ア　主食

(ｱ) 米穀

(ｲ) 弁当等

(ｳ) パン、うどん、インスタント食品等

イ　副食物

費用の範囲内でその都度定める。

(4) 給与栄養量

給与栄養量はおおむね次のとおりとする。

指定避難所における食事提供の計画・評価のために当面の目標とする栄養の参照量（１歳以上、１人１日当たり）

・エネルギー２０００kcal
・たんぱく質５５ｇ
・ビタミンＢ１　１．１mg
・ビタミンＢ２　１．２mg
・ビタミンＣ　１００mg

(5) 必要栄養量の確保

供給されている食品で健康状態の維持に必要な栄養量が確保されているか、栄養摂取状況調査を行い、その結果をもとに、管理栄養士等の助言を得ながら、栄養素の確保に努める。

(6) 供給期間

炊き出し及びその他の食品の供給を実施する期間は、災害発生の日から原則として７日以内とする。

(7) 炊き出しの実施場所

炊き出しの実施場所は、次のとおりである。

資料編　〔表〕４－９－１

(8) 炊き出しの協力団体

炊き出しは、必要に応じ次の協力団体に協力を求める。

資料編　〔表〕４－９－２

3　食品の調達

(1) 調達担当

調達担当は、介護福祉班（介護福祉課）とする。

(2) 食料の確保

ア　市長は、住民が各家庭や職場で、平時から３日分（努めて１週間）の食料を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、町会等を通じて啓発する。また、備蓄にあたっては、家庭内循環備蓄（ローリングストック法）の推進に努める。

イ　住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄又は流通備蓄に努める。特に、粉ミルクや柔らかい食品・食物アレルギー対応食など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保について配慮する。

ウ　流通備蓄を確保するため、民間事業者等との間で災害時の食料調達に関する協定の締結を推進する。

(3) 米穀の調達

ア　応急用米穀

市長は、給食供給を必要とする事態が発生した場合、給食に必要な米穀の数量等を記載した申請書を知事に提出する。ただし、書類による提出が困難な場合は、電話等により申請し、事後速やかに申請書を知事に提出する。

イ　災害救助用米穀

市長は、直接農林水産省に対し、災害救助用米穀の緊急引渡しを要請した場合は、速やかに知事に連絡することとし、知事は必要な災害救助用米穀の数量等について農林水産省に連絡する。

ウ　米穀の調達先は、次のとおりである。

資料編　〔表〕４－９－３

(4) その他の食品及び調味料の調達

市長は、その他の食品及び調味料を次により調達する。

ア　パン、おにぎり、即席めん等の調達

市長は、パン、おにぎり、即席めん等の供給を行う必要がある場合、生産業者又は販売業者から求める。なお、地元調達ができない場合は、知事に斡旋を要請する。

イ　副食、調味料等の調達

市長は、副食、調味料等の供給を行う必要がある場合、副食、調味料等生産者又は販売業者から求める。なお、地元調達ができない場合は、知事に斡旋を要請する。要請により、知事は、農業・漁業団体及びその他の機関に協力を求め調達する。さらに必要に応じて、国や協定締結事業者等に要請して調達し、市に供給する。

ウ　副食、調味料等の調達先は、次のとおりである。

(ｱ) 弁当、パン、うどん麺類等製造所等

資料編　〔表〕４－９－４

(ｲ) 調味料等取扱所

資料編　〔表〕４－９－５

(ｳ) 調達、供給食料の集積場所

調達食料及び供給食料の集積場所は、次のとおりである。

資料編　〔表〕４－９－６

4　炊き出し及びその他の食品の配分

(1) 配分担当等

ア　食料品の配分担当は介護福祉班（介護福祉課）及び人事班（人事課）とし、岩木民生班及び相馬民生班はこれを応援する。また、必要により、市職員や各種団体の協力を得て行う。

イ　介護福祉班及び人事班、岩木民生班、相馬民生班の構成は次のとおりとする。

集　積　場　所	班　長	班　員	備　　考
市民会館	１名	３名	人事班
中央公民館	１名	３名	〃
千年公民館	１名	３名	〃
新和地区体育文化交流センター	１名	３名	〃
青森県武道館	１名	３名	介護福祉班
河西体育センター	１名	３名	〃
岩木庁舎	１名	３名	介護福祉班、岩木民生班
相馬庁舎	１名	３名	介護福祉班、相馬民生班

(2) 配分要領

市長は、指定避難所を開設した場合は、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、次により炊き出し及びその他の食品の配分を行う。

ア　炊き出しは、指定避難所内又はその近くの適当な場所を選定し実施する。また、給食施設等の利用が可能な場合は、できるだけ活用し、炊き出しを行う。

イ　炊き出しを実施するに当たっては、必要に応じ、弘前市町会連合会、弘前市連合婦人会、弘前市赤十字奉仕団、弘前地区婦人防火クラブ連絡協議会、自主防災組織、食生活改善推進員連絡協議会、ボランティア等の各種団体の協力を得て行う。

ウ　避難者等に供給する食料は、現に食し得る状態にある物とし、原材料（米穀、しょう油等）として供給することは避ける。

エ　避難者等に食料を配分する場合は、必要に応じ、組又は班等を組織し、責任者を定め、確実に人員を把握するなどの措置をとり、配分もれ又は重複支給がないよう適切に配分する。

オ　食料の配分に当たっては、良好な健康状態の確保のため、管理栄養士等の助言を得ながら、必要に応じて栄養バランスを考慮した配分行うこととする。

5　応援協力関係

市長は、自ら炊き出し及びその他の食品の給与の実施が困難な場合、炊き出し及びその他の食品の給与の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長に応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

6　その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第 10 節　給水

地震災害による水道施設の破損又は井戸等の汚染等により、飲料水を確保できない者に対して給水するための応急措置を講じるものとする。

１　実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が行う。

２　飲料水の供給方法等

(1) 給水担当

給水担当は上下水道班（上下水道部各課）とする。

(2) 給水対象者及び供給量

地震災害により、水道、井戸等の給水施設が破壊され、断減水、枯渇又は汚染したため、現に飲料水を得ることができない者に対し、備蓄飲料水を含め、最小限１人１日３リットル程度を確保するものとし、状況に応じ増量する。

また、被災者が求める給水量の経時的な増加や、医療機関等継続して多量の給水を必要とする施設への給水確保について配慮する。

(3) 給水期間

給水期間は、災害発生の日から原則として７日以内の期間とする。

(4) 給水方法

水道施設の被害の状況により、次の方法で給水する。また、給水可能数量の把握に努める。

ア　浄水施設や配水池に被害があり、配水池からの給水ができなくなった場合、配水池を緊急遮断し、給水施設を設けて給水所とする。（給水可能数量　満水時 27,731ｍ^3／日）

イ　配水管が部分的に破損した場合、緊急遮断装置等により配水管を部分的に遮断し、配水施設を設けて給水所とする。

ウ　消火栓を使用できるところでは、これを給水所とする。

エ　給水車、給水タンク、容器等を使用して必要水量を運搬し、給水する。（給水可能数量　92ｍ^3／日）

オ　井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽の水を浄水機等によりろ過し、化学処理をして飲料水を確保する。

※給水可能数量は、あくまでも目安である。

３　給水資機材の調達等

(1) 給水資機材の調達

ア　地域内の業者等とあらかじめ協議し、所要数量を確保する。

イ　市（上下水道部）が保有する給水資機材は、次のとおりである。

資料編　〔表〕４－１０－１

(2) 補給用水源

飲料水を確保するための補給用水源は、次のとおりである。

ア　浄水施設　　資料編　〔表〕４－１０－２

イ　配水施設　　資料編　〔表〕４－１０－２

４　給水施設の応急措置

地震災害により、給水施設が被害を受けた場合は、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図る。

(1) 復旧工事及び資材等の調達

応急復旧工事に当たっては、被害状況に応じ、「災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書」に基づき、弘前管工事業協同組合に対して協力を要請する。また、応急復旧資材等は、「災害時における水道施設の資機材提供に関する協定書」に基づき、青森県管工機材商業協同組合から調達するものとするが、必要と認めるときは、知事に対し資材及び技術者の斡旋を要請する。

(2) 応急措置の重点事項は次のとおりとする。

ア　有害物等の混入防止及び井戸等補給用水源の広報

イ　取水、貯水、導水、浄水、送水、及び配水施設の応急的な復旧工事又は保守点検

ウ　井戸水の滅菌使用その他飲料水最低量確保

エ　水道災害相互応援協定に基づく応援等による飲料水の最低量確保

オ　臨時給水所の広報

5　応援協力関係

(1) 市長は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合、飲料水の供給に要する人員及び給水資機材の確保について、「水道災害相互応援協定」に基づき、県（健康福祉部長）へ応援を要請する。

(2) 市長は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、必要に応じて知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

6　その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第 11 節　応急住宅供給

地震災害により住宅に被害を受け、自己の資力により住宅を確保することができないか、又は応急修理をすることができない被災者に対し、応急仮設住宅を建設し、又は被害住家を応急修理し、被災者を救済するものとする。

１　実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び被害住家の応急修理は、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が行う。

２　応急仮設住宅の建設及び供与

(1) 建設場所

応急仮設住宅の建設場所は、被災者が相当期間居住することを考慮に入れ、あらかじめ作成した建設予定地リストから次の事項に留意して土地を選定する。

なお、原則として公有地を選定し、やむを得ない場合には私有地を選定するが、後日問題が起こらないよう十分協議する。

ア　飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所

イ　相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所

ウ　被災者の生業の見通しがたつ場所

エ　二次災害のおそれがない場所

(2) 建設方法

建設は、建設業者に請け負わせて行う。

(3) 供与

ア　対象者

災害により、住宅が全壊（焼）し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保することができない者

イ　管理及び処分

(ｱ)　応急仮設住宅は、適切に維持管理するとともに、被災者に対し、一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることから、なるべく早い機会に他の住居へ転居できるよう住宅の斡旋を積極的に行う。

(ｲ)　応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、処分する。

(4) 運営管理

応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

(5) 市営住宅等、民間賃貸住宅等の活用

市は、関係機関と連携しながら、応急仮設住宅が建設されるまでの間、又は応急仮設住宅の建設に代えて、市営住宅等、民間賃貸住宅等の積極的な活用を図るものとする。

この際、当該住宅への避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

３　応急修理

被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅については、必要に応じて、住宅事業者の団体等と連携して、応急修理を実施する。

(1) 対象者

災害により住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(2) 応急修理の方法

ア　応急修理は、建設業者に請け負わせて行う。

イ　応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分に限るものとする。

４　建設方法、建築資材の調達及び建築技術者の確保

(1) 応急仮設住宅の建設等は、財産管理班（財産管理課）が担当し、原則として競争入札による請負とする。

(2) 建築資材の調達

応急仮設住宅の建設等に必要な建築資材は、市内の関係業者とあらかじめ協議し、調達する。

関係業者において資材が不足する場合は、知事に対し資材の斡旋を要請する。

(3) 建築技術者の確保

応急仮設住宅等の建設等に必要な建築技術者について、市内の組合等とあらかじめ協議し、確保する。

（参考）応急住宅関係各種団体一覧表　　資料編　〔表〕４－１１－１

5　住宅等の斡旋等

災害時における被災者用の住居として利用可能な市営住宅等や空き家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。

6　応援協力関係

市長は、自ら応急仮設住宅の建設又は住宅の応急修理が困難な場合、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理の実施又はこれに要する人員及び建築資材の確保について、市町村相互応援協定に基づき他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ応援を要請する。

7　その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第 12 節　遺体の捜索、処理、埋火葬

被災地の住民が地震災害により行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される場合の捜索、遺体の処理及び死亡者の応急的な埋火葬を実施するものとする。

１　実施責任者

(1) 災害時における遺体の捜索は、警察官の協力を得て、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が行う。

(2) 災害時における遺体の処理は、弘前警察署の協力を得て、市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社青森県支部長並びに知事から委任された市長）が行う。

(3) 災害時における遺体の埋火葬は、市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市長）が行う。

２　遺体の捜索

(1) 対象

行方不明の状態にある者で、次のような周囲の事情により、すでに死亡していると推定される者

ア　行方不明の状態になってから相当の期間（発生後３日）を経過している場合

イ　災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は壊滅してしまったような場合

ウ　災害発生後、ごく短時間のうちに引き続き当該地域に災害が発生した場合

(2) 遺体の捜索の方法

遺体の捜索は、警察官、消防職員及び消防団員等により捜索班を編成し、実施する。

なお、遺体の捜索に際しては、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、遺体の検案等が円滑に行われるよう事前に関係する医療機関と緊密な連絡をとる。

(3) 事務処理

災害時において、遺体の捜索を実施した場合は、次の事項を明らかにしておく。

ア　実施責任者

イ　遺体発見者

ウ　捜索年月日

エ　捜索地域

オ　捜索用資機材の使用状況（借上関係内容を含む。）

カ　費用

３　遺体の処理

(1) 対象

遺体の処理は、後記４の遺体の埋火葬の場合に準ずる。

(2) 遺体の処理の方法

ア　弘前警察署は、医師等の協力を得て、遺体の検視・遺体調査、身元確認等を行う。

イ　医療機関は、遺体の死因その他について医学的検査をする。

ウ　市は、遺体の識別、腐乱防止等のため、洗浄、縫合、消毒等を必要に応じて行う。

エ　大規模災害発生時に、多数の遺体が発生する事態に備えて、市は、県及び県警察と連携し、多数の遺体の検視及び一時保存が可能なイベント施設、公民館、体育館又は廃校等の屋内施設の確保に努める。

市は、遺体の身元確認又は埋火葬が行われるまでの間、当該屋内施設に遺体を一時保存するものとする。

(3) 事務処理

災害時において、遺体の処理をした場合は、次の事項を明らかにしておく。

ア　実施責任者

イ　死亡年月日

ウ　死亡原因

エ　遺体発見場所及び日時

オ　死亡者及び遺族の住所氏名

カ　洗浄等の処理状況

キ　一時収容場所及び収容期間

ク　費用

４　遺体の埋火葬

(1) 対象

災害時の混乱の際に死亡した者で、おおむね次の場合に実施する。

なお、埋火葬に伴う事務処理は迅速に行う。

ア　遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも、労力的にも、埋火葬を行うことが困難であるとき

イ　墓地又は火葬場が浸水又は流出し、個人の力では埋火葬を行うことが困難であるとき

ウ　経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ等が入手できないとき

エ　埋火葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者や幼少者等で埋火葬を行うことが困難であるとき

(2) 埋火葬の程度は応急的な仮葬であり、棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給、あるいは火葬、土葬又は納骨等の役務の提供によって実施する。

(3) 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時的保管を依頼し、縁故者がわかり次第、引き継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、無縁墓地に埋葬する。

(4) 火葬場所及び埋葬予定場所は、次のとおり定めておく。

資料編　〔表〕４－１２－１

(5) 事務処理

災害時において、遺体の埋火葬を実施する場合は、次の事項を明らかにしておく。

ア　実施責任者

イ　埋火葬年月日

ウ　死亡者の住所、氏名

エ　埋火葬を行った者の住所、氏名及び死亡者との関係

オ　埋火葬品等の支給状況

カ　費用

５　実施期間

災害発生の日から原則として１０日以内の期間で実施する。

６　応援協力関係

市長は、自ら遺体の捜索、処理、埋火葬の実施が困難な場合、遺体の捜索、処理、埋火葬の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ斡旋を依頼する。

７　その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第 13 節　障害物除去

地震災害により、土石、竹木等が住家又はその周辺に運ばれ、又は道路等に堆積した場合、また、道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生した場合、被災者の保護、災害の拡大防止及び緊急通行車両の通行のため障害物を除去するものとする。

１　実施責任者

(1) 住家等における障害物の除去は、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が行う。

(2) 道路、河川、鉄道における障害物の除去は、それぞれ道路管理者、河川管理者、鉄道事業者が行う。

２　障害物の除去

(1) 住家等における障害物の除去

ア　対象者

災害により、住家等が半壊し、又は床上浸水し、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では除去できない者

イ　障害物除去の方法

(ｱ) 障害物の除去は、自らの組織、要員、資機材を用い、又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。

(ｲ) 除去作業は、居室、台所、便所等日常生活に必要欠くことのできない場所に運びこまれた障害物に限るものとし、当面の雨風をしのぐ程度の主要物件の除去を行う応急的なものとする。

(2) 道路、河川、鉄道における障害物の除去

ア　道路における障害物の除去、当該道路の管理者が行い、交通の確保を図る。

(ｱ)　県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止 等を行うために必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(ｲ)　道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合であって、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は自ら車両の移動等を行う。

(ｳ)　国は道路管理者等である県及び市に対し、県は道路管理者等である市に対し、広域的な見地から緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、放置車両や立ち往生車両の移動が必要と認められるときは指示を行うことができる。

イ　河川における障害物の除去は、当該河川の管理者が行い、溢水の防止及び護岸等の決壊を防止する。

ウ　道路及び河川の管理者は、災害の規模、障害の内容等により、相互に協力し交通の確保を図る。

エ　鉄道における障害物の除去は、当該鉄道の事業者が行い、輸送の確保を図る。

３　除去した障害物の集積場所

除去した障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとする。

(1) 廃棄する障害物の集積場所は次のとおりとし、搬入に当たっては可能な限り分別して行うものとする。

資料編　〔表〕４－１３－１

(2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所とする。

４　資機材等の調達

市長は、障害物の除去に必要な資機材等を次により調達する。

(1) 障害物の除去に必要な資機材等は、実施機関所有のものを使用するほか、関係業者等から借り上げる。

(2) 障害物の除去を実施するための機械操作員は、資機材等に合わせて確保する。

作業要員の確保は、第４章第 18 節「労務供給」による。

(3) 障害物の除去に要する資機材等の現有状況は、次のとおりである。

資料編　〔表〕４－１３－２

５　応援協力関係

市長は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、障害物の除去の実施又はこれに必要な人員及び資機材等について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

また、道路管理者は、発災後の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業

協会等との協定の締結に努める。

6　その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第 14 節　被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与

地震災害により日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他生活必需品（以下「生活必需品」という。）を喪失し、又はき損、直ちに入手することができない状態にある者に対して給（貸）与するために応急措置を講じるものとする。

１　実施責任者

生活必需品等の確保・調達及び被災者に対する給（貸）与は、市長（災害救助法が適用された場合又は災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（以下「法外援護」という。）の適用基準に達した場合は、知事及び知事から委託された市長）が行う。

２　確保

(1) 県及び市は、住民が各家庭や職場で、平時から３日分の生活必需品を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、町会等を通じて啓発する。

(2) 市は、住民の備蓄を保管するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄又は流通備蓄に努める。

(3) 市は、流通備蓄を確保するため、民間事業者等との間で災害時の生活必需品の調達に関する協定の締結を推進する。

３　調達

(1) 調達担当

調達担当は、子育て支援班（子育て支援課）とする。

(2) 調達方法

市内の業者等から調達するものとするが、当該業者等が被害を受け調達できない場合は、県又は他市町村に応援を求め調達する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。また、避難所及び応急仮設住宅の暑さ・寒さ対策として、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮する。

資料編　〔表〕４－１４－１

(3)　調達物資の集積場所

調達物資及び義援による物資の集積場所は、市役所、支所、出張所、公民館、避難所のうちから、その都度適当な場所を選定するものとし、適当な場所が見当たらない場合は次のとおりとする。

資料編　〔表〕４－１４－２

４　給（貸）与

(1) 給（貸）与担当等

ア　給（貸）与担当は、子育て支援班（子育て支援課）とする。

イ　給（貸）与作業の実施は、次の構成により行うものとする。

管理者１名、協力員４名

(2) 対象者

災害により住家が全壊（焼）、流出、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受け、生活必需品を喪失、又はき損したため、日常生活を営むことが困難な者

(3) 給（貸）与する品目

原則として、次に掲げるもののうち、必要と認めた最少限度のものとする。

ア　寝具
イ　外衣
ウ　肌着
エ　身廻品
オ　炊事道具
カ　食器
キ　日用品
ク　光熱材料
ケ　高齢者、障がい者等の日常生活支援に必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。また、指定避難所及び応急仮設住宅の暑さ寒

さ対策として、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮する。

(4) 配分方法

市は、指定避難所を開設した場合、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品等を給（貸）与する。

5　応援協力関係

市長は、自ら生活必需品等の給（貸）与の実施が困難な場合、生活必需品等の給（貸）与の実施又はこれに要する人員及び生活必需品等の調達等について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

6　その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。なお、法外援護が適用された場合の対象者、期間、経費は、法外援護による。

第 15 節　医療、助産及び保健

地震災害により医療、助産及び保健機構が混乱し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合、あるいは被災者の保健管理が必要な場合において、医療、助産及び保健措置を講じる。

１　実施責任者

被災者に対する医療、助産及び保健措置は、関係機関の協力を得て市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社青森県支部長並びに知事から委任された市長）が行う。

２　医療、助産及び保健の実施

(1) 対象者

ア　医療の対象者は、災害のため医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者

イ　助産の対象者は、災害のため助産の途を失った者で現に助産を要する状態の者

ウ　保健の対象者

(ｱ) 災害のため避難した者で、指定避難所における環境不良等により健康を害した者

(ｲ) 健康回復のため、適切な処置等が必要な者

(ｳ) 不安、恐怖感等がある者で応急的に保健指導を行う必要がある者

(ｴ) 指定避難所における栄養の偏りにより、健康状態の悪化が見みられる者

(2) 範囲

ア　診察

イ　薬剤又は治療材料の支給

ウ　処置、手術その他治療及び施術

エ　病院、診療所又は介護老人保健施設への入院、入所

オ　看護、介護

カ　助産（分べん介助等）

キ　健康相談指導、衛生指導及び精神保健相談指導

ク　栄養相談指導

(3) 実施方法

ア　医療

病院班（市立病院）が健康づくり推進班（健康づくり推進課）と協議の上、救護班を編成して医療に当たるものとするが、トリアージタッグを有効に活用しながら負傷程度を識別し、重症患者等で設備、資材等の不足のため救護班では医療を実施できない場合には、病院又は診療所に移送して治療する。また、介護等を必要とする高齢者等については、医師の判断により介護老人保健施設に移送して看護・介護する。

イ　助産

上記アに準ずる。

ウ　保健

原則として、救護班により巡回保健活動に当たるが、医療及び助産を必要とする場合には、救護所、病院、又は診療所に移送する。

(4) 救護班の編成

医療、助産及び保健は、原則として医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師及び管理栄養士等による救護班を医師会をはじめ関係機関の協力を得て編成し行う。救護班は、医師１名、看護師（保健師を含む。）３名、補助事務員１名で編成するが、救護班の数及び分担区域については、災害の程度に応じて適宜増員するものとし、市長が決定する。

(5) 救護所の設置

救護所の設置場所は、その都度適当な場所を選定するものとし、適当な場所が見当たらない場合は次のとおりとする。

資料編　〔表〕４－１５－１

３　医薬品等の調達及び供給

(1) 医薬品等の調達は、病院班（市立病院）において、市内の関係業者から調達し、救護班に支給する。

資料編　〔表〕　４－１５－２

(2) 市内において医薬品等が不足する場合は、知事又は近隣市町村長に対し、調達・斡旋を要請する。

４　救護班等の輸送

救護班等の輸送は、第４章第 17 節「輸送対策」による。

５　医療機関等の状況

市内の医療機関及び助産所の状況は、次のとおりである。

医療機関等の状況　　資料編　〔表〕４－１５－３

６　応援協力関係

市長は、市内の医師等をもってしても医療、助産及び保健の実施が困難な場合、医療、助産及び保健の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣（助産を除く。）や、必要に応じて災害時派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を含め応援を要請する。

また、市は、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な情報について、市を応援する県保健所の保健師等と情報連携することとし、県は、保健所等において、保健師等が収集した被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の整理及び分析を行い、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な調整を行うこととする。

７　その他

災害救助法が適用された場合の医療及び助産に係る対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第 16 節　被災動物対策

地震災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講じるものとする。

１　実施責任者

災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て市が行う。

２　実施内容

(1) 指定避難所における動物の適正飼養

市は、指定避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに必要な措置を講じる。

(2) 特定動物の逸走対策

特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、市、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

３　応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。

第 17 節　輸送対策

地震災害時において、被災者並びに災害応急対策の実施のために必要な人員、物資及び資機材等を迅速かつ確実に輸送するために必要な車両等を調達し、実施するものとする。

１　実施責任者

災害時における輸送力の確保等は、関係機関の協力を得て市長（災害救助法が適用された場合は、知事又は知事から委任された市長）が行う。

２　実施内容

(1) 車両の調達

輸送対策担当は、財産管理班（財産管理課）とする。

市は、自ら所有する車両（資料編　〔表〕４－１７－１）により輸送を行うものとするが、不足する場合は次の順序により調達する。

ア　公共的団体の車両

イ　運送業者等営業用の車両（資料編　〔表〕４－１７－２）

ウ　その他の自家用車両

(2) 輸送の対象

災害応急対策の実施に必要な人員、物資及び資機材等の輸送のうち、主なものは次のとおりとする。

ア　被災者の避難に係る輸送

イ　医療、助産及び保健に係る輸送

ウ　被災者の救出に係る輸送

エ　飲料水供給に係る輸送

オ　救援物資の輸送

カ　遺体の捜索に係る輸送

(3) 輸送の方法

応急対策活動のための輸送は、被害状況、救援物資等の種類、数量、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策等に係る緊急度及び地域の交通量を勘案して、最も適切な方法により行う。

なお、各災害現場を想定した輸送ネットワークを形成するため、道路、飛行場等緊急輸送を行う上で必要な施設及びトラックターミナル、卸売市場、道の駅等輸送拠点を把握しておく。

ア　車両による輸送

本計画に基づき、車両を確保し輸送を行うが、車両が不足し、又は確保できない場合は、他市町村又は県に応援を要請する。

イ　鉄道による輸送

道路の被害等により、車両による輸送が不可能な場合、又は鉄道による輸送が適切な場合は、県が鉄道事業者に要請し、鉄道輸送を行う。

ウ　航空機による輸送

陸上交通が途絶した場合、又は緊急を要する輸送等の場合は、県が県防災ヘリコプターにより航空輸送を行うか、必要に応じ、消防庁又は自衛隊に応援を要請する。

なお、航空機輸送の要請を行うときは、次の事項を明らかにする。

(ｱ) 航空機使用の目的及びその状況

(ｲ) 機種及び機数

(ｳ) 機関及び活動内容

(ｴ) 離着陸地点又は目標地点

また、ヘリコプター離着陸場所を次のとおり定めておく。

離着陸地点	管理者	所　在　地	面　積	周囲の状況
岩木川河川敷	局　長※	悪戸	100m ×100m	河川敷グラウンド
東目屋中学校グラウンド	校　長	桜庭字清水流	50m ×80m	校庭・岩木川左岸
弘前市運動公園	市　長	豊田二丁目	100m ×100m	陸上競技場
岩木山百沢スキー場駐車場	市　長	百沢東岩木山国有林内	78m ×100m	原野
相馬小学校	校　長	黒滝字二ノ松本	16,786m^2	水田

※国土交通省東北地方整備局長

エ　人夫等による輸送

車両、鉄道及び航空機による輸送が不可能な場合は、人夫等により輸送を行う。

(4) 緊急通行車両の事前届出制度の活用

市は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用が予定される車両について、県公安委員会に事前に届出をしておく。

緊急通行車両（輸送用のみ抜粋）　　資料編　〔表〕４－１７－３

3　災害時における車両の移動

(1)　道路管理者は、放置車両等が発生した場合において緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めたきは、その管理道路について区間を指定し、当該放置車両等の運転手に対して移動命令を行うものとする。こ場合において、運転手等がいない場合は道路管理者自ら車両の移動等を行うものとする。

(2)　道路管理者は、自ら車両等の移動を行う場合にやむ得ない限度で当該車両等を破損することができる。

(3)　市は、 緊急通行車両のルートを確保するため必要があると認めたときは、国道路管理者、県又は高速自動車に対し必要な要請を行う。

4　応援協力関係

市長は、市内において輸送力を確保できない場合又は不足する場合は、次の事項を明示し輸送の応援を要請する。

要請は、市町村相互応援協定に基づく他の市町村長への応援又は知事へ自衛隊の災害派遣を含めた応援について行う。

(1)　輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む。）

(2)　輸送を必要とする区間

(3)　輸送の予定日時

(4)　その他必要な事項

5　その他

災害救助法が適用された場合の輸送費、期間については、災害救助法施行細則による。

第 18 節　労務供給

地震災害時において応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な人員の動員、雇上げ及び奉仕団の協力等により災害対策要員を確保するものとする。

１　実施責任者

(1) 市が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇用は、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が行う。

(2) 市が実施する災害応急対策に必要な奉仕団の活用は、市長が行う。

２　実施内容

(1) 災害応急対策の実施に当たっては、日赤奉仕団、青年団、女性団体及びその他ボランティア団体等の活用を図る。

(2) 奉仕団の編成及び従事作業

ア　奉仕団の編成

奉仕団は、日赤奉仕団、青年団、女性団体及びその他ボランティア団体等の各種団体をもって編成する。

イ　奉仕団の従事作業

奉仕団は、主として次の作業に従事する。

(ｱ) 炊き出し、その他災害救助活動への協力
(ｲ) 清掃、防疫
(ｳ) 災害応急対策用の物資、資材の輸送及び配分
(ｴ) 応急復旧作業現場における軽易な作業
(ｵ) 軽易な事務の補助

ウ　奉仕団との連絡調整

災害時における奉仕団との協力活動については、市長又は日本赤十字社青森県支部長が連絡調整を図る。

エ　日赤奉仕団、ボランティア団体等の現況

市内における日赤奉仕団、ボランティア団体の現況は、次のとおりである。

資料編　〔表〕４－１８－１

(3) 労務者の雇用

ア　労務者が行う応急対策の内容

(ｱ) 被災者の避難支援
(ｲ) 医療救護における移送
(ｳ) 被災者の救出（救出する機械等の操作を含む。）
(ｴ) 飲料水の供給（供給する機械等の操作及び浄水用医薬品等の配布を含む。）
(ｵ) 救援物資の整理、輸送及び配分
(ｶ) 遺体の捜索及び処理

イ　労務者の雇用は、原則として弘前公共職業安定所を通じて行う。

ウ　労務者の雇用を依頼する場合は、次の事項を明らかにする。

(ｱ) 労務者の雇用を要する目的
(ｲ) 作業内容
(ｳ) 所要人員
(ｴ) 雇用を要する期間
(ｵ) 従事する地域
(ｶ) 輸送、宿泊等の方法

エ　労務者の宿泊施設予定場所は、次のとおりとする。

資料編　〔表〕４－１８－２

３　技術者等の従事命令等

災害時において応急対策を実施する上で技術者等の不足、又は緊急の場合は、関係法令に基づき従事命令又は協力命令を執行し、災害対策要員を確保する。

関係法令に基づく従事命令等の対象となる作業等は、次のとおりである。

関係法令に基づく従事命令等の対象となる作業等

区分	対象になる作業	執行者	根拠法令	種類	対象者	公用令書	費用	
							実費弁償	損害補償
1	災害応急対策作業 (1) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 (2) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 (3) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 (4) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 (5) 緊急輸送の確保に関する事項 (6) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項	知事 (市町村長)	災害対策基本法第71条第1項 (〃 第72条第2項)	従事命令	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師、助産師又は看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工、左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 (6) 鉄道事業者及びその従業者 (7) 軌道経営者及びその従業者 (8) 自動車運送事業者及びその従業者 (9) 船舶運送業者及びその従業者 (10) 港湾運送業者及びその従業者	公用令書を交付(様式県施行細則第９条、第１１条)	県施行細則に定める額を支給	災害救助法施行令に定める額を補償
				協力命令	救助を要する者及びその近隣の者			
2	災害救助作業 被災者の救護、救助その他保護に関する事項	知事	災害救助法第７条第１項	従事命令	１と同じ		県施行細則に定める額を支給	
		東北運輸局長	災害救助法第７条第２項		輸送関係者 (1の(6) ～(10) に掲げる者)	公用令書を交付		
		知事	災害救助法第８条	協力命令	１と同じ	１と同じ		
3	災害応急対策作業 消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置に関する事項	市町村長	災害対策基本法第65条第1項	従事	市町村の区域内の住民又は応急措置の実施すべき環境にある者			市町村条例で定める額を補償 (「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」中、消防作業従事者、水防作業従事者に係る規定の定める額)
		警察官 海上保安官	災害対策基本法第65条第2項					
		災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害対策基本法第65条第3項					
4	消防作業	消防吏員 消防団員	消防法第29条第5項	従事	火災の現場付近にある者			３に同じ
5	水防作業	水防管理者 水防団員 消防機関の長	水防法第24条	従事	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者			３に同じ

４　労務の配分計画等

(1) 労務配分担当は人事班（人事課）とする。

(2) 労務配分方法

ア　各応急対策計画の実施担当責任者は、労務者等の必要がある場合は、労務の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、人事班長に労務供給の要請を行う。

イ　人事班長は、労務供給の円滑な運営を図るため、所要人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。

５　応援協力関係

(1) 職員の派遣要請及び斡旋要求

ア　市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合、職員の派遣について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事又は指定地方行政機関の長に職員の派遣を要請する。

イ　市長は、要請先に適任者がいないなどの場合は、知事へ職員の派遣について斡旋を求める。

(2) 応援協力

市長は、応急対策を実施するための労働力が不足する場合、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ応援を要請する。

６　その他

災害救助法が適用された場合の労務者の雇用等に係る人夫費、期間については、災害救助法施行細則による。

第 19 節　防災ボランティア受入・支援対策

地震災害時において市の内外から参加する多種多様な防災ボランティアが効果的に活動できるよう、防災関係機関及びボランティア関係団体等の連携により、防災ボランティアの円滑な受入体制を確立するものとする。

１　実施責任者

地震災害時における防災ボランティアの受入れや支援等は、弘前市社会福祉協議会等関係機関の協力を得て、市長が行う。

２　防災ボランティアセンターの設置

市は、地震災害が発生し、弘前市社会福祉協議会等関係機関と協議して、防災ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置を必要と判断した場合は、速やかにセンターを設置し、防災ボランティア活動が円滑かつ効果的に実施できるよう必要な支援を行う。センターには、状況に応じて日本赤十字社青森県支部弘前市地区が参画する。

(1) センターの役割

ア　市災害対策本部との連絡調整を行う。

イ　被災地の前線拠点として、被災者ニーズを把握する。また、そのための相談窓口（電話）等を設置する。

ウ　防災ボランティア活動参加者のニーズを把握する。

エ　被災者ニーズと防災ボランティアニーズのコーディネートを行う。

オ　被災地の状況を把握、分析し、被災者がどのような支援を必要としているのかを情報発信する。

カ　防災ボランティア活動用資材の調達を行う。

キ　指定避難所での運営支援及び救援物資の仕分け・配布を行う。

(2) 情報収集と情報発信

センターは、被災地の最前線にある情報拠点として被災状況やニーズ情報を発信する役割も担うことから、適切な支援を受けて防災ボランティア活動を展開していくための被害情報、避難情報、必要物資情報等を収集し、収集した情報を整理し、その対応を行う市、県など関係機関へ情報提供する。

(3) センターの運営

センターは、災害の規模及び被災地の状況等を勘案して順次運営要員を確保しながら、必要な担当部署を編成し、効率的に組織する。

なお、センターの運営に関しては、防災ボランティアへの対応やコーディネートに関する知識や経験を有する地元ボランティア団体等と十分な協議・調整を行い、防災ボランティアに主体的な役割や運営を任せる。

(4) その他

災害時において、センターが速やかに効率的に機能するよう、適宜センターの設置・運営マニュアルを定めておく。

３　応援協力関係

(1) 市は必要に応じてセンターの施設を提供するとともに、活動物資の保管や救援物資の仕分け等ができる施設の提供に協力する。

(2) 市は、避難状況、指定避難所開設状況、ライフラインの復旧状況、交通規制や公共交通の復旧状況等の災害情報を、センター等に適時適切に提供を行う。

(3) 市等の関係機関は、自発性に基づく防災ボランティアの特性を尊重し、相互理解を図り、連携・協力する。

(4) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

第 20 節　防疫

地震災害時において生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等による感染症の発生を未然に防止するため、防疫措置及び予防接種等を実施するものとする。

１　実施責任者

地震災害時における感染症予防のための防疫措置等は、関係機関の協力を得て、市長が行う。

２　災害防疫実施要綱

(1) 防疫班の編成

環境管理班（環境管理課）は、災害時において防疫対策を実施するため、次のとおり市職員、奉仕団、臨時の作業員等をもって防疫班を編成するなど、必要な防疫組織を設ける。

班名	人員	業務内容	備考
防疫班 １～４班	１班当たり ３名	感染症予防のための防疫措置	・班数及び人員は、災害の規模に応じたものとする。 ・１～４班の班員数及び防疫資材については、次表のとおり。

区　分		構　成		業　務　内　容	備　考
		班長	班員		
計画班		１名	２名	貨物自動車及び薬剤の調達、情報の収集及び薬剤配布計画の樹立	・収容に当たっては、特別班を編成する。 ・各班は状況に応じて共同作業を実施し、又は中南地域県民局地域健康福祉部保健総室の指示に従う。
配布班	１班	１名	２名	配布計画に基づき、被災区域を巡回し、当該町会長又は町会衛生部長宅に薬剤の必要量を一括配布する。 １世帯当たりの配布基準は次のとおりとする。 ・床上浸水　逆性せっけん　200cc （塩酸ﾍﾞﾝｻﾞﾙｺﾆｳﾑ液） 消石灰　2kg／坪 ・床下浸水　消石灰　1kg／坪	
	２班	１名	２名		
	３班	１名	２名		

(2) 予防教育及び広報活動

知事の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは関係機関の協力を得て住民に対する予防教育の徹底を図るとともに、広報車等の活用など広報活動の強化を図る。

(3) 消毒方法

ア　「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号。以下この節において「法」という。）第２７条の規定により、知事の指示に基づき消毒を実施し、実施に当たっては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」（平成 10 年厚生省令第 99 号。以下この節において「規則」という。）第１４条に定めるところに従って行う。

イ　薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

ウ　冠水家屋に対しては、各戸に消石灰等消毒剤を配付し、排水後家屋の消毒を行うよう指導する。

(4) ねずみ族、昆虫等の駆除

法第２８条の規定により、知事が定めた地域内で知事の命令に基づき実施し、実施に当たっては、規則第１５条に定めるところに従って行う。

(5) 物件に係る措置

法第２９条の規定に基づき必要な措置を講じることとし、実施に当たっては規則第１６条に定めるところに従って行う。

(6) 生活の用に供される水の供給

ア　法第３１条の規定により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行う。

イ　生活の用に供される水の供給に当たっては、配水器の衛生的処理に留意する。

ウ　生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

(7) 患者等に対する措置

ア　被災地において、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに中南地域県民局地域健康福祉部保健総室へ連絡する。

イ　臨時の予防接種は、知事の指示により実施する。
ウ　感染症指定医療機関は次のとおりである。

感染症指定医療機関（第２種）	所　在　地	電　話	病床数
弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町53	33-5111	６床

(8) 指定避難所の防疫指導等
指定避難所は、学校の体育館などが指定されている場合が多く、多数の避難者を受入れるため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いことから、防疫活動を実施するが、この際施設の管理者を通じ自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の徹底を図る。

(9) 報告
ア　被害状況の報告
警察、消防等関係機関の協力を得て被害状況の把握に努め、被害状況の概要、発生患者等の有無及び人数、災害救助法適用の有無その他参考となる事項について、速やかに中南地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告し、必要な指示を受ける。
イ　防疫活動状況の報告
災害防疫活動を実施したときは、速やかに中南地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告する。
ウ　災害防疫所要見込額の報告
災害防疫に関する所要見込額は、速やかに中南地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告する。
エ　防疫完了報告
災害防疫活動が終了したときは、速やかに中南地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告する。

(10) 記録の整備
災害防疫に関し、次の書類を整備しておく。
ア　被害状況報告書
イ　防疫活動状況の報告
ウ　防疫経費所要見込額調及び関係書類
エ　消毒方法に関する書類
オ　ねずみ族、昆虫駆除等に関する書類
カ　生活の用に供される水の供給に関する書類
キ　患者台帳
ク　防疫作業日誌

(11) 防疫用器具、機材等の整備
防疫用器具等については、普段から整備・点検し、また、調達先についてもあらかじめ定めるとともに、備蓄している物品はいつでも使えるよう随時点検を行う。

(12) 防疫用薬剤の調達先
防疫用薬剤の調達先は表に掲げる業者とするが、調達不能の場合は、知事に斡旋を要請する。
防疫用薬剤の調達先　　資料編　〔表〕４－２０－１

(13) その他
災害防疫に関し必要な事項については、本計画によるほか、災害防疫の実施について（昭和４０年５月１０日衛発第３０２号厚生省公衆衛生局長通知）の「災害防疫実施要綱」による。

3　応援協力関係
(1) 市長は、知事の実施する臨時予防接種の対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。
(2) 市長は、自ら防疫活動の実施が困難な場合、防疫活動の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

第 21 節　廃棄物等処理及び環境汚染防止

地震災害時において、被災地の環境衛生の保全のため、ごみ、し尿及び死亡獣畜の処理業務及び環境モニタリング調査等を行うものとする。

１　実施責任者

被災地におけるごみ、し尿及び死亡獣畜の処理及び知事が行う環境モニタリング調査等への協力は、市長が行う。

２　応急清掃

(1) ごみの処理

ア　ごみの収集及び運搬

市の収集車両及び作業要員並びにごみ収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して、被災地と指定避難所のごみ収集・運搬に当たるが、被害甚大等の理由により収集・運搬が困難な場合は、運輸業者、建設業者等の車両を借り上げ、迅速かつ適切に収集・運搬する。

イ　ごみの処分

(ｱ) 可燃性のごみは、市等のごみ処理施設において焼却処分する。

(ｲ) 焼却施設を有する事業所は、その施設を利用して処分する。

(ｳ) 不燃性のもので再資源化ができないごみは、市等の最終処分場に運搬し、埋立処分する。

(ｴ) 処理施設の稼働状況に合わせた分別区分設定による再資源化ができず、焼却処理等ができない場合又は焼却等処理能力を上回るごみが発生した場合は、他の市町村等のごみ処理施設及び最終処分場に委託して処分する。

ウ　災害廃棄物の処理

発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集・運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じるものとする。

(2) し尿の処理

し尿の収集・運搬及び処分

ア　し尿収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して被災地で緊急を要する地域を優先的に実施する。

イ　し尿の収集は、各戸の便所が使用可能になるよう配慮し、必要に応じて２～３割程度のくみ取りを実施する。

ウ　収集したし尿は、し尿処理施設で処分し、処理能力を上回る場合又は施設が使用不可能なときは、他の市町村等のし尿処理施設に委託して処理する。

(3) 災害廃棄物処理班の編成等

ごみ及びし尿の清掃は、市、委託業者、許可業者等により実施するが、災害により委託が不可能である場合又は緊急を要する場合は、次の災害廃棄物処理班を編成し実施する。

ア　ごみ処理班（班員は業者及び消防団員を充てる。なお、班員の内１名は主任である。）

班　名	責　任　者	班　員	機械器具等	地域分担	処　理　場
第１班	環境管理班長 （環境管理課長）	２５人	ごみ収集車　８台	市街地区	可燃性のごみ ・弘前地区環境整備センター ・南部清掃工場 不燃性のごみ ・弘前市埋立処分場
第２班		２５人	ごみ収集車　８台	市街地区	
第３班		１９人	ごみ収集車　６台	田園地区	
第４班		１９人	ごみ収集車　６台	田園地区	

イ　し尿処理班（班員は業者及び消防団員を充てる。なお、班員の内１名は班長である。）

班　名	責　任　者	班　員	機械器具等	地域分担	処　理　場
第１班	許可業者	６人	し尿収集車　５台	随　時	津軽広域クリーンセンター
第２班		１３人	し尿収集車　９台		
第３班		４人	し尿収集車　２台		
第４班		１２人	し尿収集車　５台		

(4) ごみ及びし尿処理施設の選定

ごみ及びし尿の処理施設は、次のとおり選定しておく。

資料編　〔表〕４－２１－１

(5) 死亡獣畜の処理

災害時において死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊の死体（家畜伝染病予防法等関係法令に係るものを除く。））の処理を必要とする場合は、所有者に対し、一般廃棄物である死亡獣畜の処理に必要な廃棄物処理法上の許可等を有する死亡獣畜取扱場に搬送し、処理することを指導する。

なお、搬送が不可能な場合は、中南地域県民局地域健康福祉部保健総室に相談した上で適切な方法で搬送する。

3　収集運搬資機材の調達

収集運搬資機材は、市所有のもののほか、市内関係業者所有のものを借り上げるものとする。

廃棄物収集・運搬車両の調達先は次のとおりである。

資料編　〔表〕４－２１－２

4　応援協力関係

市長は、自ら廃棄物等処理業務の実施が困難な場合、当該業務の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ関係機関への応援協力依頼を要請する。

また、市は必要に応じて「災害時における廃棄物の収集運搬に関する協定」、「災害時における仮設トイレの設置及びし尿の収集運搬に関する協定に基づき、弘前環境管理協同組合又は株式会社津軽衛生公社に協力を要請する。

5　環境汚染防止

市長は、大気汚染に関しては、調査地点の選定、検体の採取等、県が行う調査に協力し、水質汚濁に関しては、必要に応じ、事業者の指導、環境モニタリングなど必要な措置を講じる。

第 22 節　被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定

被災建築物の応急危険度判定を実施し、余震等による被災建築物の倒壊、落下物に伴う二次災害を未然に防止する。また、被災宅地の危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより宅地の二次災害を軽減・防止する。

１　実施責任者

余震等による二次災害を防止するための被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定は、県等関係機関の協力を得て、市長が行う。

２　応急危険度判定

市長は、建築物及び宅地の被災状況を現地調査の上、危険度を判定し、判定結果を表示することにより、建築物及び宅地の所有者等に注意を喚起する。

３　応急危険度判定体制の確立

市長は、建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定のため、県が行う被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成・登録に協力する。

４　応援協力関係

市長は、自ら又は市内の被災建築物応急危険度判定士によっても建築物の応急危険度判定の実施が困難な場合及び被災宅地危険度判定士によっても宅地の危険度判定の実施が困難な場合、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ応援を要請する。

第 23 節　金融機関対策

地震災害時において、広範囲にわたり甚大な被害が発生したときは、金融機関等の業務の円滑な遂行により被災住民の当面の生活資金を確保するため、必要な応急措置を講じるものとする。

１　実施責任者

市長は、金融機関が行う円滑な通貨供給の確保等に協力するものとする。

２　応援協力関係

市長は、罹災者による預金払戻し等に必要な罹災証明書の円滑な発行に努める。

第 24 節　文教対策

地震災害が発生した場合において、児童生徒等の生命、身体の安全を確保するとともに、応急の教育を実施するために必要な応急措置を講じるものとする。

１　実施責任者

(1) 市立学校等の応急の教育対策は、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）及び市教育委員会が行う。

(2) 災害発生時の学校等内における児童生徒等の安全確保など必要な措置は、校長が行う。

(3) 私立学校等の応急の教育対策は、その設置者が行う。

２　実施内容

(1)　地震に関する警報・情報等の把握並びに避難の指示

ア　校長は、地震災害が発生した場合は、関係機関との連携を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努めるとともに、各学校等であらかじめ定めた計画により避難の指示を与える。

イ　特別支援学級が設置されている学校の校長は、児童生徒等への指示や伝達の困難さと行動の不自由さによる精神的動揺、混乱等を防止するため、合図等に工夫するほか、重度障害児の避難は、教職員が背負うなど十分配慮してあらかじめ定めた計画により避難の指示を与える。

(2)　教育施設・設備等の確保及び応急の教育の実施

市教育委員会及び私立学校等の管理者は、県教育委員会及び県（総務学事課）との連携のもと、次により教育施設を確保し、応急の教育を実施する。

ア　校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。

イ　校舎の被害が相当に大きいが、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で授業を行う。（分散授業又は二部授業を含む。以下、エ及びオの授業についても同様とする。）

ウ　校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不可能であるが、数日で復旧できる場合は、臨時休校とし、自宅学習の指導をする。

エ　校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合で、市内の文教施設が使用可能な場合は、当該文教施設において授業を行う。

オ　校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合で、市内の文教施設が使用不可能な場合は、公民館等の公共施設や近隣市町村の文教施設で授業を行う。また、児童生徒等が他地域へ集団避難した場合は、その地域の文教施設で授業を行う。

なお、各学校ごとの代替予定施設をあらかじめ定めておくものとする。

資料編　〔表〕４－２３－１

カ　校舎が指定避難所として利用されているため授業を行う場所が制限されている場合は、その程度に応じ上記アからオまでに準じて授業を行う。

(3)　臨時休校等の措置

児童生徒等が平常どおり登校することにより、又は授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保に支障を来すおそれがある場合には、次により臨時休校等の措置をとる。

なお、授業開始時刻以前に臨時休校等の措置をとる場合は、保護者及び児童生徒等への周知に努める。

ア　市立学校等

市教育委員会又は各学校長があらかじめ定めた基準により行う。ただし、各学校長が行う場合は速やかに市教育委員会に報告する。

イ　私立学校等

校長が、各学校等で定めた基準により行う。

(4)　学用品の調達及び給与

市長は、児童生徒が学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障があると認めるときは、次により学用品を調達し、給与する。

ア　給与対象者

災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水の被害を受け、学用品を喪失し、又は損傷し、就学に支障を来した小学校児童（義務教育学校の前期課程の児童を含む。）及び中学校生徒（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程の生徒を含む。）とする。

イ　学用品の種類等

(ｱ)　教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの

(ｲ)　文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要と認めるもの

ウ　学用品の調達

市教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

(ｱ) 教科書の調達

教科書は、教科書取次店又は教科書供給所から調達する。

(ｲ) 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、次の業者等から調達する。なお、市教育委員会において調達が不可能な場合は、県教育委員会に対し斡旋を依頼し、確保する。

資料編　〔表〕４－２３－２

エ　給与の方法

(ｱ) 市教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、校長を通じ対象者に配付する。

(ｲ) 校長は、配布計画を作成し、保護者の受領書を徴し、配付する。

(5) 被災した児童生徒等の健康管理

被災した児童生徒等の健康管理として、臨時の健康診断や心の健康問題を含む健康相談を行う。特に精神的に不安定になっている児童生徒等に対して、学校医の指導の下に養護教諭や学級担任など全教職員の協力を得ながら、必要に応じて心のケアや地域の医療機関等との連携による健康相談等を行う。

(6) 学校給食対策

ア　校長及び市教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設・設備等について、市と協議し、速やかに復旧措置を講じる。

イ　学校給食用物資は、公益財団法人青森県学校給食会（電話 017-738-1010）及び関係業者の協力を得て確保する。

(7) 社会教育施設及び社会体育施設の応急対策

被災社会教育施設及び社会体育施設は、応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行う。

(8) 文化財対策

文化財は、貴重な国民的財産であることに鑑み、次のような応急対策を実施するものとする。

ア　文化財に被害が生じた場合、その所有者又は管理者は、応急の防災活動、搬出等により文化財の保護を図るとともに、被害状況を速やかに調査し、その結果を市教育委員会を経由して県教育委員会に報告する。

イ　市教育委員会は被災文化財の被害拡大を防ぐため、県教育委員会と協力して応急措置を講じる。

ウ　被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が県教育委員会及び市教育委員会の指導・助言により必要な措置を講じる。

3　教育施設の現況

(1) 学校施設の状況

資料編　〔表〕４－２３－３

(2) 学校以外の教育施設の状況

資料編　〔表〕４－２３－４

4　応援協力関係

(1) 教育施設及び教職員の確保

ア　市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、教育施設及び教職員の確保について、他の市町村教育委員会又は県教育委員会へ応援を要請する。

イ　私立学校等管理者は、自ら学校教育の実施が困難な場合、教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の確保について、他の私立学校管理者、市町村教育委員会又は県（総務学事課）へ応援を要請する。

(2) 教科書・学用品等の給与

市長は、自ら学用品の給与の実施が困難な場合、学用品等の給与の実施について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ応援を要請する。

5　その他

災害救助法が適用された場合の学用品の給与についての対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第 25 節　警備対策

地震災害時において住民の動揺等による不測の事態及び犯罪を防止し、被災地における公共の安全と社会秩序の維持を図るために警備対策を行うものとする。

１　実施責任者

災害時における警備対策は、弘前警察署長が、市、自主防犯組織及び防災関係機関の協力を得て行う。

２　災害時における措置等

災害が発生し、又は災害による被害が発生するおそれがある場合、速やかに警備体制を確立し、次の活動を基本として運用する。

(1) 災害関連情報の収集及び伝達
(2) 被災者の救出救助及び避難誘導
(3) 行方不明者の捜索及び遺体の見分
(4) 被災地における交通規制
(5) 被災地における社会秩序の維持
　ア　弘前警察署は独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。
　イ　災害に便乗した犯罪の取締や被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。
　ウ　暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努め、関係行政機関、被災市、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。
(6) 被災地における広報活動

第 26 節　交通対策

地震災害時において交通の安全、交通の確保及び交通の混乱防止のため、交通施設の保全及び交通規制等を行うものとする。

１　実施責任者

(1) 被害を受けた道路の応急措置は道路管理者が行う。

(2) 交通の危険を防止するための交通規制等の措置は、弘前警察署長と道路管理者等が連携して実施する。

２　陸上交通に係る実施内容

(1) 道路等の被害状況等の把握

ア　道路管理者等は、道路の破損、決壊等の被害状況及び交通に支障を及ぼすおそれのある危険箇所を早急に調査把握する。

イ　道路管理者等は、地域住民、自動車運転者等から被害情報の通報があったときは、所管するものについて速やかに調査確認するとともに、他の管理者に属するものについてはそれぞれの管理者に通報する。

(2) 道路の応急措置

ア　道路管理者は、道路の被害が比較的少なく、応急措置により早期に交通の確保が得られる場合は、補修等の措置を講じる。

イ　道路管理者は、応急復旧に長期間を要する場合は、被害箇所の応急対策と同時に付近の適当な場所を一時的に代替道路として開設する。

ウ　道路管理者は、被害が広範囲にわたり被災地域一帯が交通途絶状態になった場合は、同地域で道路交通確保に最も効果的で、かつ比較的早期に応急復旧できる路線を選び、集中的な応急措置を実施することにより、緊急交通の確保を図る。

エ　道路管理者は、道路占有工作物（電力、ガス、上下水道、電話）等に被害があることを知った場合は、それぞれの関係機関及び所有者にその安全確保措置を命じる。

(3) 道路管理者の交通規制

道路管理者は、災害により道路・橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合及び災害時における交通確保のため必要があると認められた場合は、交通の禁止・制限、う回路、代替道路の設定等を実施する。

なお、通行の禁止・制限の実施に当たっては、道路管理者は県警察と相互に連絡協議の上、青森県公安員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知する。緊急を要し、あらかじめ青森県公安委員会に通知するいとまがなかったときは、事後速やかにこれらの事項を通知する。

(4) 応援協力関係

市は、自ら応急工事の実施が困難な場合、知事へ応急工事の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他の市町村長へ応援を要請する。

第 27 節　電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

地震災害が発生した場合において、日常生活及び社会・経済活動上欠くことのできない電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設の各施設（以下「各施設」という。）を防護し、その機能を維持するため、応急措置（応急復旧措置を含む。）を講じる。

１　実施責任者

(1) 地域内における各施設の応急対策は、それぞれの事業者が行う。

(2) 市長は、応急措置が必要と認めた場合、各事業者（事業所）に応急措置を要請するとともにその実施に協力する。

２　応急措置の要領

応急措置については、各施設の事業者とあらかじめ協議した内容により実施する。

(1) 電力施設応急措置【東北電力㈱弘前電力センター】

ア　応急復旧

災害時には、社員及び工事会社を動員するとともに、工事会社及び他電力会社との相互融通により復旧資材を確保し、迅速に応急復旧を行う。また、送電ルートの切替え等により電力供給確保に努める。

イ　協定及び県、他市町村等への協力要請

復旧仮設用用地、資機材置場及び臨時駐車場については、「災害時における電力復旧応援隊の受入れの協力に関する協定」によるほか、協定によりがたい場合、又は協定によっても確保が困難な場合は、県、他市町村等へ協力を要請する。

ウ　電力融通

災害が発生し、電力需要に著しい不均衡が予想される場合は、必要により各電力の緊急融通を行う。

エ　二次災害の予防措置

(ｱ) 災害の拡大防止

移動無線、保安電話などによる連絡体制の強化を図るとともに、的確な初期対応により災害の拡大防止を図る。

(ｲ) 危険予防

災害時においても、電力供給継続を原則とするが、警察・消防機関等から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

オ　広報

被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次の事項についてテレビ、ラジオ、新聞等を通じて広報を行うほか、広報車等により直接当該地域への周知を図る。

(ｱ) 停電に関する広報

停電による社会不安除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。

(ｲ) 公衆感電事故防止に関する広報

公衆感電事故を防止するため、特に次の事項について広報を行う。

a　無断昇柱、無断工事をしないこと。

b　電柱の倒壊折損、電柱の断線垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに東北電力㈱コールセンターに通報すること。

c　断線垂下している電線に絶対さわらないこと。

d　送・配電線及びその他の電気工作物に接近している樹木の伐採や倒壊建造物等を除去するときは、速やかに東北電力㈱コールセンターに連絡すること。

カ　その他必要と認める事項

(2) ガス施設応急措置【弘前ガス㈱】

ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安についての基本的事項について「保安規程」に定めガス工作物の保安の確保に万全を期する。

ガス工作物には地中部が多いこと、二次災害防止の観点よりガスの漏えいは許されないことから、ガス工作物が地震の被災を受けた場合の被害を食い止めるため、「地震対策規則」を定める。台風、洪水、火災その他非常の場合の措置については、「地震対策規則」に準じる。

ア　体制確立

(ｱ) 地震、台風、洪水、火災その他による広範囲にわたるガス工作物の被害及びガスによる二次災害の防止、軽減及び早期復旧を図るため、緊急措置及び復旧活動のための組織、人員、器材及び図面等の整備を図るとともに、迅速な対応ができるよう体制を確立する。

(ｲ) 災害の発生が予想され又は発生した場合には、必要に応じ対策本部を招集する。なお、地震が発

生し、気象庁の発表した震度階級が４以上の場合は対策本部を招集するとともに、あらかじめ定められた職員が自動出動する。

イ　要員及び資機材等の確保

(ｱ) 災害時の動員により、応急処理あるいはガス漏れ通報の受付に携わる職員については、「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」を中心とした教育を実施する。

(ｲ) 災害及び事故等の発生時の被害を最小限にするための応急措置に必要な資機材及び早期復旧を図るために必要な資機材を備えておく。

(ｳ) あらかじめ関連の工事会社等に災害防止のための人員や資機材の提供に関する協力体制を確立しておく。

ウ　安全広報

(ｱ) 平時には災害発生時の広報活動ができるだけ円滑に行えるよう準備しておくとともに、発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中及び復旧完了時の各時点において、その状況に応じた広報活動を行う。

(ｲ) 災害発生後、ガス供給を継続する地区のお客様に対しては、必要に応じて保安確保のための広報活動を行う。

エ　その他必要と認める事項

(3) 上水道施設応急措置【弘前市上下水道部】

ア　体制確立

あらかじめ定められた動員計画（第２章第３節「動員計画」）に基づき、迅速な初動体制確立のため職員が参集し配備に就くとともに、指揮命令系統及び情報の収集・伝達体制を確立する。

イ　要員及び資機材の確保

災害発生時はそれぞれの勤務場所に出勤し、被害の情報収集を実施するとともに、必要な資機材、給水用具等について、指定給水装置工事事業者及び青森県管工機材商業協同組合を通じて確保に努める。

ウ　安全広報

市災害対策本部を通じて各種報道機関による広報を行うとともに、広報車を利用し断減水及び応急給水の時間、場所などの広報を実施する。

エ　応援協力関係

上水道施設の被害状況に応じた復旧作業計画を作成し、復旧作業の順序を定めて、「災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書」及び「災害時における水道施設の資機材提供に関する協定書」に基づき、弘前管工事業協同組合及び青森県管工機材商業協同組合へ応援を要請して、応急復旧を実施する。

また、市長は、自ら早期復旧が困難な場合、早期復旧に要する人員及び資機材の確保について、「水道災害相互応援協定」に基づき、県（健康福祉部長）へ応援を要請する。

(4) 下水道施設応急措置（農業集落排水施設含む。）【弘前市上下水道部】

ア　復旧体制

あらかじめ定められた組織体制に従うほか、被災施設の機能回復を図るため、復旧計画を早急に策定し、工事施工業者等と連絡を密にして緊急体制をとる。

イ　情報収集及び安全広報

(ｱ) 災害発生時には、下水道施設の被害状況を把握するため、あらかじめ定められた組織体制により、各施設の調査点検を早急に実施する。

(ｲ) 被害状況及び復旧状況について市災害対策本部へ連絡するとともに、下水道施設の利用制限や措置状況等利用者の利便に関する事項について報道機関の協力を得て広報を行う。

ウ　応急対策

(ｱ) 管渠施設

被災時には管渠施設の機能を確保し、排水の万全を期するため汚水、雨水のそ通・排除に支障のないよう応急復旧を実施する。

(ｲ) ポンプ場、下水処理場、農業集落排水処理施設

被災時には予備機器への切替えを迅速に行い、また、停電時には非常用自家発電装置により運転を行うなど処理機能の低下、停止を防止する。

エ　応援協力関係

下水道施設の被害状況に応じた復旧作業計画を作成し、復旧作業の順序を定めて「災害時における下水道施設の復旧支援に関する協定」及び「災害復旧支援協力に関する協定」に基づき、公益社団法人日本下水道管路管理業協会及び一般社団法人日本下水道施設管理業協会へ応援を要請して、被災状況の調査及び応急復旧を実施する。また、市長は、自ら早期復旧が困難な場合、早期復旧に要する人員及び資器材の確保について応急復旧に要する人員及び資機材の確保について、「下水道事業におけ

る災害時支援に関するルール」に基づき、県（都市計画部）に支援要請を行う。

オ　その他必要と認める事項

(5) 電気通信設備応急措置【東日本電信電話㈱青森支店】

ア　体制確立

災害により、電気通信設備が被害を受け、又はおそれがあるときは、東日本電信電話㈱青森支店において定める災害等対策実施細則に基づき、情報連絡室又は災害対策本部を設置する。

イ　情報収集及び連絡

(ｱ) 電気通信設備の被害状況を把握するとともに、関係機関から気象、交通、道路、河川及び電気等の状況に関する情報を収集する。

(ｲ) 電気通信設備の被害及び復旧状況は、市災害対策本部、関係機関及び報道機関等へ通報する。

ウ　災害対策用機器、車両の確保

災害発生時において通信サービスを確保し、又は被害を迅速に復旧するため、必要に応じて次に掲げる機器及び車両等を配備する。

(ｱ) 非常用衛星通信装置
(ｲ) 非常用無線装置
(ｳ) 非常用交換装置
(ｴ) 非常用伝送装置
(ｵ) 非常用電源装置
(ｶ) 応急ケーブル
(ｷ) 災害対策指揮車
(ｸ) 雪上車及び特殊車両
(ｹ) その他応急復旧用諸装置

エ　要員、災害対策用資材の確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において電気通信設備の被害を防御し、又は被害の拡大を防止するため、平時から要員、次に掲げる資機材等を確保する。

(ｱ) 出動要員の確保
(ｲ) 災害対策用資材、器具、工具、消耗品の確保
(ｳ) 食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品の確保

オ　電気通信設備等及び災害対策用資機材の整備点検

電気通信設備等及び災害対策用資機材等の数量を常に把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

(ｱ) 電気通信設備の防水、防風、防雪、防火、又は耐震の実施
(ｲ) 可搬型無線機等の災害対策用機器及び車両
(ｳ) 予備電源設備、及び燃料、冷却水等
(ｴ) その他防災上必要な設備及び器具等

カ　電気通信設備及び回線の応急復旧措置

電気通信設備に災害等が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。

キ　通信そ通に対する応急措置

災害等により電気通信サービスを停止し、又は通信が著しく輻輳した場合、臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置、及び臨時公衆電話の措置を実施する。

ク　通信の優先利用

災害が発生した場合において取り扱う災害時優先電話の利用又は非常電報、緊急電報を優先して取り扱う。

ケ　通信の利用制限

災害が発生し、電話が著しく輻輳した場合は重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。

コ　災害対策機器による通信の確保

サ　災害用伝言ダイヤルの運用

シ　特設公衆電話の設置

ス　広報

災害が発生した場合、通信のそ通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況を広報するなど、通信のそ通ができないことによる社会不安解消に努める。

セ　その他必要と認める事項

(6) 放送施設応急措置【ＮＨＫ、ＲＡＢ、ＡＴＶ、ＡＢＡ、エフエム青森、アップルウェーブ】

ア　実施責任者

日本放送協会青森放送局、青森放送株式会社、株式会社青森テレビ、青森朝日放送株式会社、

株式会社エフエム青森、アップルウェーブ株式会社

イ　実施内容

(ｱ) 放送施設対策

災害時において、放送施設に障害が発生し、平時の運用が困難となったときは、原則として次の措置により放送送出の確保に努める。

ａ　放送機等障害時の措置

放送機などの障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切り替え、災害関連番組の送出継続に努める。

ｂ　中継回線障害時の措置

一部中継回線が断線したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線、他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

ｃ　放送障害時の措置

災害のため、放送局の放送所から放送継続が不可能になったときは、他の臨時の放送所を開設し、放送の継続に努める。

(ｲ) 視聴者対策

日本放送協会は、災害時における受信の維持・確保のため次の対策を講じる。

ａ　受信設備の復旧

被災した受信設備の取扱いについて告知放送するとともに、受信設備応急復旧班を組織し、受信相談、被災受信設備の復旧を行う。

ｂ　避難所等での放送受信の確保

避難所その他有効な場所での災害関連放送の受信を確保するため、受信機の貸与・設置などの対策を講じる。

ウ　その他必要と認める事項

第 28 節　石油燃料供給対策

地震災害時において、石油燃料供給不足に直面した場合でも、住民の安全や生活の確保、適切な医療等の提供、ライフライン等の迅速な復旧を行う施設・緊急車両等に必要な石油燃料が供給できるよう、必要な応急措置を講じるものとする。

１　実施責任者

災害時の石油燃料供給対策に資する、平時からの住民への情報提供及び災害時の燃料供給対策等については、市長が県石油商業組合中弘南支部及び一般財団法人青森県エルピーガス協会等と連携して行う。

２　実施内容

(1) 国・県・市及び事業者は、関係機関相互の連携により、災害時における石油燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。

(2) 市長は、本計画に基づき石油燃料を調達するものとするが、石油燃料の不足が顕著で、県石油商業組合中弘南支部等と調整しても調達できない場合は、近隣の県石油商業組合各支部に対して石油燃料確保に係る調整を依頼する。当該調整によっても確保できない場合は、知事（商工政策課）に応援を要請する。

３　応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

また、市は必要に応じて「災害時における液化石油ガス及び応急対策資機材の調達に関する協定」に基づき、一般財団法人青森県エルピーガス協会に協力を要請する。

第 29 節　危険物等災害応急対策

地震災害が発生した場合において、危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒物・劇物施設、放射線使用施設の被害（放射性物質の大量の放出による被害を除く。）の拡大を防止し、又は最小限にとどめるとともに、二次災害の発生を防止するため、以下次のとおり応急対策を講じる。また、施設の関係者及び周辺住民に対する危険防止を図るため、必要な措置を行う。

１　実施責任者

(1) 災害時における危険物等による災害の防止のために必要な応急措置は、市長、消防長及び知事が行う。

(2) 危険物等の施設の所有者、管理者又は占有者は、災害時における危険物等の保安措置を行う。

２　情報の収集・伝達

危険物等災害が発生した場合、情報の収集・伝達は、次のとおりとする。関係機関は災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、危険物等に係る事故で、次のものについては、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（『火災・災害等即報要領』）

(1) 死者（交通事故によるものを除く）又は行方不明者が発生したもの

(2) 負傷者が５名以上発生したもの

(3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、５００平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

(4) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

ア　河川への危険物が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

イ　５００キロリットル以上のタンクから危険物等の漏えい等

(5) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近の住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

(6) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

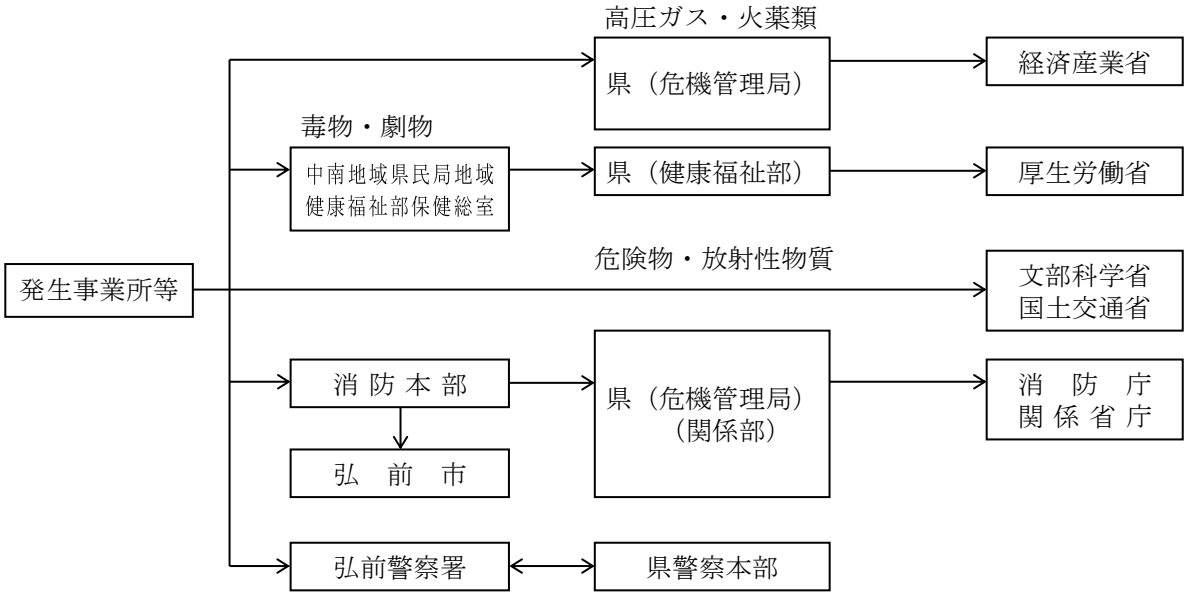

３　活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

４　危険物施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 危険物施設の所有者、管理者、占有者の措置

ア　施設が危険な状態になったときは、直ちに石油類等の危険物を安全な場所に移し、あるいは注水冷却するなどの安全措置を講じる。

イ　消防本部及び弘前警察署に直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

ウ　自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動等を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動等を実施する。

エ　消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して誘導するとともに、消防機関に対し、爆発性、引火性又は有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動に協力する。

(2) 市長又は消防長の措置

ア　知事へ災害発生について、直ちに通報する。

イ　製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者、占有者に対して、危険物施設の設備等の基準に適合させるよう命じ、又は施設の使用の停止を命ずる。

　また、公共の安全の維持、又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、施設の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。

ウ　危険物施設の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

エ　警防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ関係事業所及び関係公共団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。

　なお、消火活動等を実施するに当たっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

オ　火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村（消防機関）に対して応援を要請する。

カ　さらに消防力等を必要とする場合は、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要な資機材の確保等について応援を要請する。

(3) 弘前警察署の措置

　知事へ災害発生について直ちに通報するとともに、危険物施設の所有者、管理者、占有者に対し必要な警告を発し、特に緊急を要する場合は、危険防止のため通常必要と認められる措置をとるよう命じ、又は自らその措置を講じる。また、市（弘前地区消防事務組合）職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命令する。なお、この場合は、その旨市（弘前地区消防事務組合）へ通知する。

5　高圧ガス施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 高圧ガス施設の管理者、占有者の措置

ア　高圧ガス施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に少量ずつ放出する。また、充てん容器が危険な状態になったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の安全措置を講じる。

イ　知事、弘前警察署及び消防本部に対し、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(2) 市長又は消防長の措置

　上記４の危険物施設の場合に準じた措置（ただしイを除く。）を講じる。

(3) 弘前警察署の措置

　上記４の危険物施設の場合に準じた措置を講じる。

6　火薬類施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 火薬類施設又は火薬類の所有者、占有者の措置

ア　火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ見張り人をつけ、移す余裕のない場合には水中に沈め、あるいは火薬庫の入口等を密閉し、防火措置等安全な措置を講じる。

イ　知事、弘前警察署及び消防本部に対し、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難じるよう警告する。

(2) 市長又は消防長の措置

　上記４の危険物施設の場合に準じた措置（ただしイを除く。）を講じる。

(3) 弘前警察署の措置

　上記４の危険物施設の場合に準じた措置を講じる。

7　毒物・劇物施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 毒物・劇物営業者の措置

　毒物・劇物施設等が災害により被害を受け、毒物・劇物が飛散・漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、危害防止のための応急措置を講じるとともに、中南地域県民局地域健康福祉部保健総室、弘前警察署、消防本部に対し災害発生について直ちに通報し、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(2) 市長又は消防長の措置

ア　火災に際しては、施設の防火管理者との連携を密にして、施設の延焼防止、汚染区域の拡大を防止する。
イ　大量放出に際しては、関係機関と連携をとり、被災者の救出救護、避難誘導を実施する。
(3) 弘前警察署の措置
上記４の危険物施設の場合に準じた措置を講じる。

8　放射線使用施設にに係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等
(1) 放射線使用施設の管理者の措置
ア　災害の発生について速やかに文部科学省、原子力規制委員会、弘前警察署、消防本部に通報する。
イ　施設の破壊による放射線源の露出、流出等の防止を図るため、施設の点検要領を定めて緊急措置を講じる。
ウ　被害拡大防止措置を講じる。
エ　放射線治療中の被災者から他の者が被曝しないよう措置を講じる。
(2) 市長又は消防長の措置
放射線源の露出（密封線源）、流出（非密封線源）等について速やかに知事に報告し、被害状況に応じ危険区域の設定等、被害拡大防止等の措置を講じる。
(3) 弘前警察署の措置
知事や消防機関と連携し、住民に対する広報、避難誘導、立入禁止区域の警戒及び交通規制等の措置を講じる。

9　医療活動
医療活動については第４章第15節「医療、助産及び保健」により実施する。
医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を行い、必要に応じて他の医療機関等に協力を求める。

10　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第４章第17節「輸送対策」及び同章第26節「交通対策」により実施する。
関係機関は、交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

11　危険物等の大量流出に対する応急対策
(1) 弘前地区消防事務組合は、危険物等が大量流出した場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。
(2) 弘前警察署は、危険物等が大量流出した場合、市と連携し避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制を行うほか防除活動を行う。

12　施設、設備の応急復旧活動
専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行う。

13　災害広報・情報提供
災害時の広報については、第４章第４節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

14　災害復旧
物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画をあらかじめ定め、迅速かつ円滑に、また、環境に配慮しつつ、被災した施設等の復旧事業を行う。また、災害復旧に当たっては可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努める。

15　応援協力関係
(1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。
(2) 自衛隊の災害派遣要請については、第４章第31節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第 30 節　相互応援協定等に基づく広域応援協力

地震等の大規模災害が発生した場合において応急対策活動を円滑に実施するため、地方公共団体相互の広域応援対策を講じるものとする。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の締結も考慮する。

１　実施責任者

締結した協定に基づく災害応急対策を実施するために必要な人員、資機材等の確保及び連絡調整等は、市長が行う。

２　応援の要請等

(1) 市長は、市内において大規模災害が発生し、市独自では十分に被災者の救援等の応急措置を実施できない場合は、次により応援を要請する。

ア　消防並びに水道施設の早期復旧及び給水の確保を除く応急措置については、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、他の協定締結市町村へ応援を要請する。

イ　消防については、「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等へ応援を要請する。

ウ　水道施設の早期復旧及び給水の確保については、「水道災害相互応援協定」に基づき、水道災害救援本部長（県健康福祉部長）へ応援を要請する。

(2) 市長は、必要に応じ、広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都道府県の緊急消防援助隊による応援等について、知事から消防庁長官へ要請するよう求める。

(3) 市長は、他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料を交換するほか、連絡・要請の手順の確認、応援機関の活動拠点の整備等、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整え、他の市町村等の応援の受入体制を確立しておく。

(4) 市長は、知事、指定地方行政機関の長、指定公共機関の長又は指定地方公共機関の長から応急措置の実施を要請され、又は労務、施設、物資の確保等について応援を求められた場合は、特別な理由がない限り、直ちに必要な対策を講じるものとする。

(5) 協定の締結状況

協　定　の　名　称	締結年月日	締結機関	応援内容
消防相互応援協定 （市単独）	昭和 30 年 7 月 15 日 昭和 30 年 7 月 15 日 昭和 30 年 7 月 16 日 昭和 30 年 7 月 18 日 昭和 30 年 7 月 18 日 昭和 30 年 7 月 25 日 昭和 30 年 7 月 25 日 昭和 30 年 7 月 27 日 昭和 41 年 4 月 1 日 昭和 41 年 4 月 1 日 昭和 41 年 4 月 1 日 昭和 41 年 4 月 1 日 昭和 41 年 7 月 21 日	鰺ヶ沢町 鶴田町 田舎館村 旧平賀町（平川市） 旧尾上町（平川市） 板柳町 藤崎町 西目屋村 黒石市 大鰐町 旧木造町（つがる市） 五所川原市 森田村	火災、水災、その他
消防相互応援協定 （消防事務組合）	昭和 54 年 9 月 11 日	青森(事)、黒石(事)、旧平賀・尾上(事)（平川市消防）	火災、救急、その他
	平成 25 年 11 月 29 日	鹿角広域行政組合	高速道路における火災、救急、その他
	平成 18 年 9 月 1 日	青森(事) 他５本部・12市町村	火災、その他消防業務
	平成 30 年 5 月 11 日	大館市	火災、救急、その他
青森県消防 相互応援協定	平成 28 年 3 月 1 日	青森県内40市町村 ９一部事務組合（※）	災害、火災、救急救助
鉄道災害に関する協定	平成 28 年 3 月 26 日	11一部事務組合（※） 鉄道事業者	青森県内で運行する鉄道の駅構内及び軌道敷地内における災害及び鉄道沿線にお

協　定　の　名　称	締結年月日	締結機関	応援内容
			ける火災
災害時における青森県市町村相互応援に関する協定	平成 30 年 12 月 6 日	青森県及び県内40市町村	災害 （テロ等を含む。）
水道災害相互応援協定	昭和 44 年 4 月 1 日	青森県及び67市町村	災害

（事）：消防事務組合
（※）：消防事務組合又は消防を含む一部事務組合

3　防災関係機関等の応援協力

市長は、災害時において応急活動、復旧活動等が円滑に行われるよう、防災関係機関、関連事業者等と次のとおり協定を締結しているが、今後も体制強化のため協定締結の推進を図る。

協定の名称	締結年月日	締　結　機　関	応援内容
災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書	平成18年7月20日	弘前管工事業協同組合 資料編〔定〕４－２８－１	応急復旧工事
災害時における水道施設の資機材提供に関する協定書	平成18年7月20日	青森県管工機材商業協同組合 資料編〔定〕４－２８－２	資機材提供
災害時の医療救護活動に関する協定	平成19年11月20日	一般社団法人弘前市医師会 資料編〔定〕４－２８－３	医療救護
災害時における応急対策業務の協力に関する協定	平成19年11月20日	弘前建設業協同組合 資料編〔定〕４－２８－４	障害物除去 応急復旧工事
災害時における建築物等の解体撤去に関する協定	平成19年11月20日	青森県解体工事業協会 津軽支部 資料編〔定〕４－２８－５	建築物の解体 災害廃棄物の撤去
災害時等における放送に関する協定	平成19年12月19日	アップルウェーブ株式会社 資料編〔定〕４－２８－６	コミュニティＦＭ放送を通じた災害情報等の提供
災害時における電力復旧応援隊受け入れの協力に関する協定	平成20年5月28日	東北電力株式会社弘前営業所 資料編〔定〕４－２８－７	電力復旧に係る応援隊の受け入れ施設（場所）の提供
災害時における電気設備等の応急復旧活動に関する協定	平成22年3月19日	弘前地区電気工事業協同組合 資料編〔定〕４－２８－８	電気設備等の応急復旧
災害時における物資の供給に関する協定	平成23年5月13日	株式会社イトーヨーカ堂 資料編〔定〕４－２８－９	物資の供給
災害時における飲料水の供給に関する協定	平成23年9月22日	みちのくコカ・コーラボトリング株式会社 資料編〔定〕４－２８－１０	飲料水の供給
災害時における物資供給に関する協定	平成23年12月26日	ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター 資料編〔定〕４－２８－１２	物資の供給
災害時における市有施設等への燃料の優先供給に関する協定	平成24年2月17日	青森県石油商業組合中弘南支部 資料編〔定〕４－２８－１３	市有施設等への燃料の優先供給
災害時の情報交換に関する協定	平成24年2月15日	国土交通省東北地方整備局 資料編〔定〕４－２８－１４	情報交換

協定の名称	締結年月日	締　結　機　関	応援内容
災害時の通信設備復旧等の協力に関する協定	平成24年5月24日	株式会社ＮＴＴドコモ株式会社東北支社青森支店 資料編〔定〕４－２８－１５	通信設備の復旧
災害時における建築物等の解体撤去に関する協定	平成24年7月3日	一般社団法人青森県解体工事業協会 資料編〔定〕４－２８－１６	建築物等の解体撤去
災害時における食料供給に関する協定	平成24年11月9日	弘前仕出し商組合 資料編〔定〕４－２８－１７	食料の供給
災害時における飲料品の供給に関する協定	平成25年1月25日	ダイドードリンコ株式会社東北第二営業部 株式会社菊池商店 資料編〔定〕４－２８－１８	飲料品の供給
福祉避難所の確保に関する協定	平成25年3月27日	４８法人 資料編〔定〕４－２８－１９	福祉避難所
災害時における液化石油ガス及び応急対策資機材の調達に関する協定	平成26年3月26日	一般社団法人青森県エルピーガス協会 資料編〔定〕４－２８－２０	液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達
災害時における廃棄物の収取運搬に関する協定	平成27年3月16日	弘前環境管理協同組合 資料編〔定〕４－２８－〇	廃棄物収集運搬
災害時における仮設トイレの設置及びし尿の収集運搬に関する協定	平成27年3月26日	株式会社津軽衛生公社 資料編〔定〕４－２８－〇	仮設トイレ設置及びし尿収集運搬
災害時における物資等の優先供給に関する協定	平成27年8月4日	つがる弘前農業協同組合 資料編〔定〕４－２８－〇	物資の優先供給
無人航空機等による災害応急対策活動（撮影・画像解析等）に関する協定	平成28年3月29日	アジア航測株式会社 〔資料編〔定〕４－２８－〇	災害応急対策活動（撮影・画像解析等）
災害時における一時避難施設利用に関する協定	平成28年12月26日	一般財団法人愛成会　弘前愛成会病院 資料編〔定〕４－２８－〇	一次避難施設利用
災害時における食料の供給に関する協定	平成29年3月27日	幸山兼栄（レストランポム） 資料編〔定〕４－２８－〇	食料の供給
災害時における物資等の流通拠点及び供給に関する協定	平成29年7月4日	弘果　弘前中央青果株式会社 資料編〔定〕４－２８－〇	物資等の流通拠点及び供給
災害時における捜索犬の出動に関する協定	平成30年1月16日	定特定非営利活動法人北東北捜索犬チーム 資料編〔定〕４－２８－〇	捜索犬の出動
災害時における地図製品等の供給に関する協定	平成30年3月20日	株式会社ゼンリン青森営業所 資料編〔定〕４－２８－〇	地図製品の供給

第 31 節　自衛隊災害派遣要請

地震災害が発生した場合において、人命又は財産の保護のために特に必要と認められる場合には、自衛隊法(昭和２９年法律第１６５号）第８３条の規定に基づく自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

１　実施責任者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要請手続については、市長が行う。

２　災害派遣の要件等

(1) 要件

地震災害が発生した場合において、人命又は財産の保護のため（公共性）、地方防災機関等では明らかに能力が不足すると判断され、かつ、自衛隊の人員、装備、機材によらなければ（非代替性）、その救援及び応急復旧が時機を失することとなる場合（緊急性）。

(2) 派遣活動の内容は、おおむね次のとおりとする。

ア　被害状況の把握
イ　避難の援助
ウ　遭難者等の捜索救助
エ　水防活動
オ　消防活動
カ　道路又は水路の啓開、障害物の除去
キ　応急医療、救護及び防疫
ク　人員及び物資の緊急輸送
ケ　炊飯及び給水
コ　救援物資の無償貸付、譲与
サ　危険物の保安又は除去
シ　その他必要に応じ、自衛隊の能力で対応可能な上記以外の措置

３　災害派遣の要請手続

(1) 要請連絡先

市長は、次の自衛隊災害派遣要請権者に対し、災害派遣の要請をするよう求める。

ア　災害全般　　知事
イ　航空災害　　東京航空局三沢空港事務所長

なお、上記災害派遣の申し出をした場合は、災害の状況について最寄りの指定部隊（弘前駐屯地）の長等（第３９普通科連隊長（電話８７－２１１１））に通報する。

また、市長は、知事への要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を最寄りの指定部隊の長（第３９普通科連隊長（電話８７－２１１１））に通知する。

災害派遣要請先

弘前市　陸上自衛隊弘前駐屯地司令　（第３９普通科連隊長）　電話　０１７２－８７－２１１１

(2) 市長の知事に対する自衛隊派遣要請の要求手続

ア　市長は、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊災害派遣を要請するよう求めることができる。

イ　市長は、知事へ要請ができない場合には、その旨及び市の地域に係る災害の状況を災害派遣命令者（指定部隊の長：弘前駐屯地司令（第３９普通科連隊長））に通知することができる。この場合、市長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

ウ　派遣の要請は文書によるものとし、次の事項を明らかにする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等によるものとし、事後速やかに文書を提出する。

・災害の状況及び派遣を要請する事由
・派遣を希望する期間
・派遣を希望する人員、車両、航空機等の概数
・派遣を希望する区域及び活動内容
・その他参考となるべき事項

（参考）自衛隊災害派遣要請様式　　資料編〔様〕２７

(3) 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で人命救助が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自主的に部隊等を派遣する。

４　派遣部隊の受入体制の整備

市長は、知事等から災害派遣の通知を受けたときは、次のとおり、派遣部隊の受入体制を整備する。

(1) 派遣部隊の人員数及び到着日時、場所その他の決定事項の確認
(2) 派遣部隊との連絡責任者の決定
(3) 宿舎又は宿営地及び宿営に関する物資の準備
(4) 使用資機材等の準備
(5) 駐車場所、ヘリコプター離着陸場所の選定

ア　ヘリコプター離着陸場所

離着陸地点	管理者	所　在　地	面　積	周囲の状況
岩木川河川敷	局　長※	悪戸	100m ×100m	河川敷グラウンド
東目屋中学校グラウンド	校　長	桜庭字清水流	50m ×80m	校庭・岩木川左岸
弘前市運動公園	市　長	豊田二丁目	100m ×100m	陸上競技場
岩木山百沢スキー場駐車場	市　長	百沢東岩木山国有林内	78m ×100m	原野
相馬小学校	校　長	黒滝字二ノ松本	16,786m^2	水田

※国土交通省東北地方整備局長

イ　車両駐車場所

弘前駐屯地内又は派遣部隊の指揮官と協議の上選定した場所

(6) その他必要な事項

５　派遣部隊の撤収

市長は、他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援等を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、撤収について知事等に要請する。

（参考）　自衛隊災害派遣撤収要請　　資料編　〔様〕２８

６　経費の負担

市長が負担する経費は、次を基準とする。

(1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
(2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるために通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
(3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊以外の資材、機材等の調達、借上げ及びそれらの運搬、修理費
(4) 県道路公社が管理する有料道路の通行料

７　その他

災害発生時に、自衛隊の応援部隊等を迅速かつ円滑に受け入れることができるよう、市長は、知事及び自衛隊の協力を得て、あらかじめ活動拠点候補地（付帯施設を含む。）を整理し、平時から適切な情報共有体制を構築しておく。

第 32 節　県防災ヘリコプター運航要請

地震災害時において、災害応急対策活動、火災防御活動、救助活動及び救急活動を迅速かつ的確に行うため、県防災ヘリコプターの運航要請に関し定めるものとする。

１　実施責任者

県防災ヘリコプターの運航要請は、市長及び消防長が行う。

２　運航要請の要件

(1) 公共性　　災害等から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害軽減を図る目的であること
(2) 緊急性　　差し迫った必要性があること
(3) 非代替性　県防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと

３　活動内容

(1) 災害応急対策活動
　ア　被害状況の偵察、情報収集等
　イ　救援物資、人員等の搬送
　ウ　災害に関する情報、警報等の伝達等災害広報等
(2) 火災防御活動
　ア　林野火災における空中消火
　イ　偵察、情報収集
　ウ　消防隊員、資機材等の搬送等
(3) 救助活動
　ア　中高層建築物等の火災における救助等
　イ　山岳遭難及び水難事故等における捜索・救助
　ウ　高速自動車国道及び自動車専用道路上の事故救助等
(4) 救急活動
　交通遠隔地からの傷病者搬送等

４　運航要請の方法

運航要請は、次の事項を電話等により通報した後、速やかに青森県総合防災情報システムにより行う。

(1) 災害の種別
(2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
(3) 災害発生現場の気象状況
(4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
(5) 県防災ヘリコプターが離着陸する飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
(6) 応援に要する資機材の品目及び数量
(7) その他必要な事項

５　受入態勢

市長又は消防長は、県防災ヘリコプターの運航要請をしたときは、知事（防災危機管理課）と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次に掲げる受入態勢を整える。

(1) 離着陸場所の確保及び離着陸場所周辺の警備等の安全確保対策
(2) 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への引継手配
(3) 空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保
(4) その他必要な事項

第５章　災害復旧対策計画

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るために講ずべき措置は次のとおりとする。

第１節　公共災害復旧事業

災害により被害を受けた公共施設の復旧のため、次のとおり災害復旧手続体制を確立の上、災害復旧事業計画を作成し、実施するものとする。

１　災害復旧手続体制の確立

(1) 市長は、公共施設に災害が発生したときは、直ちにその概要を電話その他の方法をもって県の関係部局に報告するとともに、県に準じて次の体制を整備するとともに、県と十分打ち合わせ、協議の上、迅速、適切な災害復旧対応をする。

ア　本庁舎と支所等との連絡を密にし、それぞれ報告責任者を定めておくこと

イ　災害が発生した場合、本庁舎等の責任者は、できるだけ早く被害箇所を巡視し、復旧工法の適否を確認すること

ウ　被害箇所については、被災から査定申請までの経緯が分かるように事務処理を行っておくこと

エ　査定を受けるための体制を確立しておくこと

(2) 指定地方行政機関は、所管する公共施設に災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に即応できる体制を整備しておく。

２　災害復旧事業計画の作成及び実施

公共施設の管理者は、管理する施設が災害により被害を受けた場合は、遅滞なく災害を最小限に止めるべく応急復旧対策を講じるとともに、その後の復旧事業については、次により計画を作成するとともに、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の財政援助を活用し、速やかに災害復旧を実施する。

(1) 公共施設災害復旧計画作成

ア　災害の程度による緊急の度合いに応じて、県を通じて国へ災害緊急調査を要望する。

イ　災害の原因を速やかに調査し、査定のための調査、測量、設計を早急に実施する。

ウ　災害緊急調査の場合は、国から事前に復旧計画指導のため本省災害調査官が派遣されることから、その指示に基づき周到な計画を作成する。

復旧計画の作成に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が起こらないよう考慮し、改良復旧を加味した諸工法について慎重に検討を加え、災害箇所の復旧のみにとらわれず、前後の一連の関係を考慮に入れ、改良復旧事業の関連事業又は助成事業等により、極力改良的復旧が実施できるよう提案する。

エ　査定完了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、原則として現年度内に完了するよう、施行の促進を図る。

オ　査定に失格したもので、再度災害の弱点となり、被害の原因となると考えられる箇所は、再調査の上、市単独災として実施する。

カ　大災害等の復旧の場合は、着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底のため、工事が円滑に実施できないことがあることから、事前にこれらについて十分検討するとともに、工法にも検討を加えて計画する。

(2) 公共施設災害復旧事業の種類

県が実施する公共施設災害復旧事業の種類は次のとおりであり、必要に応じて県に事業の実施を働きかける。

ア　公共土木施設災害復旧（県農林水産部、県土整備部）

(ｱ) 河川災害復旧事業

(ｲ) 砂防設備災害復旧事業

(ｳ) 林地荒廃防止施設災害復旧事業

(ｴ) 地すべり防止施設災害復旧事業

(ｵ) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業

(ｶ) 道路災害復旧事業

(ｷ) 下水道災害復旧事業

(ｸ) 公園災害復旧事業

イ　農林水産施設災害復旧（県農林水産部）

ウ　文教施設等災害復旧（県教育委員会）

エ　厚生施設等災害復旧（県健康福祉部）
オ　その他の公共的施設災害復旧（県関係部局、関係機関）

3　災害復旧資金の確保（県危機管理局、東北財務局）

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を講じるなど、災害復旧事業及び災害復旧関連事業の早期実施を県又は東北財務局青森財務事務所に働きかける。

(1) 県の措置

ア　災害復旧経費の資金需要額を把握する。
イ　災害復旧事業債により災害関係資金を確保する。
ウ　普通交付税の繰上げ交付及び特別交付税の交付を国に要請する。
エ　一時借入金及び起債の前借り等により災害関係資金を確保する。

(2) 東北財務局青森財務事務所の措置

ア　必要資金の調査及び指導

関係機関と緊密に連携の上、県、市町村等の必要資金量を把握し、その確保の措置をとる。

イ　金融機関の融資の指導

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、貸出の迅速化等被災者の便宜を考慮した適時適切な措置をとるよう指導を行う。

ウ　災害つなぎ資金の融通

県、市に対し、災害つなぎ資金（財政融資資金地方短期資金）の融通を行う。

(3) その他の措置

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により、国は公共土木施設、農地及び農業用施設等、災害に係る地方債の元利補給を実施する。

4　計画的な復興

大地震等により地域の社会的機能が壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害にあっては、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくりのため計画的な復興を目指すか検討した上、大規模災害からの復興に関する法律に基づいて復興計画を作成し、復興事業を遂行するものとする。

(1) 復興計画の作成等

ア　被災地域の復興は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、復興計画を作成し復興事業の円滑な遂行を図る。
イ　復興計画の作成及び復興事業の遂行のため、国、県、関係機関等との連携・調整を含む実施体制を確立するほか、必要に応じて県を通じて国に対し、財政措置、金融措置、人的支援を求める。
ウ　復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

(2) 復興の理念、方法等

ア　復興は住民の安全と環境保全等にも配慮し、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、復興計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にする。
イ　市街地等の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等の活用を図り、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成を推進する。
ウ　住民に対しては、復興後のあるべき姿を呈示するとともに、復興計画のスケジュール、実施施策等の情報を提供し、住民の合意形成を図る。

第２節　民生安定のための金融対策

災害により被害を受けた個人及び団体等の民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るため、次のとおり金融措置を講じるよう県に働きかけるものとする。

１　農林水産業復旧資金の活用（県農林水産部）

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し、復旧を促進し、農林水産業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和３０年法律第１３６号）に基づく天災資金や株式会社日本政策金融公庫の農林漁業施設資金（災害復旧）等の円滑な融資について指導する。

２　中小企業向け復興資金の活用（県商工労働部）

県は、災害により被害を受けた中小企業者に対し、その経営の安定を図るため、金融機関及び商工団体等の協力を得て、被災中小企業者に対する復旧に向けた資金の活用について周知徹底を図る。

第３節　被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画

災害により被害を受けた地域における民生の安定のため、被災者の生活確保措置を講じるものとする。

１　被災者に対する職業の斡旋（青森労働局）〔就労自立支援室〕

災害による勤務先の会社、事業所、工場等の滅失により、職業を失した者に対し、次のとおり必要な就職の斡旋を行い、被災者の生活の確保を図るものとする。

(1) 職業斡旋の対象者

災害のため転職又は一時的に就職を希望している者又は被災以前からの求職者であって被災に伴い求職活動の援助を特に行う必要があると認められる者

(2) 職業相談

被災地を管轄する公共職業安定所において、職員を現地に派遣し、被災者に対する職業相談を実施する。

(3) 求人開拓

被災者の求職条件に基づき、当該各公共職業安定所において求人開拓を実施するとともに、必要に応じて関係公共職業安定所及び他県に対しても求人開拓を依頼する。

(4) 職業の斡旋

職業相談、求人開拓の結果に基づき、被災者の求職希望に応じた職業を紹介するよう努める。

２　租税の徴収猶予、減免　〔市民税課、資産税課、収納課〕

国、県及び市は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、災害の状況に応じて、申告、申請、請求及びその他書類の提出並びに納付又は納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を実施するものとする。

３　郵便業務に係る災害特別事務取扱い（日本郵便株式会社）（福祉政策課）

災害救助法の適用を受けた災害地の被災者に対して、郵便葉書等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除の措置を講じる。

４　生業資金の確保（県健康福祉部、県・市社会福祉協議会）　［子育て支援課］

災害により被害を受けた者に対し、早急に民生の安定を図るため、次の措置を講じる。

(1) 生活福祉資金の貸付

実施機関：青森県社会福祉協議会

申込先：市社会福祉協議会

(2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

実施機関：県

申込先：子育て支援課、中南地域県民局地域健康福祉部福祉総室/福祉こども総室

(3) 災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

実施機関：市

申込先：子育て支援課

5　生活再建の支援（国、県、市）

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、国及び都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

6　義援物資、義援金の受け入れ（県健康福祉部）〔福祉政策課、子育て支援課〕

(1) 義援物資の受入

県民、企業等からの義援物資について、受け入れを希望するもの及び受け入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県に報告する。

(2) 義援金の受け入れ、配分

県民、企業等からの義援金は、日本赤十字社青森県支部及び県で受け入れし、それぞれの配分委員会の決定に基づき、市が被災者に配分する。また、市で受け入れた義援金は適切に保管し、市配分委員会を組織し、協議の上、被災者に配分する。

その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

7　住宅災害の復旧対策等（県県土整備部）　〔建築指導課〕

災害により住宅に被害を受けた者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法に規定する災害復興建築物及び被災建築物資金の融通等を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

(1)　災害復興住宅資金

県及び建築指導課は、災害復興建築物及び被災建築物資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の算定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図る。

(2)　災害特別貸付金

建築指導課は、被災者の希望により災害の実態を調査した上で被災者に対する貸付金の融資を住宅金融支援機構に申し出るとともに、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借入申込の希望者に対して借入れの指導を行う。

(3)　住宅相談窓口の設置

住宅金融支援機構は、県と協議の上、必要と認められる市町村に住宅相談窓口を設置し、相談を受け付ける。

8　生活必需品、復旧用資機材の確保（県健康福祉部、環境生活部等）　〔商工政策課、法務契約課〕

被災地における民生の安定を図り、業務運営の正常化を早急に実施するため、生活必需品、災害復旧資材の適正な価格による円滑な供給を確保するとともに、関係機関と緊密な連絡協調のもとに物資の優先輸送の確保に必要な措置、その他適切な措置を講じる。

9　農業災害補償（県農林水産部）　［農業政策課］

県は、農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業災害補償法（昭和２２年法律第１８５号）に基づく農業共済について、補償業務の迅速化、かつ適正化を図る。

10　漁業災害補償（県農林水産部）　〔農業政策課〕

漁業経営者の災害によって受ける損失を補償する漁業災害補償法（昭和３９年法律第１５８号）に基づく漁業共済について、補償業務の迅速化、適正化を図る。

11　罹災証明の交付体制の確立　［資産税課］

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較し被災市の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、市に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図る。

12　被災者台帳の作成（県関係部局）［市関係課］

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市の要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

13　被災者の住宅確保の支援（県県土整備部）　［財産管理課］

被災者の住宅確保のため、災害公営住宅を建設するとともに、既設公営住宅及び空家等への特定入居を行う。また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

14　地震保険の活用　［建築指導課］

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公共性の高い保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の１つであることから、その制度の普及促進に努めるものとする。

15　援助、助成措置の広報等（県関係部局、市）

被災者、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広報するとともに、相談窓口を設置する。

弘前市地域防災計画（地震災害対策編）

平成１９年２月作成
（平成２２年２月修正）
（平成２６年６月修正）
（平成２７年２月修正）
（平成３１年○月修正）

発行者：弘前市防災会議
事務局：弘前市企画部防災安全課

弘前市大字上白銀町１番地１
電話　0172－40－7100